

中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書

平成 27 年 8 月 25 日

川 崎 市

目次

はじめに・検討経過	1	(カ) 川崎市・区社会福祉協議会	
I 事実関係の把握		(キ) 川崎市・区保護司会	
1 事件の概要	2	(ク) 川崎市・区PTA協議会	
2 事件関係者の人物像・人間関係等及び事件発生までの経過	2	(ケ) 行政区・中学校区地域教育会議	
		イ 検証と考察（※各種団体等アンケート結果から見えてくること）	
II 検証と考察		(2) 地域の安全・安心まちづくり	
1 教育委員会関係（学校等）	3	ア 防犯灯	
（1）視点① 児童生徒理解について		イ 防犯カメラ	
（2）視点② 保護者・家庭・地域との連携について		(3) 子どもの居場所づくり	
（3）視点③ 校内体制について		ア こども文化センター等	
（4）視点④ 学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携について		イ 子ども夢パーク	
（5）視点⑤ 生命尊重・人権尊重教育について		ウ 公園等	
（6）全市的な取組のその他の検証項目		エ 考察	
2 市関係部局	26	4 警察との連携	51
（1）保健・福祉領域		5 検証と考察のまとめ	52
ア 制度の概要		（1）教育委員会関係	
イ 検証と考察		（2）市関係部局	
（2）児童相談所		（3）子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組	
ア 制度の概要		（4）警察との連携	
イ 川崎市の児童相談所の体制と相談援助の現状		（5）総括	
ウ 検証と考察		III 再発防止策に関して	
（3）青少年健全育成事業		1 緊急対策として実施したもの	59
ア 事業の概要		2 今後、取組の強化を進めるもの	60
イ 検証と考察		（1）教育委員会の取組	
（4）子どもの相談機関		（2）学校に求める取組	
ア 各相談機関の概要		（3）保健・福祉領域の取組	
イ 検証と考察		（4）児童相談所の取組	
3 子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組	40	（5）青少年健全育成事業における取組	
（1）地域における活動主体及び各種団体等との連携		（6）子どもの相談機関における取組	
ア 活動主体や各種団体等の状況		（7）地域の安全・安心まちづくり	
（ア）民生委員児童委員・主任児童委員		（8）子どもの居場所のあり方の検討	
（イ）青少年指導員		（9）警察との連携の推進	
（ウ）川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会		（10）子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化	
（エ）川崎市青少年問題協議会		3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置	71
（オ）川崎市・区安全・安心まちづくり推進協議会		資料編	
		1 主な経過	72
		2 関係要綱等	78

はじめに

本年2月20日、川崎市川崎区が多摩川河川敷において、市内在住の中学1年生が亡くなる大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、逮捕された容疑者も市内在住の少年たちであったことも相まって、社会に大きな衝撃を与えたところです。

本市は、この事件を重く受け止め、教育委員会事務局において検証委員会を設置するとともに、全庁的な庁内対策会議を設置し、外部有識者の意見も踏まえ、このような事案が二度と繰り返されることのないよう、再発防止に向けた総合的な対策について、市を挙げて取り組むこととしました。

本市では、全国に先駆けて、平成12年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、川崎の子どもたちが学校や地域で安心して生活し、自分らしく、生き生きと心豊かに暮らせるように、学校における生命尊重・人権尊重教育の推進や、子ども会議の開催、子ども夢パークの開設など、さまざまな取組を行ってきました。

しかしながら、子どもが抱える課題が多様化・複雑化している中、次代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も出さないために、家庭・学校・行政・地域等、子どもに関わるすべての大人たちが、さまざまな生きづらさを抱え、居場所を失うなどしている子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾け、これまでよりそれぞれが一步でも踏み込んだ支援を行うなど、子どもにやさしいまちづくりを推進していく必要があると考えています。

そのためには、まずは行政の職員一人ひとりがそのことを十分に認識して意識を高め、子どもやその家庭に関するSOSをしっかりと受け止められるよう努めるとともに、地域の皆さまや関係機関等の協力も得ながら、これまで以上に情報を共有化し、連携した取組を強化することが急務であると考えています。また、未然防止の観点からも、子どもにやさしいまちづくりを地域と一体となって推進していくために、部局横断的な連絡調整機能を設置するなどの全庁的な取組を行っていきます。

このたび、再発防止に向けた検討結果を取りまとめましたが、もとより報告書に掲げた再発防止策を実施するだけでなく、方向性に沿った更なる取組を推進していく必要があります。

今後、本報告書の再発防止策を着実に実施していくとともに、中長期的な対応が必要な対策等については、より実効性のある取組とするために、別のステージで引き続き議論を進めながら、関係機関、関係団体等の幅広い御意見をいただくなどして、取り組んでまいります。

検討経過

- ・中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会
目的：事件に係る事実関係の検証、市内のすべての市立学校の教育活動に活かされる仕組みづくり、関係局等と連携した再発防止
開催回数：9回
- ・中学生死亡事件に係る庁内対策会議
目的：子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策の検討、事件に係る再発防止等の検討
開催回数：9回、作業部会16回
- ・外部有識者会議（専門委員による合同会議）
目的：検証委員会及び庁内対策会議における審議内容についての調査・検討（庁内対策会議報告書の内容に適宜反映）
開催回数：4回
※開催経過等については資料編参照。

I 事実関係の把握

1 事件の概要

平成 27 年 2 月 20 日午前 6 時 15 分ごろ、川崎区港町の多摩川河川敷で、若い男性が草むらに倒れているのを通りがかった女性が発見し、付近の男性を通じて 110 番通報した。着衣や所持品はなく、すでに死亡していた。

2 月 21 日に警察が身元を断定し、被害者は川崎市立中学校 1 年 A さん（13 歳）と判明した。

その後、2 月 27 日、容疑者として川崎市内在住の少年 3 人が逮捕され、3 月 19 日の家庭裁判所送致、5 月 12 日の検察官送致（逆送）を経て、同 21 日に横浜地方検察庁から起訴されるに至っている。

2 事件関係者の人物像・人間関係等及び事件発生までの経過

事件に関わる主要な関係者の経歴及び人間関係等の状況を明らかにしたうえで、事件発生までの経過について、外部有識者による多角的な分析を踏まえて、詳細な検証を行ったが、個人に関する情報に関わる内容については非公表とする。

○ 当該校（A さんの通学先の中学校）の生徒の様子

- ・当該校の生徒たちは落ち着きのある雰囲気の中、規律正しい学校生活を送り、特別活動を大切にされた教育活動が展開されている。全校的に取り組んでいる合唱を含め、各行事に学校全体で取り組む雰囲気があり、そのような校風に多くの生徒が自信をもって活動している。
- ・生徒は、プログラム委員会の活動等で自主性が大切にされていることを感じながら活動しており、それを支える教職員に信頼を寄せている。
- ・生徒からの聞き取りによると、友人間のトラブルは少なく、たとえトラブルが起こってもそれを自分たちで解決する術や糸口を見出せると考えている生徒が多い。また、教職員に対して親しみやすいという印象、信頼感を抱いている生徒が多い。

○ 当該校の周辺環境

- ・当該校周辺は、かつて生活環境の変化が少ない地域であったが、近年、新しく大型マンションが多数建設され、それに伴い大型商業施設や遊戯施設が学校近辺にオープンしている。そこは、当該校生徒の遊び場所となるとともに、学区外からも多数の中高生や有職・無職の少年、成人が集まって、新たな交友の場となり、子どもたちの学校外でのつながりができたり、時にはトラブルのきっかけの場ともなっている状況である。また、他地区から転居してきて小中学校に転入する児童生徒も多数いて、当該校保護者や地域の方々への聞き取りでは、保護者同士のつながりが希薄になってきている状況や、見知らぬ子どもたちが増えてきている中で声をかけづらくなっている状況などが指摘された。

II 検証と考察

I章で把握した事実関係を踏まえると、本事件の検証や再発防止策の検討等を行うに当たっては、教育的な視点のみならず、さまざまな観点から全庁的な対策を検討する必要がある。本章では、こうしたことから、学校をはじめとする教育委員会関係及び市関係部局それぞれにおいて、再発防止に向けた考え方等について具体的な検証と考察を行った。

1 教育委員会関係（学校等）

本事案を通して、子どもたちの安全・安心という明確な課題は当然のことであるが、生徒一人ひとりに対する共感的で多角的・多面的な理解に基づいた生徒指導のあり方や、長期にわたって欠席している生徒に対する内面に寄り添った対応のあり方が改めて問われている。これらの課題に対しては、今までも各学校は家庭や関係機関との連携を図りながら相応の対応はしてきたが、近年の携帯電話・スマートフォンの普及やSNSの発達等によって学校外での交友関係が広範囲にわたり、大人からは大変見えにくくなっている状況がある。また、そのような中で被害者本人を含めた子どもたちの不安や悩みを周囲の大人がキャッチできなかったという点も重く受け止めなければならない。

学校・教育委員会としては、今後なすべき対応は何か、関係機関との連携をどう強化していくか、また、社会全体としてこのような課題にどう取り組んでいくのかを明らかにすることが、本事案の検証と再発防止に向けた最も大切な基本的姿勢となる。

教育委員会事務局検証委員会では、本事案の背景を「市内のどこの学校でも起こりうること」としてとらえ、どのような教訓が得られるのかを検討するために、次の5つの視点を中心に検証を進めた。

○検証委員会における主な検証の視点

①児童生徒理解の検証

（長期欠席児童生徒の状況の把握・緊急避難を要する児童生徒への対応の検証を含む）

②保護者・家庭・地域との連携の検証

③校内体制の検証

④学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携の検証

⑤生命尊重、人権尊重教育の検証

また、これらの5つの視点に加え、全庁的な取組のその他の点検項目として、以下の内容についての検証を行った。

- ・不登校対策
- ・中学校の生徒指導体制の見直し
- ・情報モラル教育（SNS利用に関する実態調査を含む）
- ・子どもの相談窓口の認知度及び活用度の実態調査

（1）視点① 児童生徒理解について

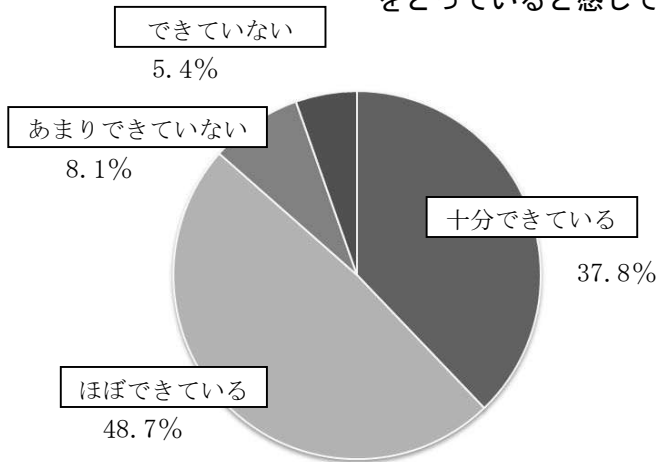
ア 当該校における生徒理解の実態

- ・当該校では、各学年の学年経営計画において「学年経営の基本方針」「学年目標」に生徒理解に関する内容が位置付けられ、組織的に生徒理解に取り組めるように工夫されていた。年間2回の教育相談、各学年6時間ずつのかわさき共生＊共育プログラム、効果測定がそれぞれ実施され、生徒の心を育てるという姿勢で生徒理解に努めていた。
- ・特別活動を軸とした学校行事への取組が盛んで、体育祭や文化祭は生徒にとっての学校自慢のひとつであり、保護者や地域住民からも高い評価を受けている。これらの行事への取組を通じ

II-1 教育委員会関係（学校等）

てリーダーを育成し、生徒主体の取組となるように教職員が支援するという関係がつくられている。

・教職員アンケート①「一人ひとりへの生徒理解を進めるための共通認識を持てるような校内体制をとっていると感じていますか。」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が86.5%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が13.5%となっている。

- ・先述のように、当該校では生徒理解を組織的に進めようとする取組が行われており、多くの教職員がそのことを「共通認識が持っている」と捉えている様子が見える。しかし、その状況を「あまりできていない」「できていない」と否定的な見方をしている教職員が1割強存在することを学校としてどのように受け止めるかが今後の課題となる。
- ・記述回答を求めたアンケートでは、次のような結果が見られた。

Q：「生徒指導」ではなく、「生徒理解」という観点から、本校の指導体制や不登校・問題行動などの課題を考えたとき、スムーズに進んでいる面と、課題として考えている面をお書きください。

スムーズに進んでいる面	課題として考えている面
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子を教職員間で日常的に話し、情報共有に努めている。やるべきことを明確にして取り組むように心がけている。 ・クラスに関係なく多くの生徒と話をする教員が多く、学年内の情報共有はできている。 ・どの教員も家庭と連絡をとり、生徒理解に努め、その内容は学年内での連携や共通理解が図られている。情報を共有する場が設けられているので、伝達がスムーズで、チームとして対応しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等で忙しく、生徒の声にゆっくりと耳を傾ける時間が十分に取れない。実行委員等の活動の中心となる生徒と関わる時間はとっていても、一人ひとりの生徒の内面深くまで迫れるような関わりができていないと感じる。 ・不登校生徒に対する生徒理解は十分とは言えない。不登校や問題行動は理由が似ていても、一人ひとり違い、対応もさまざまだということを再認識する必要がある。

- ・スムーズに進んでいる面として、「情報が共有されていること」、「学年内で連携が図れていること」を挙げる教員の割合が多い傾向にある。このことはアンケート①にある共通認識とも重ねて考えることができる。
- ・課題として考えている面では、教職員の多忙感や生徒と向き合う時間の不足を指摘する意見が多い傾向にあったが、一人ひとりへの丁寧な対応の必要性や、リーダー中心の関わりになっていないかという指摘も見られる。

- ・生徒理解の基本を一人ひとりの生徒に対する共感的で多角的・多面的な理解と考えたとき、一人ひとりへの丁寧な対応の必要性や、生徒の内面に迫るような関わりを求める少数の教職員の声にこそ耳を傾ける必要がある。このような意見を今後のより確かな生徒理解に向けた学校体制づくりに生かしていくことが望まれる。

・平成26年度の全国学力・学習状況調査では次のような結果も見られる。

質問番号28：先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

(%)

	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校		当該校の数値は非公開		
全国(公立)	26.2	47.9	18.2	6.9

- ・「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」を合わせると大差はないが、「当てはまる」と積極的に肯定した生徒の割合を見ると、全国の平均と比べて開きがあることが分かる。
- ・この回答結果は、教職員アンケートで見られたリーダー中心になっていて、そのほかの生徒に目が行き届いていないという指摘に通じる可能性も考えられる。教員が生徒一人ひとりに対してきめ細かく、共感的に理解していくことを生徒理解の基本姿勢と考えたとき、生徒たちが、「先生が自分のよいところを認めてくれている」と感じられることはとても大切な視点となる。
- ・この質問の結果を当該校がどのように受け止め、どのように今後の生徒指導に生かしていくかが重要になる。生徒一人ひとりに対する共感的で多角的・多面的な理解に基づいた生徒指導のあり方を改めて考え、生徒理解をより一層充実させるための取組について検討していくことが課題となる。

イ 長期欠席生徒の状況の把握について

- ・当該校では、生徒指導部を中心に生徒指導に関する指導事項や留意点について共通理解を図り、組織的に対応することを意識していた。不登校生徒への対応についても以下のような内容での留意事項が示されていた。

- 不登校生徒への電話連絡や家庭訪問をこまめに行い、本人との関係を切らさないようにする。本人と会うことができなくても、保護者との関係を切らさないようにする。
- 不登校生徒への対応を記録に残しておく。
- 不登校生徒対応の特効薬はない。地道な関係づくりを心がけることで、解決に向けての糸口が見えてくる。

- ・各担任は、これらの留意事項を踏まえて不登校生徒への対応をしていた。また、不登校生徒への対応は基本的に学年を単位にして取り組むこととなっており、情報の共有や対応策について学年内の連携も図られていた。
- ・不登校については原因も状態像も複雑化・多様化していることもあり、不登校の状況にある生徒の内面に目を向けながら、一人ひとりの状況に応じた対応が求められる。各担任は生徒本人や保護者との関係づくりを意識しながら対応していたが、本人と話すことができない、保護者と連絡がとりづらいといったケースもあり、対応に行き詰まりを感じている様子も見られた。
- ・記述回答を求めたアンケートでも、次のような結果が見られた。

Q：あなたは不登校の生徒に対し、どのような対応を心がけていますか。

- ・保護者と連絡をとる、本人に電話に出てもらい話をする、家庭訪問をする、本人が来られる時間に学校に来てもらう等、状況に合わせた対応を心がけ、できる限り本人や保護者の意向に沿うように対応しているが、接点をどのようにもつか苦慮することも多い。
- ・保護者も困っている場合が多いので、話を聴き、その気持ちに寄り添うように対応している。連絡を継続し、関係を切らさないように心がけているが、ケースによっては本人と会えないこと、話ができないことも多く、内面的な部分を理解することが難しいという苦しさがある。

ウ 要緊急避難生徒への対応について

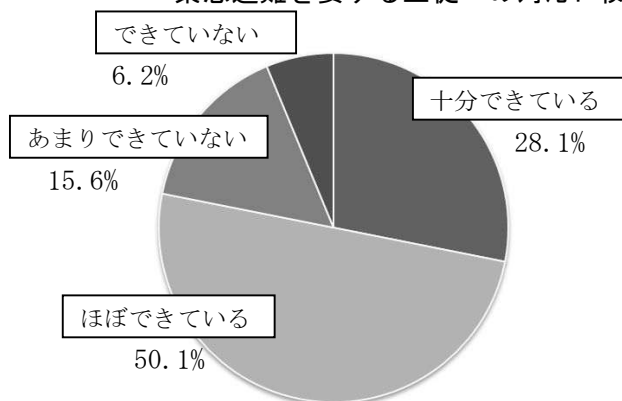
①本事案における校内の対応

- ・ 冬季休業明け以来、学校は保護者と連携を図りながら対応していたが、Aさんが置かれていた心理的な状況理解にまではいたらず、危機感を高めることができずに、緊急支援体制をとるという判断にはいたらなかった。

②職員アンケートから浮かび上がる課題

・ 教職員アンケート②

「緊急避難を要する生徒への対応に関してその体制が十分だと考えますか」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が78.2%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が21.8%となっている。

- ・ 8割弱の教職員が肯定的な見方をしているが、十分できていると積極的に肯定する教職員の比率は他の設問に比べて若干低めである。事件発生から日が浅い時点でアンケートを実施したことが影響している可能性も考えられるが、緊急避難を要する生徒への対応について、校内で十分に共通理解が図られていなかった可能性が浮かび上がってくる。緊急避難を要する生徒への対応は頻繁にあるものではなく、また、各学校では緊急避難を要する事態に発展しないよう未然防止に向けた取組を強化することが通常であり、緊急避難を要する可能性があると感じたときに迅速に判断し、対応する体制について十分に意識を向けられていなかった可能性がある。
- ・ この質問では、記述回答も求めていたが、そこには次のような意見が寄せられた。

- ・ 学校が気付いたり校外から情報が入手できたりしたときには、状況に応じて外部機関への相談を視野に入れて早期解決に向けて動いている。管理職と担任、生徒指導担当と相談し判断できていると感じていたが、今回の件を受けて、改めて対応・判断の難しさを痛感している。どういう状況でどの機関につなげばよいか校内で整理していく必要がある。
- ・ 生徒との関係を今まで以上に大切に、いろいろな情報が入るようにしていかないといけない。

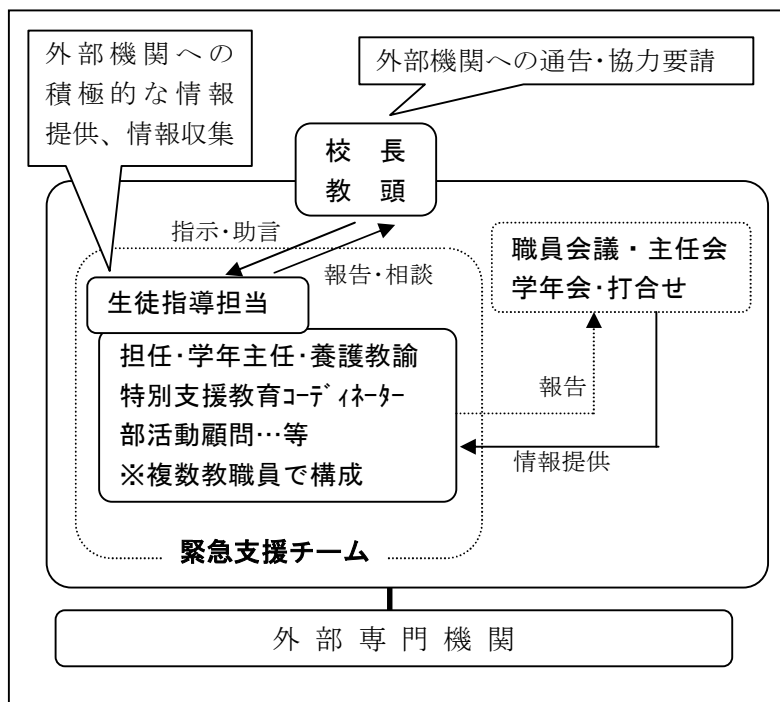
- ・ 今回の事案を受けて、教職員は緊急支援体制をとることができなかったことを重く受け止め、悔やんでいる。情報が不足していた、さまざまな可能性を想定できなかった等、危機感を高めることができなかった要因はあったが、生徒理解という視点に立ったときに、Aさんが冬季休業まではほとんど欠席なく登校していたことを重ねて考えると、何よりもAさんやAさんの保護者と直接会い、Aさんがどのような状況にあり、どのような援助を必要としているのかを見極めるために、ゆっくり話を聞く機会をもつ必要があったと考える。

③生徒理解に基づいた生徒指導体制について

＜生徒理解のための緊急支援チーム＞

- ・ 登校できない生徒が抱える背景はさまざまであり、一人ひとりの生徒をどのように理解し、指導に当たるかという生徒理解の視点が欠かせない。本事案のように生徒の交友範囲が広がり、校外で活発に行動しているような場合には、学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的

に検討し、つなぎ合わせることでその生徒の行動の背景を解釈していくことが求められる。このような作業は担任が一人で行うのではなく、当該生徒と関わりのある複数の教職員が“協働”で行う必要がある。



- ・収集した情報から緊急度が高いと認められる事案については、校長のリーダーシップのもとで緊急支援チームを編成し、積極的に外部の関係機関と連携を図りながら対応していくことが求められる。
- ・緊急支援チームを構成する教職員はそれぞれが持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努め、当該生徒の状況を多面的・多角的に検討し、解釈していく。その際には、行動の結果だけに目を向けるのではなく、その行動の原因や背景を丁寧に読み解くことが求められる。また、対応の経緯を記録したり、資料を整理したりしておくことも大切になる。

【図表 2-1】 <緊急支援チームのモデル>

(2) 視点② 保護者・家庭・地域との連携について

ア 本事案におけるAさんの保護者との連携について

- ・1月以降、学校は保護者と連携を図りながら対応していた。この経過については校内で連絡・情報共有が適宜行われ、学年職員の間でも共有されていた。

イ 学校と家庭・地域の連携について

- ・保護者同士の連携の必要性は日頃から感じていることがわかる。ただ、保護者の価値観も多様化し、積極的に関わりを持つことに前向きではない家庭があることも事実で、そのような保護者をどのように巻き込んでいくかという点には大きな課題がある。今回の意見交換会はPTA役員に参加していただいたこともあり、どちらかというに関わりをもつことを推進している立場からの意見である。その一方で、仕事や子育ての多忙さ等により、PTA活動になかなか参加できなかったり、保護者同士の関係を築くことが難しかったりする保護者も一定の割合であることも事実である。このような保護者をどのように支援し、いざという時にお互いに連絡が取り合える関係を築いていくかについて具体的な方策を考えることが求められる。また、このような課題は当該校に限ったことではなく、すべての市立学校に当てはまることであるので、教育委員会をはじめ関係機関がどのような支援をしていくかについても検討していかなければならない。
- ・環境の変化が進行するなかで、その変化に対応した「地域のあり方」を考えていく必要性を感じていることがわかる。当該地域のような変化は人口増加傾向が続く本市においては、どの地域でも起こりうる課題である。
- ・地域の大人たちは子どもたちの気になる行動を目にしているにもかかわらず、そのことをどこに連絡したり相談したりすればよいのかわからないといった思いをもっている。子どもたちが集団でいる場

合や深夜に徘徊している場合などは、その姿を見かけても直接声をかけることは難しい。そのようなときに対応してくれる窓口の必要性を感じていることがわかる。(同様の意見が保護者代表との意見交換でも出されている。)当該校でも、地域住人から連絡を受けた場合には、複数の教員で現場に向かい、対応する体制がとられていたが、子どもたちの“気になる行動”が夜間や深夜に見られた場合、また、学区を越えて他地域から移動してきた可能性があると感じた場合には、学校に連絡してよいのか、どう相談すればよいのかといった点で難しさを感じている様子が見られる。

(3) 視点③ 校内体制について

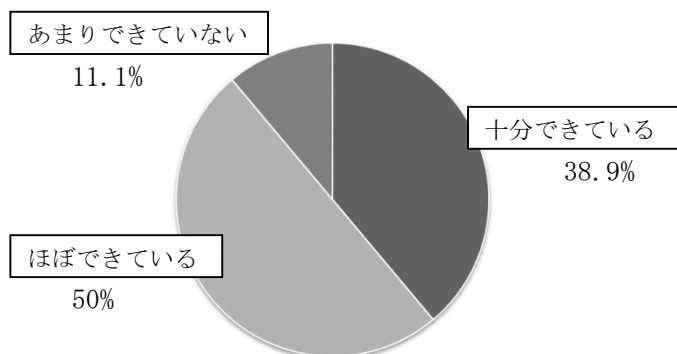
ア 本事案における校内の対応及び協力体制について

- ・校内では学年を中心とした協力体制のもとで指導が行われていた。学校は継続して保護者との連携を図りながら、近隣校との情報の提供と収集に努め、そこで得た情報は校内で共有されていた。
- ・校内の体制として、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有及びそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかった。

イ 教職員アンケートから浮かび上がる課題

- ・本事案から教訓を得るという視点から、事案発生後に全教職員を対象に実施したアンケートをもとに校内の生徒指導体制について考察する。

・教職員アンケート③「生徒指導に共通認識をもって当たれる体制ができているか。」



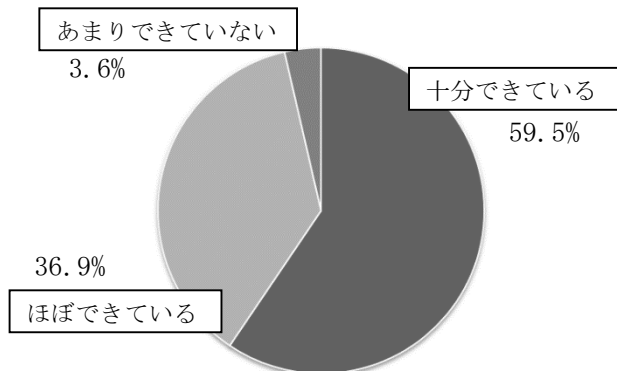
「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が 88.9%、「あまりできていない」と回答した教職員が 11.1%となっている。

・教職員アンケート④

「次のような観点での共通認識をもてるような体制をとっていると感じているか。」

④-1

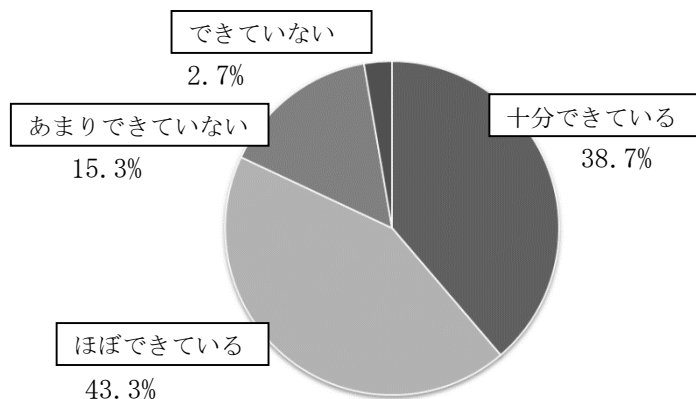
「学校でのきまり、登下校指導、始業前・休み時間の教員の動きに関すること」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が96.4%、「あまりできていない」と回答した教職員が3.6%となっている。

④-2

「一人ひとりへの生徒理解、生徒の問題行動、生徒の不登校に関すること」

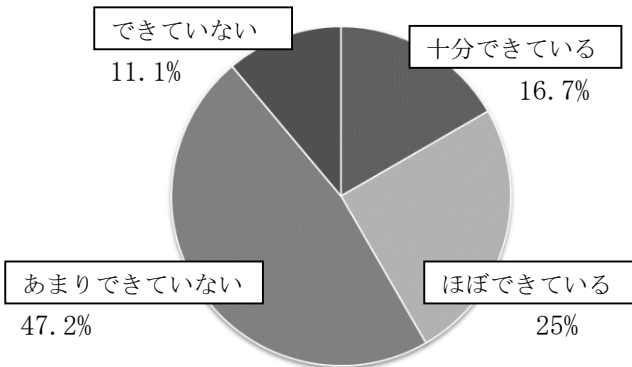


「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が82%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が18%となっている。

- ・アンケート③の結果から、当該校のほとんどの教員は生徒指導において共通認識をもっていると考えていることがわかる。また、アンケート④-1の結果からもわかるように、規律ある学校生活を送るための指導が各教員の共通理解のもとで全校的な取組としてしっかりと行われていることがうかがえる。当該校の生徒が落ち着きのある雰囲気の中で学校生活を送ることができているのは、教職員による日ごろの学校づくり、雰囲気作りが根底にあり、生徒たちも、自分たちの学校の雰囲気に誇りをもっており、各教科等の学習だけでなく、年間を通じたさまざまな行事に生き生きと取り組んでいる。
- ・しかし、アンケート④-1と④-2の結果を比較すると、学校のきまり、登下校指導、始業時や休み時間等での教員の動き等の、判断の基準が明確で教員がどのように対応すればよいのかが示されていることに対する対応については自信をもっているが、生徒理解、問題行動に対する指導、不登校生徒への対応等の個々の状況に合わせて判断し対応しなければならないことについてはどうすればよいのか戸惑い、不安を抱えている教職員がいることがうかがえる。家庭と連携を図りながら、状況に応じた柔軟な対応が求められる問題や、生徒理解に基づいた一歩踏み込んだ対応が求められる問題について、十分な共通理解を図って対応できるような体制づくりに課題があることが浮き彫りになっている。

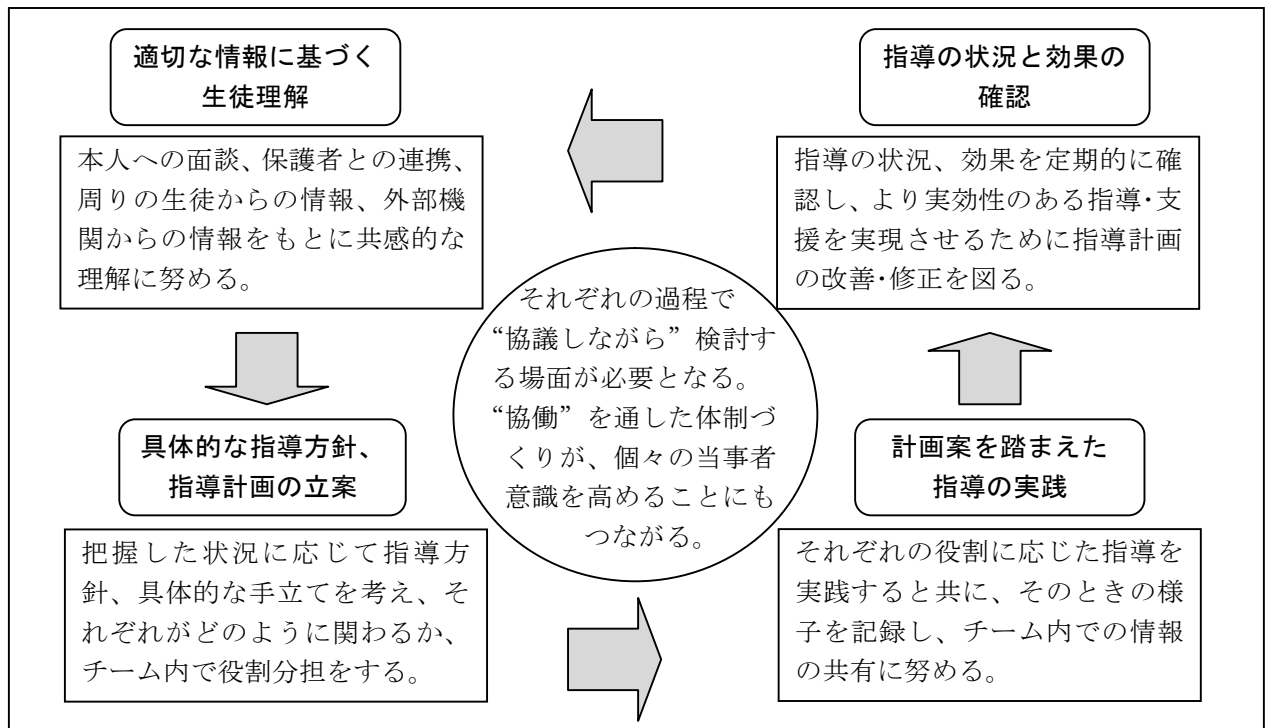
ウ 生徒指導体制の工夫・改善について

・教職員アンケート⑤「個人の意見や考え方が取り上げられ、組織全体の見直しや指導体制の改善に生かしていけるようなシステムや雰囲気があるか。」



・「あまりできていない」「できていない」という否定的な回答が、「できている」「ほぼできている」という肯定的な回答を上回っている。

- ・生徒指導に対しては、共通認識をもって指導することができている、指導すべき内容も明確になっていると自信をもって回答していた当該校の教職員が、学校の体制に目を向けたときに、「個人の意見が尊重され、指導体制の見直し、改善に生かされているか」という点については58.5%が否定的に捉えている。また、この傾向は教職員への聞き取り調査においても見られた。本校在籍年数の差や教員経験の差によって、組織全体の見直しや指導体制の改善、ひいては学校体制作りについての考え方に差異が認められた。これまでの慣例にしばられて、新しい意見や考え方が学校運営体制全般に反映されにくい状況があったことが浮かび上がってくる。
- ・このような状況が本事案発生の要因として大きく影響したかどうかを明らかにすることはできなかったが、「個人の意見を尊重し、組織全体の見直しや指導体制の工夫・改善に生かす」という課題は多くの市立学校で起こり得る課題だと考えることができる。柔軟で組織的な指導を実現させるための体制づくりを進めていく必要がある。



【図表 2-3】 <柔軟で組織的な指導を実現させるためのサイクルの例>

- ・「状況の把握」→「計画の立案」→「指導の実践」→「状況と効果の確認」→「より深い生徒理解」といった一連のサイクルを意識することで、組織の見直しや指導体制の改善を効率よく行うことができる。また、それぞれの場面において“協議すること”を意識することで、担任が課題を一人で抱え込んでしまうことを防ぎ、当該生徒に関わる教員の当事者意識を高め、各々が課題の解決に組織的に参画しながら校内の指導体制づくりに取り組んでいるという自覚を促すことにもつながる。
- ・問題の早期発見と適切な対応のためには、明らかな問題行動ではなくても、以前と比較して行動などに変化が見られたときに、それを問題の予兆ととらえ、学校として対応していく体制を取っていくことが求められる。そのような予兆としての変化を、教員間でしっかりと把握し、共有しておくことが重要である。
- ・そのような予兆が見られた場合には、当該生徒や保護者に関わることのできる複数の関係教員でチームを作り、把握した事実の共有だけでなく、解決に向けてどのような方針で臨み、どのような対策をとろうとしているのかといった指導の方針や過程及び取組状況を共有するという視点で話し合いをもちながら子どもと家庭に関わり、担任だけで問題を抱えないようにすることが重要である。
- ・学校は収集し得る情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることで、変化の背景を解釈し、本人の立場になりきって共感的に理解していくことが基本となる。そのような作業から得た当該生徒像を思い描きながら、当該生徒への関わり方や、その関わりが「本人が望んでいる支援策になっているか」を振り返ることも必要であり、このような作業を、当該生徒や保護者に関わることのできる複数の教員で、チームとして協働で行うことができるような校内体制を作っていくことが必要である。

（４）視点④ 学校・教育委員会・関係機関（関係局）相互の連携について

ア 学校と教育委員会との連携

- ・学校と教育委員会との連携は、学校教育部川崎区・教育担当（川崎区役所こども支援室内）による計画的な学校訪問（年間５回程度）と、緊急の事故や事件、また学校だけでは解決が困難な特別な事案が発生した場合の緊急的な学校訪問、加えて日常的な電話相談等によって行われている。
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）の活用や、外部機関との連携を視野に入れた児童生徒や家庭への関わり必要性については、今までも教育委員会は合同校長会議や地区校長会議において周知を図ってきたが、学校がそのような対応に踏み切るかどうか躊躇しているような場合には、区・教育担当への相談を促すなどのアドバイスが不十分であった面もあった。
- ・また、教育委員会への相談も含めそのような外部機関との連携を図るかどうかは、校長の判断によるものではあるが、生徒指導担当者や学年主任等にも外部機関との連携を視野に入れた対応の方法について、教育委員会から具体的な活用例を示すなど改めて周知し徹底していくことが必要である。
- ・長期欠席傾向の児童生徒の欠席状況等については、学校から区役所区民課への月例報告がなされていたが、教育委員会としては、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」においてその人数を把握するにとどまっていた。しかし、今回の事案を受け、教育委員会として各学校の長期欠席傾向児童生徒の情報を月単位で収集し、状況改善のための支援を積極的に行う体制を整えることが必要である。
- ・さらに、区・教育担当が、より積極的に学校状況を把握し、状況に応じてSSWの積極活用をすすめて外部機関との連携に導くなど、区の実態に応じた適切な指導・助言を行うよう、日常的な情報交換や学校訪問のあり方の見直しを図ることも求められる。

イ 学校と関係局区との連携

- ・学校と関係局区との連携については、日常的に関わりのあるこども関係施設であるこども文化センターとの情報連携、児童生徒の虐待の可能性が考えられる事案に関わっては、児童相談所との連携があり、対応の必要がある場合、区・教育担当を介するケースが通例である。

ウ 教育委員会と関係局区との連携

- ・教育委員会と関係局区の連携は、事案により多岐に渡るが、子どもの安全という視点からは、児童生徒の虐待の可能性に関わって、区役所こども支援室を介した関係部署との連携事案が多い。特に、教育委員会の区・教育担当課長が、こども支援室学校・地域連携担当課長も併任して区役所に配置されていることもあり、区役所の福祉部門との連携は日常的に行われている状況がある。
- ・川崎区の長期欠席傾向の児童生徒の多さや、家庭環境に関わる支援ケースの多さ等からも、他の区以上に慎重で的確な関係局区・関係部署の関わりが必要であろう。
- ・今後、関係局区において、情報を学校や教育委員会とどの程度、どのように共有する必要があるかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所のどの部署がどのように子どもや家庭の状況把握に関わっているのかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。

エ 教育委員会（学校）と警察との連携

- ・本事案では、平成 27 年 1 月の川崎臨港地区学校警察連絡協議会終了後に、生徒指導担当が近隣校の担当者及びこども文化センター職員に A さんに関する情報を提供し、A さんの交友関係等に関する情報を収集しようとしたが、A さんの状況把握に関する有効な情報は得られなかった。
- ・検証委員会「中間取りまとめ」の「検証と考察のまとめ」において、「A さんをめぐるトラブルで警察が出動したとの報道があるが、その情報を警察が学校に伝えられる制度が確立していたとしたら、学校は A さんの変化をより重大にとらえ、A さんへの緊急支援体制を取っていた可能性があったとも考えられる。」と指摘した。
- ・そして、4 月 28 日の教育委員会議において、今後、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」（案）が承認された。
- ・今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的動きを進めていく予定であり、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用に努めていく。

（５）視点⑤ 生命尊重・人権尊重教育について

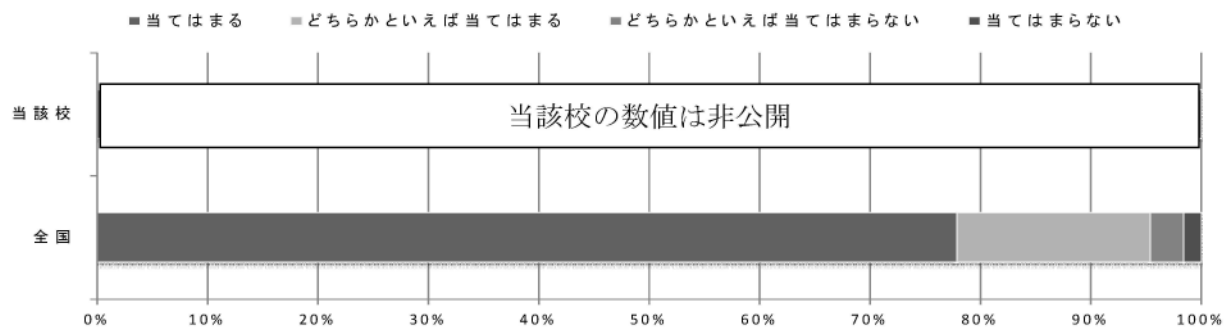
ア 当該校における生命尊重・人権尊重教育の取組について

- ・当該校では、学校経営の重点課題の一つに「思いやりの心や、自立(自律)心の育成」を位置づけ、学級活動、生徒会活動、かわさき共生*共育プログラム、道徳の時間、総合的な学習の時間を連携させて実践している。生命尊重・人権尊重教育については、豊かな心の育成を目指し、道徳の時間及びかわさき共生*共育プログラムを軸に展開されていた。
- ・道徳の指導は教育課程編成の全体構想でも指導の重点に位置付けられ、各学年のめあてを示し、道徳教育全体計画に基づいて計画的に取組が進められるように工夫されている。また、かわさき共生*共育プログラムについても人間関係づくりや社会性を育成することをねらいとして人権尊重教育の年間計画に位置付けて、各学年で標準時間の 6 時間を実施している。
- ・平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果では、以下のような結果が出ている。

質問番号 36：人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか。

(%)

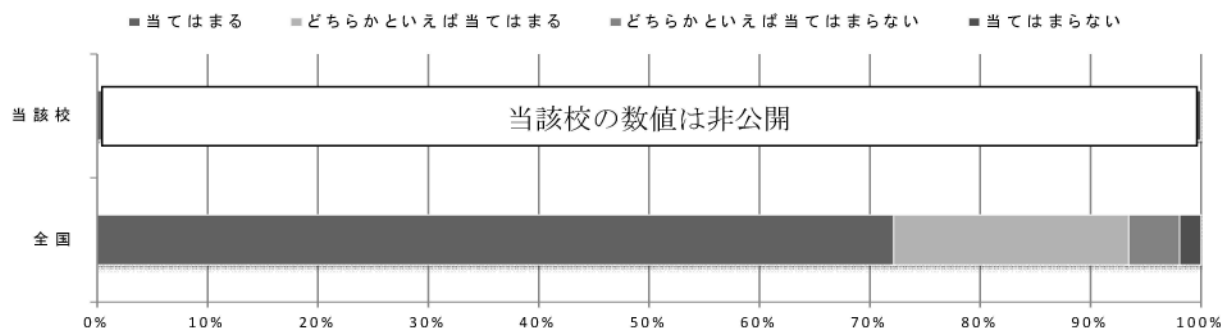
	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校	当該校の数値は非公開			
全国(公立)	77.8	17.5	3.0	1.6

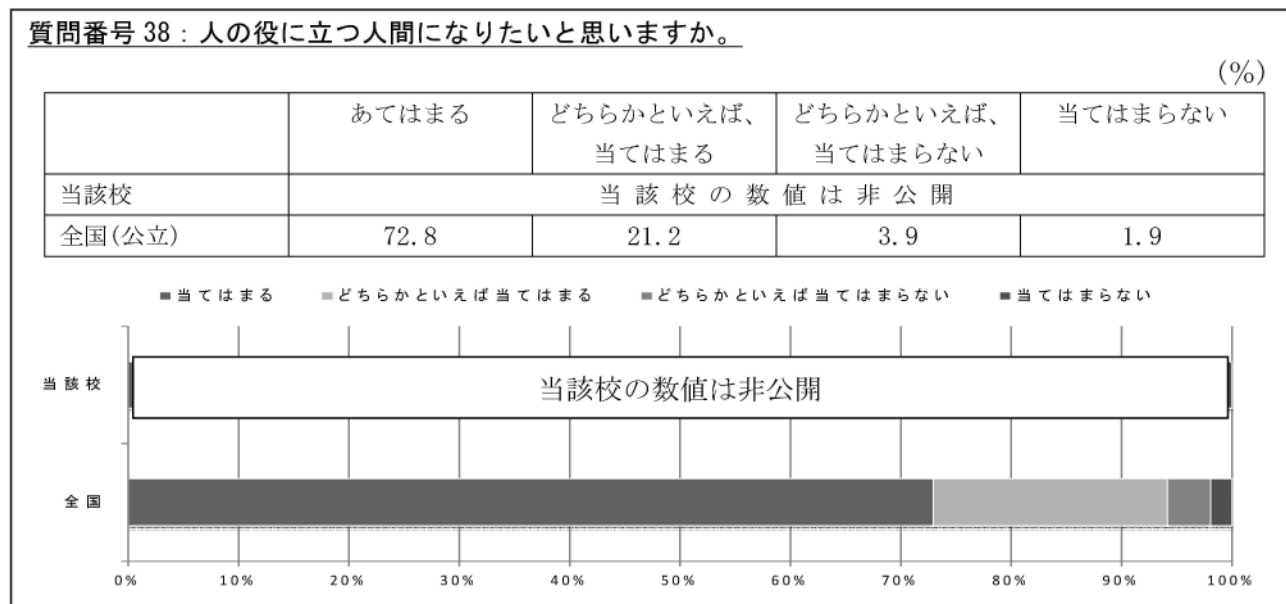


質問番号 37：いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。

(%)

	あてはまる	どちらかといえば、 当てはまる	どちらかといえば、 当てはまらない	当てはまらない
当該校	当該校の数値は非公開			
全国(公立)	72.1	21.3	4.6	1.9



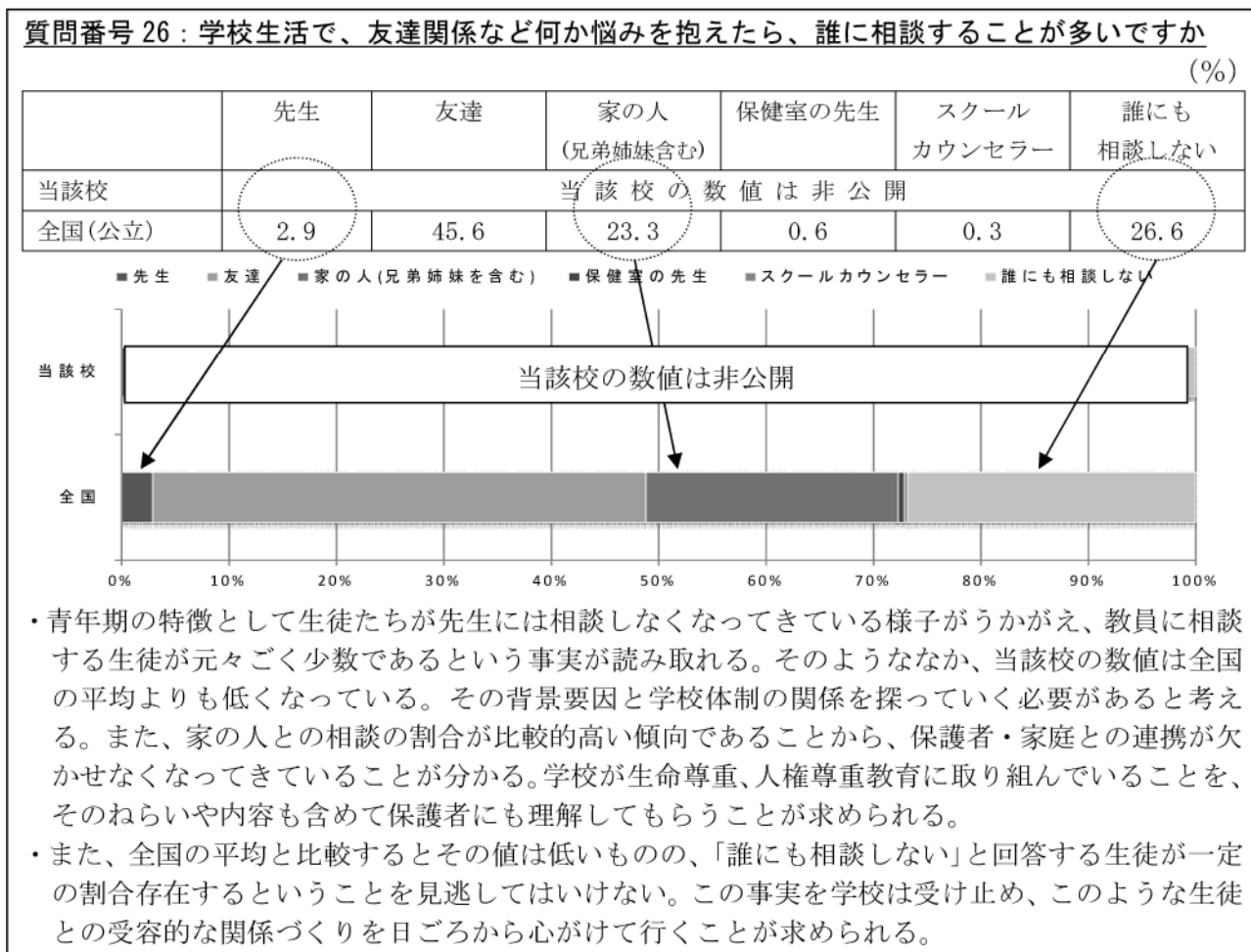


・いずれの質問項目においても、全国平均並み、もしくはそれ以上の結果となっている。これらの結果からも当該校における生命尊重・人権尊重教育の取組が一定の成果を上げていることがわかる。

イ 当該校における生命尊重・人権尊重教育の課題

- ・教職員に向けたアンケート「生命尊重、人権尊重教育は教育活動のすべてに渡って行うべきものですが、あなたはどのような教育活動の場面で特に実践していますか。」という問いに対する回答記述では、多くの教職員が道徳の時間の充実や、かわさき共生*共育プログラムの活用をあげている。上記の調査結果が、教職員間の共通認識に基づいた実践の成果であることが分かる。その反面、道徳の時間やかわさき共生*共育プログラム以外の記述に目を向けると、日常的な声かけや、気付いたときに随時という記述が多いのに対し、各教科等の学習において、道徳の時間などとの関連を考慮しながら指導しているという記述が少ない傾向が見られた。“学校の教育活動全体を通じて行う”という必要性や重要性は教職員間で理解され、共有されているが、それをより効果的に実践するための方法を模索している様子が見える。
- ・道徳教育の要として位置付けられている道徳の時間や本市が独自に行っている参加体験型のかわさき共生*共育プログラムを軸にしつつ、より体系的に生命尊重・人権尊重の意識を高めるためには、各教科等の学習において、生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、生徒の発達の段階を考慮して適切に指導を行うことが求められる。
- ・このような取組の定着は、当該校に限らず、本市中学校における共通の課題とも言える。教育委員会としても各学校がより一層、意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付ける事例などを積極的に紹介するなどの支援を行っていく必要がある。

・平成 26 年度全国学力・学習状況調査では、以下のような結果も見られた。

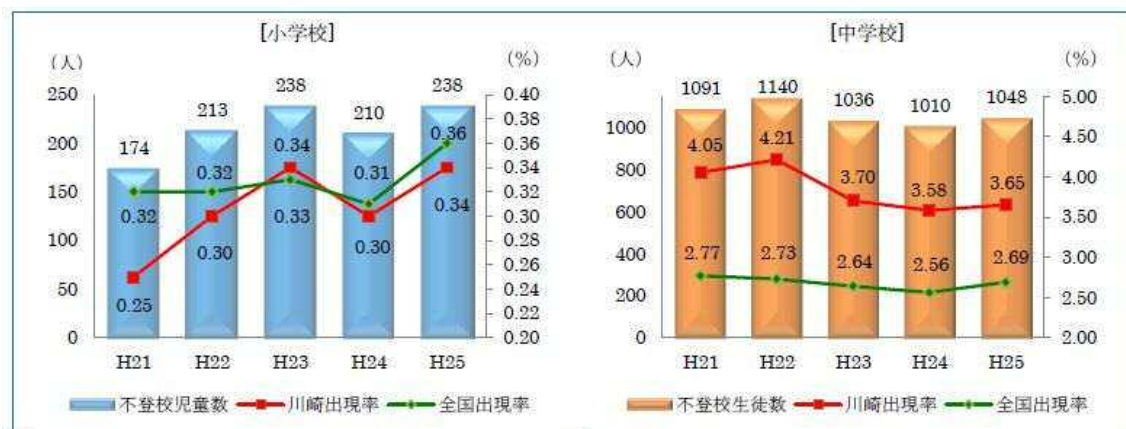


・生命尊重・人権尊重教育をより一層充実させることで、“命が守られ、尊重されること” “あらゆる権利の侵害から逃れられること” “状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること” など、本当に困っているときに相談することができ、そして守ってもらえることを生命尊重・人権尊重の学習を通してしっかりと伝えていく必要がある。

(6) 全市的な取組のその他の検証項目

ア 不登校対策

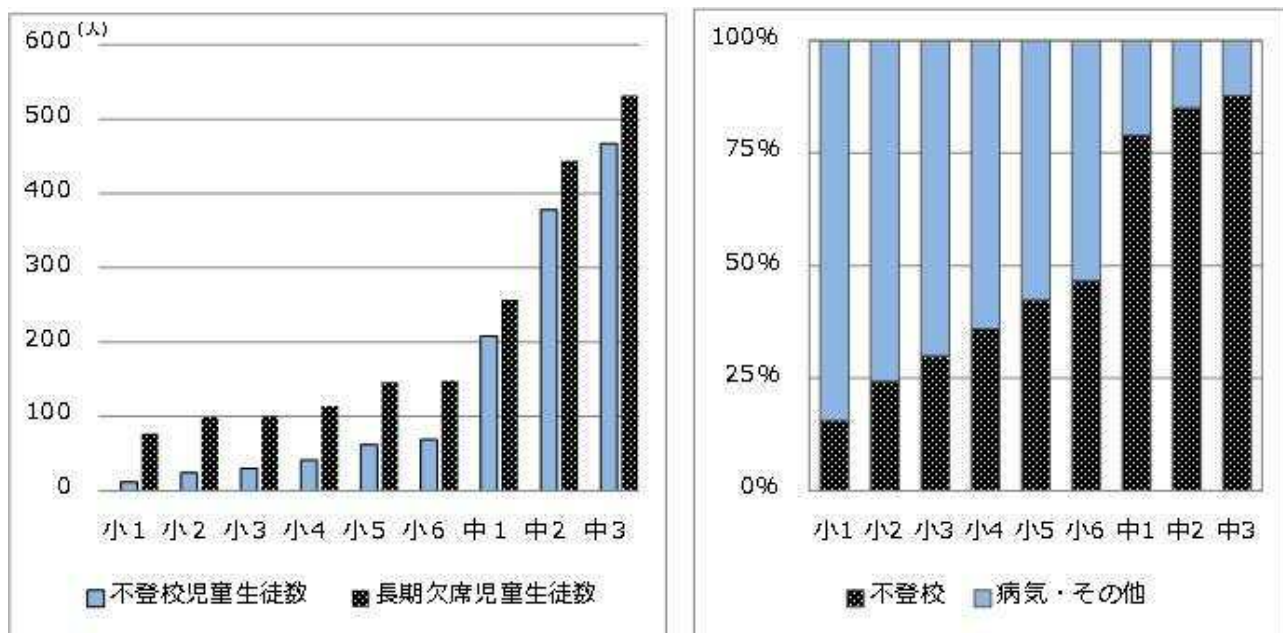
- ・平成 25 年度、本市の小学校の不登校児童数は 238 人で、前年度の 210 人から約 13%増加している。また、中学校の不登校生徒数は 1048 人で、前年度の 1010 人から約 3.7%増加している。全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合を示す出現率を全国平均と比較すると、小学校はほぼ同程度、中学校は大きく上回っている。(図表 2-4 参照)
- ・平成 24 年度に減少傾向が見られたが、再び増加したことから、各学校で改めて不登校児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの状況に応じた「社会的自立へ向けた支援」及び「登校できない期間が長期に及ぶことを未然に防ぐ取組」を推進していくことが喫緊の課題となっている。



【図表 2-4】 川崎市の不登校児童生徒数と出現率の推移（過去5年間）

- ・教育委員会では不登校児童生徒の居場所・活動場所として、適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性を育成し、人間関係の適正・自尊感情を高めることにより状態の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組んでいる。
- ・不登校になった生徒のための「相談指導学級」は、市内に臨港中学校と西中原中学校の2か所に設置している。
- ・不登校対策に関するNPO法人としては、川崎市が事業委託をしている「NPO法人フリースペースたまりば」がある。このNPO法人は、川崎市生涯学習財団と「川崎市子ども夢パーク」の管理・運営を共同（公設民営）で行っており、施設内に設置されている「フリースペースえん」において、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者たちが安心して過ごせる居場所をつくり、学校外の多様な学びや育ち・生き方を支援している。
- ・「NPO法人 教育活動総合サポートセンター」では、「こどもサポート宮ノ下」において、不登校や支援を必要としている子どもの相談・学習支援を行っている。また、宮前区の委託を受け、「こどもサポート南野川」を運営し、子育て支援の地域拠点事業として不登校等の児童生徒への支援や教育相談をはじめ、子育てサロン、子育てイベント等を行っている。その他、川崎区からの委託を受け「こどもサポート旭町」も運営しており、不登校の子ども、学習機会に恵まれない子ども、学校に行けないまま卒業し環境適応に課題を抱えている子ども等への支援を行っている。上記の3か所の「こどもサポート」では、定期的または随時、保護者との面談を行っている。
- ・このように本市では、市内NPO法人等とも連携を図りながら、一人ひとりの児童生徒の実態にあった支援に取り組んでいる。
- ・その他、教育委員会学校教育部、総合教育センター、スクールソーシャルワーカー、区役所保健福祉センター児童家庭課、児童相談所、発達相談支援センター、神奈川県警察少年相談・保護センター、前述のNPO法人等、不登校にかかわる関係機関で構成する「不登校対策連携協議会」を開催している。この協議会では関係機関同士の連携を通して不登校状態にある子どもたちの状態やニーズに合った支援が出来るよう、情報交換や課題の共有化、総合的・専門的な視野からの協議を進めている。
- ・平成25年度の本市の不登校及び長期欠席者児童生徒数の統計（図表2-5）からは、小学校では6年間を通して不登校児童数は少ないものの、長期欠席者のうち不登校以外の理由（病欠・その他）とした児童の割合は低学年になるほど高くなっている傾向が見られる。
- ・今後は欠席理由にかかわらず、小学校での欠席の背景に何があるのかについて丁寧に見取り、適切な支援をしていくことが必要となる。また、小学校低学年での欠席・遅刻早退、保健室登校等を含めた学校生活の様子や本人の特性、小学校で行った支援等を中学校に丁寧に引き継ぎ、

中学校はその情報を生徒にかかわる教職員で共有しながら支援を行うことなど、一層の連携が求められる。さらに、長期欠席になる可能性がある児童生徒を早期に把握し、チームで支援していくよう、校内での支援体制を充実させていくことも今後の課題となるため、教育委員会の各区・教育担当と学校が児童生徒の欠席状況を共有し、学校の実態や個々の状況に応じた支援を実施していく。

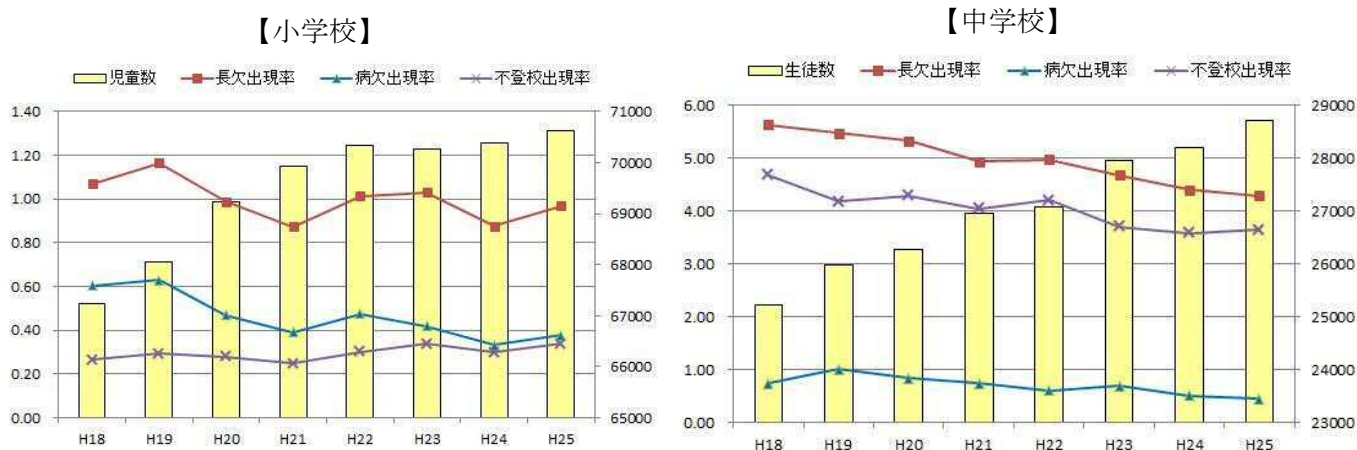


【図表 2-5】川崎市の学年別長期欠席と不登校児童生徒数(H25)

川崎市の学年別長期欠席と不登校児童生徒の割合(H25)

- ・また、本市における近年の長期欠席児童生徒の状況を出現率で表すと図表 2-6 のグラフのようになる。
- ・小学校においては、不登校児童の出現率は若干の増加傾向にあるが、一方で病気による長期欠席児童の出現率は減少傾向にある。これは、学校が今まで長期欠席の理由を病欠として捉えていたものを、不登校として捉えるようになってきたことが原因のひとつと考えられる。
- ・長期欠席傾向のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策として考えたとき、学校は長期欠席の理由に関わらず、個々の状況にあった適切な支援を行っていくことが望まれる。これまでは、腹痛や頭痛を理由に断続的に欠席している児童を「病欠」として扱い、欠席を重ねる児童に対して十分な対応が図られていないケースもあった。今後は、体調不良を理由に欠席を重ねてしまっている児童生徒に対しても、その背景を探り、家庭や医療機関とも連携を図りながら、体調不良を引き起こしてしまっている原因に目を向けた丁寧な対応が大切になってくる。
- ・中学校における不登校生徒の出現率は、長期欠席生徒および病欠による長期欠席生徒の出現率とともに減少傾向にあることがわかる。これは、本市における中学校の不登校対策の成果が出てきているものと捉えることができる。
- ・しかし、先述の通り、本市における不登校生徒の出現率は全国平均に比べ大きく上回っているという現実があり、長期欠席傾向にある生徒が抱えている“学校を休んでしまう原因や背景”も、多様化・複雑化してきている。そのような中で各学校では一人ひとりの状況に応じた対応の難しさを感じているケースも見受けられる。教育委員会としてもこのことを十分に理解した上で、実効的な支援・助言を行えるように、区・教育担当と各学校とがより一層連携を深めながら、

包括的な不登校対策に取り組む必要がある。



【図表 2-6】 【川崎市の児童生徒数と長期欠席児童生徒の出現率】

イ 中学校の生徒指導体制の見直し

- 本市では、長年にわたって各学校の児童生徒指導担当教諭で構成する「児童生徒指導連絡協議会」を組織し、事例研究、テーマ協議、情報交換等を行い、児童生徒指導のあり方や校内体制づくり、地域や関係機関との連携のあり方等について協議を重ねてきた。
- 特に、中学校においては、昭和 50 年代の校内暴力や学校間抗争などの事案に対し、校内の生徒指導体制を整えながら、全市的な約束事を定めて学校間の連絡を密にし、対応に当たってきた。各学校内においては、生徒数の増加が続く大規模校も多く存在したこともあり、学年ごとに指導規範が異なっていたり、教員による指導観の違いがあったりして、指導や対応に差異が生じることもあり、それがまた生徒たちの荒れにつながっていったような側面もあった。
- そのような反省から、各学校は、共通認識に立った生徒指導体制の強化を図るべく、いわゆる校則（生徒心得）や指導事項を見直したり整理したりするとともに、学年を超えて全校的に指導していく体制を整えてきた。
- しかし、個に応じた指導よりも指導事項を明確にしながらの全体的な指導や統一的な指導に重点が置かれていたため、そのような指導体制になじめなかったり、不安を高めてしまう生徒も出現し、不登校生徒が多く生じてしまう一つの要因にもなるような状況も存在した。
- その後、いじめ、暴力行為、不登校生徒の増加とともに、生徒の問題行動そのものへの適切な対応のためには、その背景にあるさまざまな要因を踏まえた指導が必要であることへの認識が高まり、かつての「生徒指導」というとらえから、「生徒理解」に基づいた生徒指導の必要性が次第に認識されてきた。
- スクールカウンセラーの導入によって教育相談体制も整ってくるとともに、教員のカウンセリング技法の習得も必要になり、各学校においては、そのような校内研修を実施したり、校外での各種研修でもそのような要素が取り入れられるようになってきた。
- また、関係機関との連携も、従来よく行われていた情報連携から、一歩進んだ行動連携の必要性が唱えられるようになり、学校だけでなく子どもたちに関わるさまざまな外部の機関とともに、問題行動等の対応に当たる体制が少しずつ整えられてきた。
- 平成 10 年頃からは、小学校における学級崩壊の問題や小 1 プロブレム等の問題が生じてきて、その背景に子どもたちの遊びの変化や、家族関係の変化、また体験の不足などが指摘され、子どもたちの社会性の欠如が背景にあることが明らかになってきたが、そのような子どもたちの変化に対し、中学校の生徒指導体制は十分に柔軟に対応してきたとは言えない面があった。
- さらに、発達に課題を抱える子どもたちの存在が明らかになっていく中で、問題行動と生徒の

発達の課題とを関連付けて考えていく必要も生じてきたが、それへの対応も十分であるとは言えない面もあった。

- 平成 18 年から特別支援教育の導入に伴い、各学校では特別支援教育コーディネーターを任命して、個別の事情に応じた相談体制と関係機関との連携に向けた体制を整えてはきたが、その位置づけや運用状況は各学校ごとに差異があり、特に中学校においては生徒指導担当とのつながりを意識した体制づくりは、十分ではなかった。
- 今回の事案においても、当該校での指導体制の課題を指摘したが、現在の子どもたちの実態や子どもたちを取り巻く状況により柔軟に対応することができるよう、生徒指導体制の見直しが求められる。

ウ 情報モラル教育

- 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題」（平成 25 年度 文部科学省調査）によると、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目の数値が、平成 24 年度以降急増している。（図表 2-7）
- また、「川崎市立小中学校における情報モラル教育に関する調査」（平成 26 年 3 月 川崎市教育委員会）では、小学校では約 25%、中学校では約 90% の学校で SNS に関する情報モラルの問題が発生している。
- 本市では、これまでメディアリテラシーに関する内容と情報モラルに関する内容の双方を意識し、各学校と連携を図りながら情報モラル教育の充実に努めてきた。近年のスマートフォン等の情報端末の普及により、児童生徒間の情報機器を通じたトラブルは増加傾向にあり、メディアリテラシーに関する内容とともに情報モラル教育のより一層の充実が喫緊の課題となっている。
- トラブルの内容には共通点が二つあり、一つは、相手の気持ちを考えず、誹謗中傷や画像の拡散によりトラブルに発展してしまったこと。もう一つは、情報技術（スマートフォンなどの機器）の特性の理解不足により、インターネット上に個人の情報等が公開され、不特定多数に広まってしまい、深刻なトラブルに発展してしまったことである。（図表 2-8）

【図表 2-7】

「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」



小学校
<ul style="list-style-type: none"> LINE で友達の悪口を書いたことがばれ、脅された。 児童がスマホで撮影した他の児童の画像を LINE で流した。 LINE での誹謗中傷、悪口、情報流出。
中学校
<ul style="list-style-type: none"> LINE での誹謗中傷、悪口、外し、学校間トラブル。 SNS への書き込み（無断で写真使用・誹謗中傷・なりすまし）。 ブログ等などに複数で撮った写真を載せ、一部を他人が使用。

【図表 2-8】川崎市立小中学校で実際にあった SNS トラブルの記述（一部抜粋）

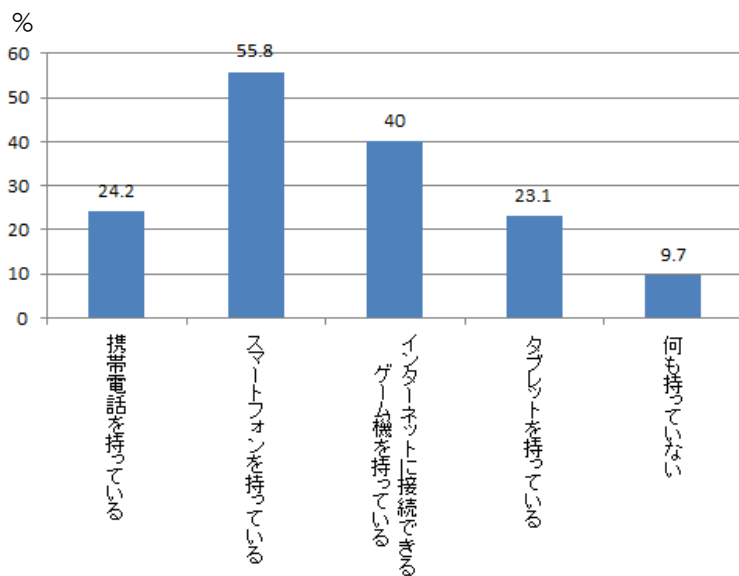
- 今までに、各中学校・高等学校では、通信業者や NPO 団体、また神奈川県警察等の協力を得て、情報モラル教室を行ってきており、近年では小学校においての実施も多くなってきている。また、各 PTA や区 PTA・市 PTA 協議会や地域教育会議でも、独自に講習会や研修会を行ってきているが、技術の進歩や子どもたちの実態に追いついていない面があるのは否めない。
- 情報化社会の進展が進み、携帯電話やスマートフォン等の情報機器を日常的に利用する子どもも増加している。これに伴い、LINE 等の SNS の急速な普及により、子どもたちの交友関係は従来とは違った広がりを見せている。この交友関係は大人には見えづらい不透明のもとなっており、子どもだけの世界が広がってきているという実態がある。この実態に対して学校では十分な指導や支援が進められていない実情もあり、実効的な指導に取り組んでいく必要がある。

Ⅱ－1 教育委員会関係（学校等）

- ・27年5月～6月にSNS等の活用についての実態調査を行った。調査対象：市内中学校6校（南部・中部・北部の各地域より2校ずつ）を抽出し1年生から3年生を対象に実施した。調査生徒数は男子318名、女子309名 計627名である。

この調査から、以下のような子どもたちの姿が見えてきた。

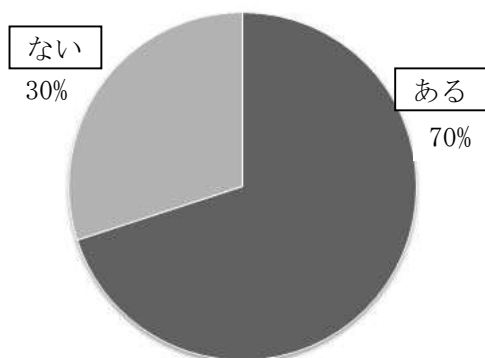
Q1：携帯電話やスマートフォン等の情報端末を持っていますか。（複数回答可）



半数以上の生徒がスマートフォンを持っていると回答している。スマートフォンの所有率は今後ますます高まることが予想されるので、各家庭では子どもたちにスマートフォンを正しく使う能力を身につけさせることが求められる。

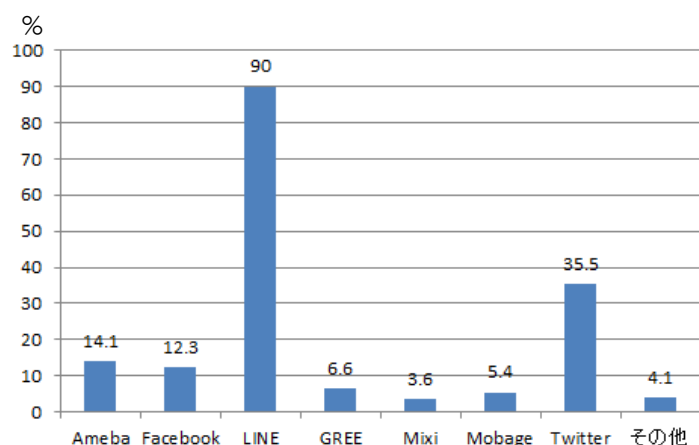
学校は家庭との連携を一層深め、子どもたちの活用実態を適切に把握し、適切な情報提供と啓発に取り組むようにしていく必要がある。

Q2：LINE等のSNSを利用したことがありますか。（Q1で情報端末を持っている生徒のみ回答）



情報端末を所有している生徒のうち、70%の生徒が SNS を利用したことがあると回答している。LINE が子どもたちの生活に深く入り込んでおり、なくてはならないものになっていることがわかる。しかし「LINE 外し」や「個人情報」の拡散、「誹謗中傷」等のトラブルが発生しており、場合によっては心に深い傷を負ってしまうというケースも見られる。

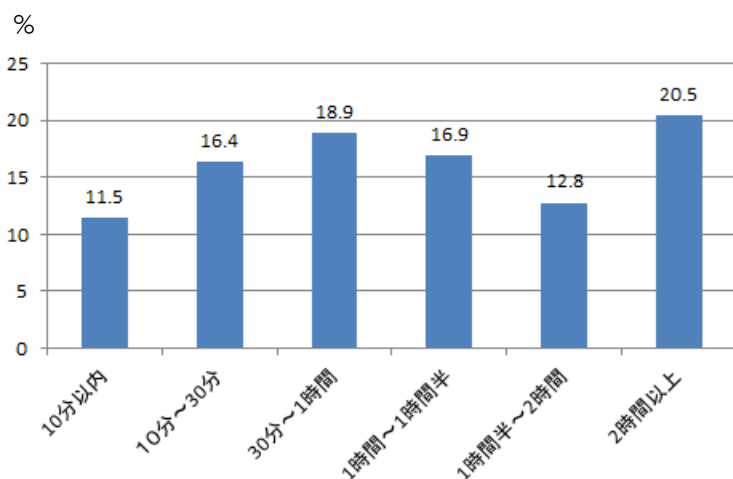
Q3：どのような SNS を利用したことがありますか。



青年期をむかえた生徒たちには SNS でのやり取りを大人には見せたがらない傾向があり、閉鎖的な世界で広がる交友関係を周りの大人は把握しにくくなっている。

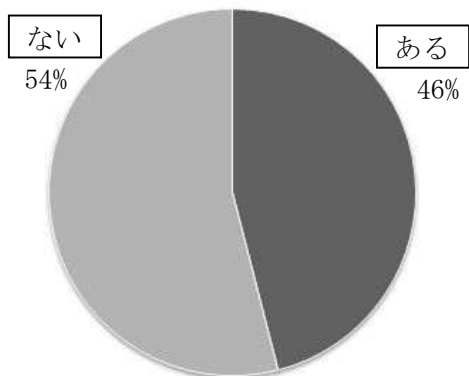
生徒たち自身が、SNS とどのように向き合い利用していくか等、望ましい活用の仕方を主体的に考えるような指導を工夫することが求められる。

Q4：一日におおよそどのくらいの時間を SNS に使っていますか。



1日に1時間以上 SNS を利用すると回答した生徒が 50.2%、そのうち2時間以上利用すると回答した生徒が 20.5%と最も多い割合を示している。SNS が生徒たちの生活に深く浸透しているとともに、5人中1人という比較的高い割合で2時間以上 SNS を利用していることがわかる。

Q5：家庭で携帯電話やスマートフォンの利用についての約束がありますか。



家庭で携帯電話やスマートフォンの利用についての約束事があると回答した生徒は46%であった。半数以上の家庭が、特に約束事を決めずに子どもに携帯電話やスマートフォンを利用させている実態が浮かび上がってくる。また、今回の調査ではその関連を明らかにすることができなかったが、SNSを1時間以上利用すると回答した生徒の割合と家庭内で約束事がないと回答した生徒がほぼ同程度の割合を示している。

青年期の子どもをもつ家庭では、約束事を決めて子どもを管理・指導することと、子どもを信頼して任せることのバランスをどのようにとっていくかが課題になる。学校は各家庭と連携を図る際には、一人ひとりの生徒の実情に合わせた指導や支援ができるように日頃から生徒理解に努めことが求められるとともに、保護者会等を活用して、保護者に対して適切な情報提供と実効的な啓発を進めることが大切になる。

- ・今回の調査では「Q6：家庭で携帯電話やスマートフォンの利用についての約束がありますか」で「ある」と回答した生徒に対して、具体的にどのような約束事を決めているのかを記述してもらった。その回答の概略をまとめると以下のようなになる。

【使い方に関すること】

- ・ながらスマホをしない ・親に声をかけてから使用する ・ゲーム等で使用しない ・動画を見過ぎない
- ・インターネットの使用はPCで ・家の外でインターネットを使用しない ・姿勢を正しくして使う

【課金等に関すること】

- ・課金されるサイト、アプリは利用しない ・課金するときは親の許可を得てから ・勝手にアプリを入れない
- ・通話は10分以内 ・電話は無料電話を使う

【書き込みに関すること】

- ・悪口を書き込まない ・他人の情報を流さない ・LINEの使い方には特に注意する

【利用時間】

- ・夜遅くまで使用しない ・利用する時間を決める（※10分程度から2時間まで等、家庭によってさまざま）
- ・勉強が終わってから利用する ・食事中は使用しない ・1日1時間勉強する ・ゲームは1日2時間まで

【置き場所・使用場所について】

- ・勉強するとき、寝るときはリビングに置く ・自分の部屋に持ち込まない ・リビングで使用
- ・家の外に持ち出さない ・暗い所で使わない

【その他】

- ・知らない人からのメールは開かない ・無制限に使用したら没収 ・LINEの内容を親に見せる
- ・有害サイトを利用しない ・知らない人とやり取りしない ・親に秘密をつくらない
- ・メアドを教えすぎない ・知らない番号には出ない

- ・約束の内容はさまざまで、各家庭が教育方針に基づき、子どもの実情に合わせて相談しながら決められている様子が見える。学校ではこれらの情報を活用して保護者への啓発や生徒たちへの指導に取り組むことが期待される。各家庭がどのような約束事のもとで使用しているかについて保護者会等で情報交換や意見交換をする、生徒たちにこれらの約束事を見せながら話し合わ

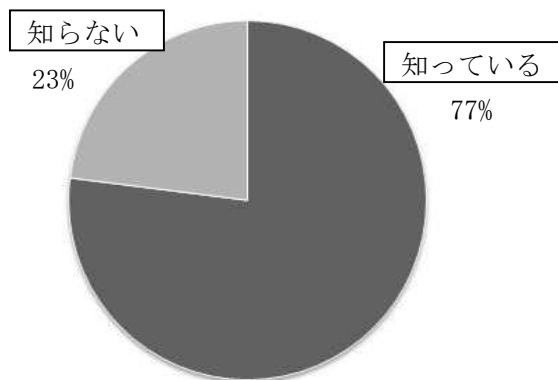
せ、自分の利用の仕方を主体的に振り返る等、保護者、生徒が情報端末や SNS との望ましい関わり方について主体的に考えていくような取組を工夫していくことが大切になる。

- ・5月に実施した各学校の児童生徒指導体制の点検と報告では、「SNS などインターネットやスマートフォンの適切な使用に対して」の項目を課題として捉えている学校が小学校・中学校ともに最も多かったという結果が得られている。教育委員会としても、このような実情を受け止め、各学校が家庭との連携を強めながら、その実態に応じた実効的な指導・啓発が進められるような支援体制を整えていく。

エ 子どもの相談窓口の周知・啓発

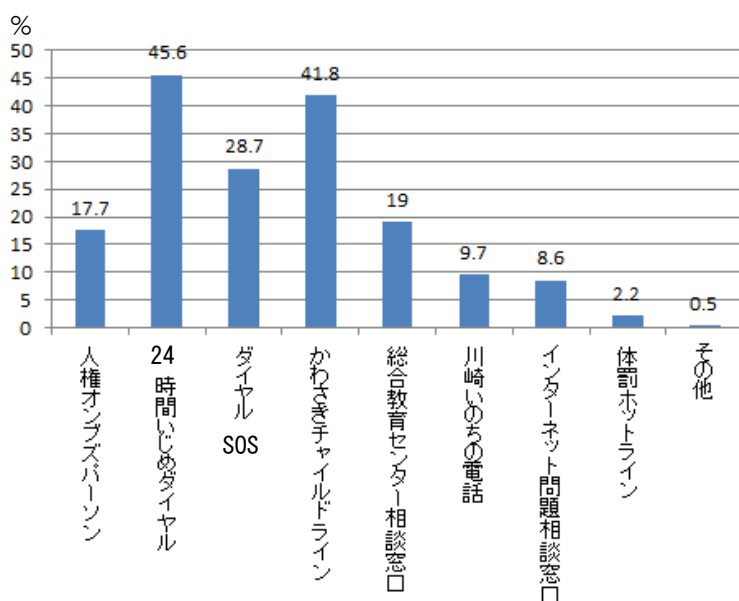
- ・再発防止策の一環として子どもの相談窓口の認知度及び活用度の実態調査アンケートを実施した。
（実施時期：27年5月～6月 調査対象：市内中学校6校を抽出 南部・中部・北部の各地域より2校ずつ 調査生徒数 男子318名、女子309名 計627名）

Q1 自分や家族・友達の悩みを相談できる相談窓口があることを知っていますか。



相談窓口の存在を知っていると回答した生徒は77%、知らないと回答した生徒が23%となっている。多くの生徒が相談窓口の存在を認知しているが、子どもの安心・安全を守るという点で考えると、相談窓口の認知度をさらに上げていく取組が求められる。

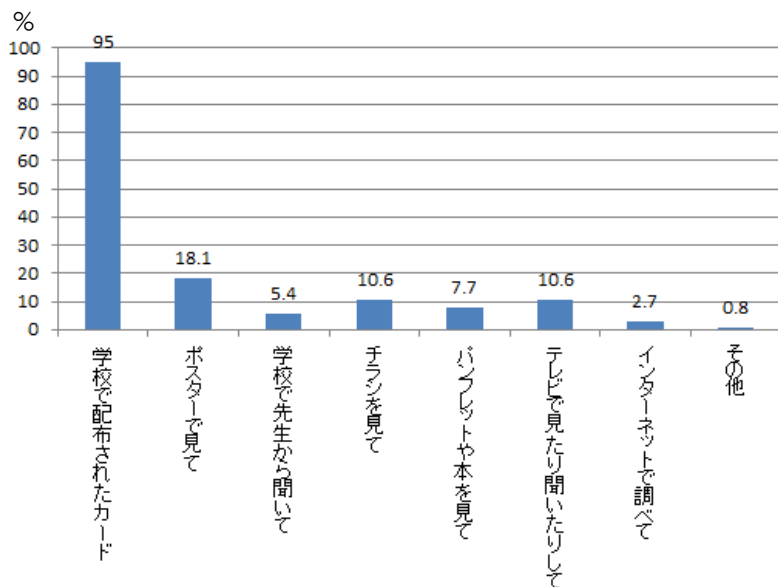
Q2 次の相談窓口で、知っているもの、聞いたことがあるものにすべて○をつけてください。



認知度が最も高い相談窓口は 24 時間いじめダイヤルで、相談窓口があることを知っている生徒のうち約半数が認知している。以下、かわさきチャイルドライン、ダイヤル SOS、総合教育センター相談窓口の順となっている。また、相談窓口を複数知っている生徒も多い。

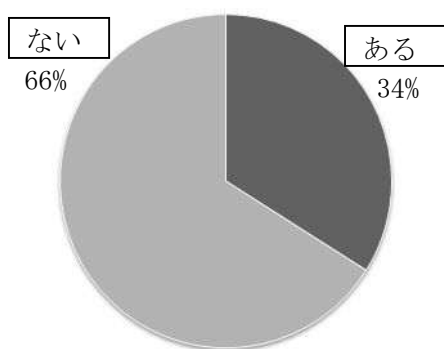
今回は「知っているもの、聞いたことがあるもの」を聞いているため、実際にその窓口の番号を知っているか、また、番号の調べ方を知っているかについては明らかにできていない。

Q3 このような相談窓口を知っているのはどうしてですか。（複数回答可）



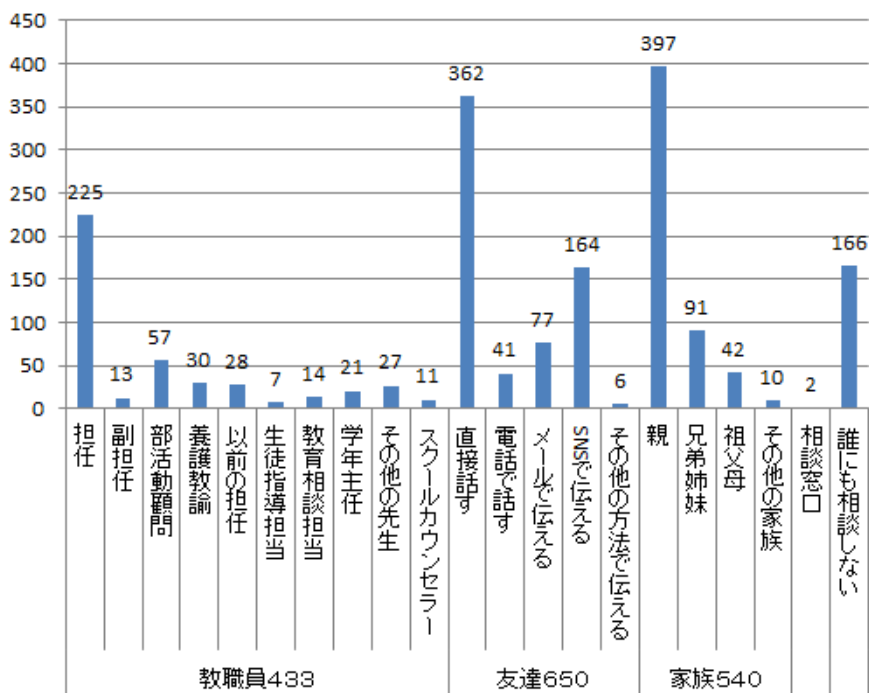
生徒たちの多くは学校で配布されたカードによって相談窓口の存在を知っていることがわかる。現在、学校では「ひとりで悩まないで」「相談機関紹介カード」「子ども SOS カード」等、複数の相談窓口紹介カードが配布されている。子どもたちに相談窓口の存在を知らせるには、これらのカードが効果的であることがわかる。

Q4 あなたはこれまでに悩んだり、相談したかったことはありますか？



何かに悩んだり、相談したいと思ったことがあると回答した生徒が 34%、悩んだり、相談したいと思ったことがないと解答した生徒が 66%となっている。青年期をむかえた生徒たちが自分自身のことや友人関係のことについて悩みをもつこと自体は決して悪いことではない。悩みごとと向き合い、自力で、もしくは周囲の力を借りながら乗り越えていく経験は成長の過程において必要なことでもある。大切なのは自分たちで解決することが難しいような悩みを抱えてしまったときに、周りの大人に相談できるということを知っていると同時に、いざという時に相談できる相手がいるということである。

Q5 あなたは悩み事があったら、誰に相談しますか。（複数回答可）



生徒たちが相談する相手として考えるのは、友達が最も多く、以下、家族、学校の教職員の順で続く。その内訳を見ると、生徒たちにとって身近な存在に相談しようと考えていることがわかる。

また、誰にも相談しないと回答した生徒が 166 名（約 26%）いるが、この設問は複数回答可としているため、他の項目と重複して回答している生徒も多い。「誰にも相談しない」の項目のみ回答した生徒は 627 名中 19 名（約 3%）であった。学校は、たとえ少数であっても、誰にも相談しないと回答した生徒がいるという現実に向け、日常の教育活動全体を通して生徒一人ひとりの居場所づくりを進め、誰かとながっていると思える関係づくりに取り組むとともに、教育相談等を活用して信頼関係を構築していくことが大切になる。

相談窓口をあげた生徒はごく少数ではあるが、誰にも言えないような深刻な悩みを抱えてしまったときに、相談できる窓口があるということはとても重要である。

- ・今回の調査において、「相談窓口の存在を知らない」と回答した生徒が 2 割強いるという現実を重く受け止め、相談窓口の認知度をさらに高めていく取組を推進していく必要がある。そのためには、学校で配布するカードが効果的であるということが明らかになったので、これらのカードの活用の仕方を学校とともに工夫していくことが重要になる。例えば、配布のタイミングで生命尊重・人権尊重教育に関わる学習に取り組んでみたり、配布する際に、このカードがもつ意味やカードに込められた思いなどを話してから配布したりといった取組は、比較的取り組みやすいと思われるので、そのような取組を学校と連携して進めていく。また、窓口の存在は知っていても、いざという時にその連絡先や連絡方法がわかっていないと効果は期待できないので、生徒たちにカードの大切さを伝えるとともに、手の届くところにきちんと保管しておくという指導がしっかりと行われるように、各学校に周知を図っていく。

2 市関係部局

急速な少子高齢化や核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、社会全体で子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援が必要であり、本市では、子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりに向けて、市の組織と民間活動団体等が連携するなどして、さまざまな事業や取組等を行っている。ここでは、そうした事業や取組等の概要を記述するとともに、今回の事件発生に際し、区役所・児童相談所をはじめとする、子どもに関係する事務を所管する市の関係部局（教育委員会関係を除く。）が、子どもの安全・安心の視点で何ができたのか、また何を強化すべきかについて、再発防止に向けた検証と考察を行っていく。

なお、本市は政令指定都市であり、市民生活に密着した行政サービスは、地域的に事務を分掌する総合行政機関である区役所・支所等が主に担っている。一方、業務所管局は、区役所・支所等が分掌する施策や業務、制度等について、枠組みや執行手法の例示等を区役所に対して的確に提示するなど、事業統括や総合調整を担っているところである。

○市関係部局における主な検証項目

- ・保健・福祉領域、児童相談所、青少年健全育成
（主に家庭や子どもに対する支援について）
- ・子どもの相談機関
（子どものSOSのキャッチについて）
- ・子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組
（地域の各種団体等の活動状況や子どもの居場所について）
- ・警察との連携

(1) 保健・福祉領域

ア 制度の概要

(ア) 保健領域

区役所では、保健福祉センターにおいて母子保健法等に基づき、母子健康手帳の交付、新生児訪問等の子育て家庭への訪問、乳幼児健康診査等の妊婦・乳幼児のいる家庭のすべてを対象とした母子保健事業を行っている。その中で支援の必要な家庭を把握した場合は、個別に継続した支援を実施しながら、適時に必要な専門相談支援につなげるよう努めている。

乳幼児健康診査の未受診者に対しては、発達支援の必要な子どもや養育上の支援が必要な保護者等を早期に把握できるよう、電話や家庭訪問により受診勧奨を行うとともに、子どもの成長・発達や養育等の状況を把握する取組を行っている。

また、小学校や中学校においては、養護教諭と協力して保健師や助産師が学校に出前教育を実施している。自分が生まれたときのことや赤ちゃんの育つ様子等に触れ、『ひとりひとりが大切な自分』であることを子どもたちに伝えている。もし『自分が大切にされていない』と感じたら、信頼できる大人に相談することを伝え、相談場所を伝えたり電話番号を知らせるカードを渡したりしている。

(イ) 児童福祉

児童福祉の分野では、区役所及び支所の福祉事務所機能として、児童福祉法を根拠とした保育園の入所に係る利用調整や、ひとり親家庭の支援等を実施している。

また、市町村児童家庭相談援助指針（平成22年3月31日雇児発0331第6号）に則り、地域の身近な相談場所として区役所・支所において児童家庭相談を実施している。相談援助に際しては、必要に応じて子どもの安全を守るために地域の関係機関によるネットワークを利用した

情報の共有や連携の構築を行っている。

(ウ) 子どもを守る地域ネットワーク

本市では、児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童等及び同第8号に規定する要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、同法第25条の2第1項に規定する子どもを守るための地域のネットワークとして、川崎市要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）を平成18年度から設置し運営している。

要対協は、児童福祉法に基づいて構成員に個人情報情報の漏えいを防ぐための守秘義務が課されており、関係機関等に対して資料や情報の提供等必要な協力を求めることができるものである。

協議会の仕組みとしては、川崎市代表者会議と各区実務者会議（代表者部会・連携調整部会）、及び個別支援会議の3部構成で運営している。

川崎市代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するための環境整備等を目的に協議を行うもので、構成メンバーは、市の医師会等医療関係をはじめ、弁護士会や警察本部、社会福祉協議会等市民団体も参加し、25の外部団体と事務局にて構成している。

各区実務者会議代表者部会は、要保護児童の支援を行っている者の知識及び経験を要保護児童等の支援に関する施策に反映させるための協議を行うもので、構成メンバーは、小中学校長や幼稚園・保育園長等、支援機関や、警察、民生児童委員等の市民団体に至るまで、それぞれの区でメンバーを決定している。連携調整部会は、個別ケースについての進行管理を行うことから、区役所保健福祉センター児童家庭課と児童相談所その他、区役所こども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）や企画調整担当等が参加している。

個別支援会議は、個別の要保護児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するものであり、会議は主に担当する機関が関係機関を招集し、子どもの養育状況等を定期的にまたは状況の変化時にリスクアセスメントを行い、支援方針の検討や役割分担について確認する。構成メンバーは、すでに支援を行っている機関、及び今後支援の介入を検討すべき機関等である。

イ 検証と考察

- ・区役所では、保健福祉センターにおいて母子保健法等に基づいた、妊婦・乳幼児のいる家庭すべてを対象とした母子保健事業や、児童福祉法を根拠とした保育所入所や母子家庭支援業務等を行い、その中で支援の必要な家庭を把握し個別に継続した支援を実施しながら、適時に必要な専門相談支援につなげる役割を担っている。適切な支援につなげるためには、母や子の様子から問題への気づきや支援を具体化するスキルの構築が必要である。
- ・小学校や中学校においては、思春期教育の一環として、養護教諭と協力して保健師や助産師が学校で出前教育を実施し、『ひとりひとりが大切な自分』であることを子どもたちに伝えている。『自分が大切にされていない』と感じた時に、子どもがそれを発信できるための支援の構築が必要である。
- ・子どもとその家庭に対して実効的な支援を行うためには、区役所児童家庭課や学校、こども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）、児童相談所等の連携が不可欠である。特に、支援初期段階においては、区役所児童家庭課と学校やこども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）の連携が重要であり、円滑に連携できる体制についての検討が必要と考える。
- ・各区役所児童家庭課と、児童相談所、こども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）や学校が参加し、地域において顔の見える関係を構築したうえで、相互の情報共有に努めながらケース支援を行うことを推進していくために、要対協の仕組みを活用して、連携強化に向けた対策を進める必要がある。

【図表 2-13】区別要対協取扱件数の推移

年度/区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
H24	359	232	303	258	258	241	166	1,817
H25	456	257	308	380	340	269	212	2,222
H26	554	357	310	422	301	374	299	2,617

【図表 2-14】区別児童人口(年度末時点:市統計情報課データから)

年度/区	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
H24	31,117	24,240	35,682	35,545	39,727	30,145	28,742	225,198
H25	31,502	24,549	36,577	35,695	39,684	29,894	28,924	226,825
H26	31,801	24,786	37,455	36,075	39,428	29,650	29,083	228,278

(2) 児童相談所

ア 制度の概要

(ア) 設置根拠及び求められる役割

児童相談所は、児童福祉法第12条に規定された「児童及び家庭に関わる相談機関」であり、都道府県・政令指定都市及び中核市等に設置され、県内では神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に設置されている(本市においては、市民・こども局こども本部児童家庭支援・虐待対策室の所管)。

児童相談所は、児童相談所運営指針において、市町村(区役所)が行う個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限発動の必要性の判断も含め、市町村(区役所)の対応について、技術的援助や助言を行うこととされている。また、市民等からの直接の通告や相談を受け、あるいは市町村(区役所)では対応が困難なケースの送致(通知)を受け、立ち入り調査や臨検・搜索、一時保護、児童福祉施設への入所といった児童相談所のみに行使が可能な手段・権限も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。さらに、施設を退所した子ども等が安定した生活を継続できるよう、子どもとその保護者に対して、児童福祉司指導などの専門的な支援を行うものとされている。

本市では、平成25年度から各区役所児童家庭課に社会福祉職や心理職等の専門職を新たに配置し、児童と家庭からのさまざまな相談ニーズに対する身近な相談機能の強化を図っている。

(イ) 機能

児童相談所は、急増する児童虐待への対応に加えて、非行・触法行為、不登校・ひきこもり等の相談支援、児童の発達等の相談支援(育成相談)、障害等の相談支援等に対して、児童福祉司、児童心理司、児童指導員(一時保護所)、医師・保健師等の医療職といった専門職が各々の専門性を活かした見立てをし、かつチームでアプローチすることで、多角的で総合的・専門

的な支援を行っており、大きく分けて次の4つの機能を有している。

a 市町村（区役所）援助機能

市町村（区役所）による児童家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

b 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自らまたは関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）。

c 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して、一時保護する機能（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条）

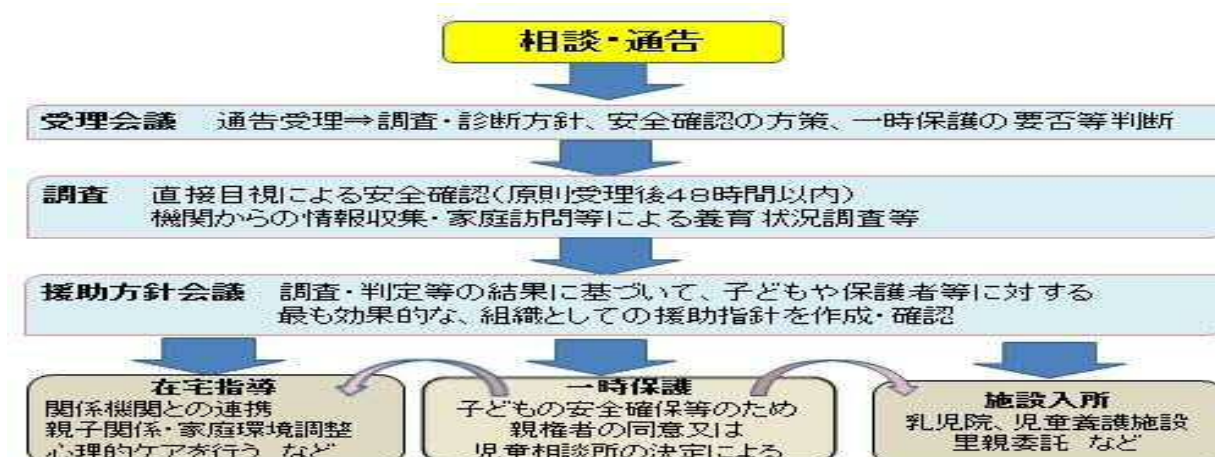
d 措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定医療機関に入所若しくは委託させ、または小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する等の機能（児童福祉法第26条、第27条）

（ウ）児童相談所における業務の流れ

- a 相談・通告の受理：緊急受理会議を開催し、迅速な初期調査に向けて対応する。
- b 初期対応：被虐待として受理したケースは48時間以内に児童の安全確認を行う。
児童及び家庭の調査を実施する。
- c 一時保護：児童の安全が家庭で確保されない場合、一時的に子どもを保護し、保護している間に家庭状況の調査、環境調整を行う。
- d 各種専門職による診断：児童相談所・各専門職による評価・診断を行う。
- e 総合評価（判定）：各専門職の診断を持ち寄り、総合的に評価（判定）を行う。
- f 援助方針の決定：援助方針会議（所内会議）にて組織としての援助方針を決定する。
- g 支援の実施：援助方針の決定を受けて、支援を実施する。

【図表 2-15】児童相談所における業務の流れ



イ 川崎市の児童相談所の体制と相談援助の現状

(ア) 児童相談所の体制

本市では、平成 23 年度から次のとおり、市内 3 か所に児童相談所を設置し専門的な相談援助活動を実施している。

a こども家庭センター（中央児童相談所）（H23. 4 開設）

- ① 所在地 : 幸区鹿島田 1-21-9
- ② 管轄区域 : 川崎区・幸区・中原区
- ③ 一時保護所: 定員 40 名

b 中部児童相談所（H23. 4 中央児童相談所を改組）

- ① 所在地 : 高津区末長 1-3-9
- ② 管轄区域 : 高津区・宮前区
- ③ 一時保護所: 定員 20 名

c 北部児童相談所（H23. 4 開設）

- ① 所在地 : 多摩区生田 7-16-2
- ② 管轄区域 : 多摩区・麻生区

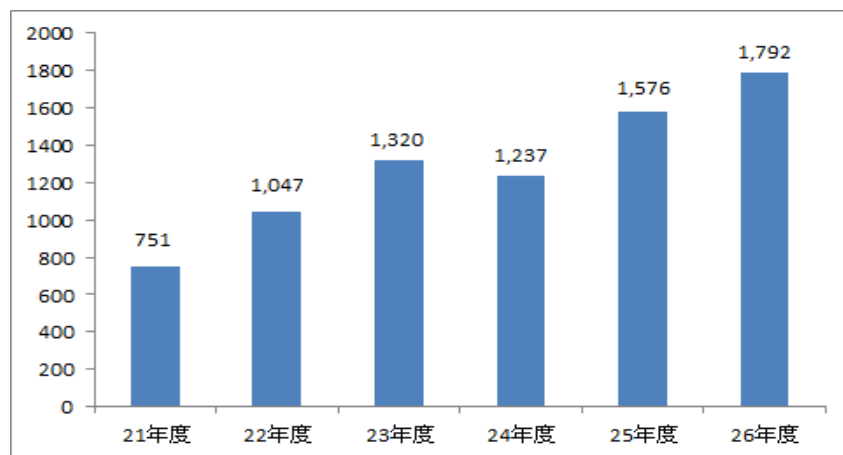
(イ) 相談援助の現状

児童相談所においては次の図表 2-16 のとおり、児童虐待の相談・通告件数が著しく増加しており、児童虐待対応が児童相談所の中心的な業務となっている。

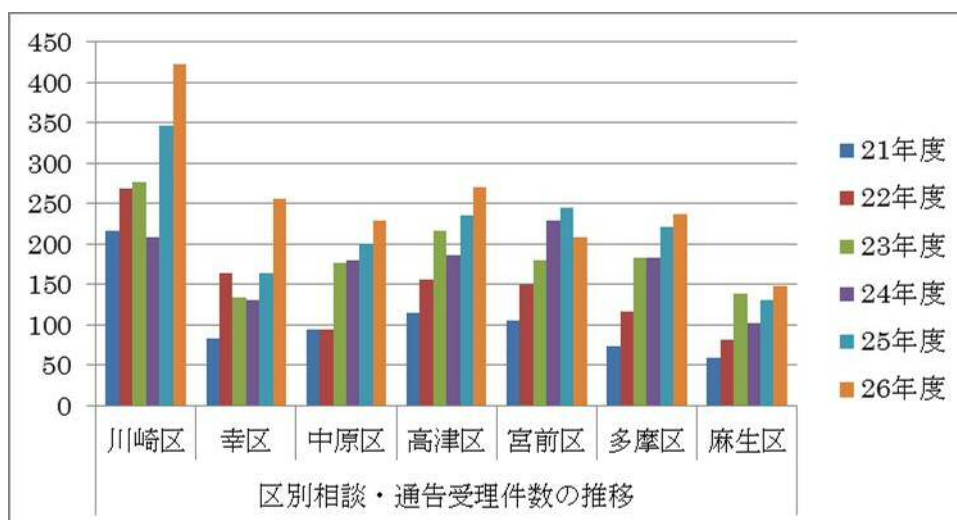
平成 22 年度から 1,000 件を超える相談・通告が寄せられ、平成 21 年度と比較して、平成 26 年度は 2.4 倍に達する増加となっている。

図表 2-17 は、児童虐待相談・通告件数について、区別に示したものであり、このグラフからも分かるように、川崎区における件数が他区に比してかなり多くなっている現状が認められる。

【図表 2-16】 児童相談所における児童虐待相談・通告件数の推移



【図表 2-17】 区別児童虐待相談・通告受理件数の推移



近年、児童相談所に寄せられる非行の相談件数は、次の図表 2-18 のとおり、年間 100 件前後である。

地域的には、こども家庭センターが担当する南部地域においては増加傾向にあり、中部・北部地域では減少傾向となっている。

【図表 2-18】 児童相談所における非行相談受付件数

	こども家庭センター			中部児童相談所			北部児童相談所			年度計
	ぐ犯	触法	小計	ぐ犯	触法	小計	ぐ犯	触法	小計	
23年度	4	44	48	7	35	42	11	15	26	116
24年度	5	40	45	10	23	33	6	24	30	108
25年度	19	42	61	6	33	39	10	14	24	124
26年度	13	50	63	5	10	15	9	12	21	99

非行相談の年齢は、13 歳が最も多く、前後の 12 歳、14 歳も多いが、小学生の件数も多い状況となっている。

【図表 2-19】 平成 25 年度 年齢別非行相談受付件数

年齢	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
ぐ犯		2	2	1	3	3	11	4	1	2	6	35
触法	1	1	1	4	4	16	47	14		1		89
計	1	3	3	5	7	19	58	18	1	3	6	124

ウ 検証と考察

本市児童相談所が支援を必要とする世帯に関わるためには、日常生活をとおして異変に気付いた関係者からの次のいずれかが必要となる。

- ・ 区役所・支所からの連絡・通知
- ・ 市民等からの虐待通告・相談
- ・ 家族等からの任意相談

○児童相談所の対応策について

・ 児童相談所が関与する契機について

保護者や関係機関の職員に対して、児童相談所の役割や相談支援の仕組み、想定される効果等について、これまで以上に理解を得る働きかけが必要と考える。

市民に対しては、早期発見と早期対応の必要性や守秘義務の確保等について丁寧で分かりやすい対応が必要となる。また、関係機関に対しては、児童相談所の持つ専門性に加え、情報の共有の必要性とそれぞれの役割・強みを生かした支援連携の必要性について、周知を図っていくことが必要となる。

・ 非行事例への取組

中学期は、いわゆる「中1ギャップ」による影響も含め人間関係が複雑化する学校生活において、非行傾向が進んでいる集団を準拠集団としたり、非行傾向が進んでいる同輩、先輩を理想化することで生徒自身の非行傾向が進むことも考えられる。対策としては小学校と中学校の適切な連携により情報交換を行うこと、複数の学年から構成されている非行集団は集団内の内情(主な構成メンバー、ぐ犯・非行行為の内容、ヒエラルキー等の人間関係等)を学校、警察、地域とともに児童相談所においてもできる限り把握に努め、関係機関と連携した対応が必要である。

非行の対応においては、非行という現象だけに目を向けるのではなく、その背景となっている家族関係の課題や発達障害等の個人特性等を十分に評価したうえで支援方針を策定しなくてはならない。そのためには、専門的な知識の獲得と実践経験の積み重ねが必要であることから、スーパーバイザーの配置も必要となる。

しかし、児童相談所が相談援助を行っている非行事例は多くはなく、専門的な知識と実践が蓄積されているとは言い難い状況にあるため、組織・職員体制の検討も必要と考える。

・ 区役所・支所児童家庭担当への後方支援の充実

児童相談所の役割は専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や、市町村の後方支援に重点化されている。そこで、本市の各児童相談所では、それぞれで実施している所内会議(受理会議・判定会議・援助方針会議等)の場面に、区役所児童家庭課や支所児童家庭係の職員の参加を促したり、ケース会議等に参加する取組を通して、区役所等の職員が適切に判断できるよう支援に努めている。一方、専門的な関与を求められる事例数に対し十分な対応が図られていない状況も認められる。

平成27年度から児童相談所では、児童相談所OB職員を新たに配置し、専門的な対応の向上と職員の資質向上を図っている。

専門的な知識や経験を有する児童相談所職員が行う区役所・支所の児童家庭担当職員に対する後方支援のあり方や、児童相談所OB職員の活用等を想定した充実策について検討が必要と考える。

(3) 青少年健全育成事業

本市では、次代を担う青少年が未来に希望を持ち、自由な精神や豊かな想像力を自ら養い、社会的に自立した人間として健やかに成長するための社会を目指して、平成21年3月に策定した「川

崎市青少年プラン（改訂版）」に基づき、事業を推進してきた。また、今年度は、本年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に伴い、本年3月に策定した「川崎市子ども・子育て支援事業計画 子ども・未来応援プラン」との連携を図りながら進めている。

ア 事業の概要

（ア）こども文化センター

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として昭和48年から設置を開始し、平成8年に概ね中学校区ごとに「こども文化センター」を設置（計59館、うち民設民営1館）し、地域の子どもの遊びを中心とした活動拠点として子どもの健全育成を図ってきた。平成15年からは、閉館日を週6日から毎日（年末年始を除く。）に変更し、閉館時間についても午後6時までであったものを、午後9時まで（日曜・祝日は午後6時まで）と延長したことで、中学生以上は午後6時以降も利用できるようになり、中学生・高校生の夜間利用者数は、平成18年度において全市で38,639人であったものが、平成25年度では75,795人となっている。

- ・規模 330㎡ 集会室、遊戯室、学習室、図書室、クラブ室
- ・開館日 年末年始を除く毎日
- ・時間 月曜日から土曜日：9：30～21：00
日曜日、祝日：9：30～18：00
- ・対象 乳幼児、小学生、中学生、高校生等（0歳～18歳未満）の児童
青少年の健全育成や市民活動に携わる地域の方々
- ・事業内容 小学生、中学生、高校生等の居場所づくり
児童を対象とした行事の開催
児童を対象とした遊びの支援
乳幼児サークル等への支援
青少年育成団体・市民活動団体への支援
- ・運営 平成18年4月から指定管理者に管理運営を委託（平成23年4月から5年間2期目の指定管理実施）

（イ）わくわくプラザ事業

- ・国が推進する「放課後子ども総合プラン」に基づく「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を学校敷地内で一体的に行う事業として、先駆的に行っているもので、平成15年度からすべての市立小学校（113校）において、保護者の就労の如何に関わらず、すべての小学生（1～6年）を対象に実施し、放課後から午後6時までの子どもの安全な居場所の提供と仲間づくりを促進している。
- ・午後6時までに子どもの迎えが難しい保護者への支援として、平成20年度から「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後7時まで実施している。
- ・「わくわくプラザ事業」は「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を連携又は一体的に行う国の「放課後子ども総合プラン」に位置づけて実施している。

（ウ）課題を抱える子ども・若者への支援

- ・課題を抱える子ども・若者への支援を進めるため、庁内関係部署による「子ども・若者育成支援連絡会議」を設置し、子ども・若者への支援策に関する情報共有や連携を図っている。また、さまざまな相談機関の情報を一元化した「川崎市子ども・若者支援機関のご案内」を作成し、関係機関等を通じて配布するとともに、市ホームページでの広報を行っている。
- ・地域の支援団体の力を活かし、ひきこもり・不登校の児童に対して同世代の若者による家庭

訪問等のボランティアによる支援を行う「ひきこもり等児童福祉対策事業」を平成 26 年度からモデル実施し、学習支援や交流、レクリエーションなど、課題を抱えた子ども・若者への個々の支援に向けた取組を進めている。

(エ) 非行防止や犯罪から守る活動

a 青少年の健全な育成環境推進協議会による非行防止等の取組の推進 (P. 41 参照)

b こども 110 番事業

- ・子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを見守り育てていくための地域環境づくりを目的として平成 10 年に開始し、各学校の PTA や地域の方々が実施主体となって推進している。現在、市内の協力施設は約 10,000 施設あり、ドラえもんのデザインの「こども 110 番」のステッカーを掲示している。

c 社会環境実態調査

- ・神奈川県と連携し、青少年指導員等の協力を得てカラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶・書店の実態調査を実施し、神奈川県青少年保護育成条例に基づく深夜における青少年の立ち入り禁止表示や有害図書類区分陳列の立ち入り調査等を行っている。

d 子どもが安全にインターネットを利用できる環境づくり

- ・保護者の知らないところで子どもがインターネットを利用して青少年の有害情報にアクセスすることを通じて、いじめや犯罪に巻き込まれることを防ぐため、携帯電話・スマートフォンのフィルタリングの必要性等、インターネットの使用についての注意喚起を促すポスターを九都県市共同で作成し、啓発・広報している。
- ・内閣府が主唱する 7 月の青少年の非行・被害防止全国強調月間や、11 月の子ども・若者支援強調月間において街頭キャンペーン等の啓発活動を実施している。
- ・平成 26 年度に県及び県下 3 政令市と共同で、「子どもたちのネット利用に係る実態調査」を実施した。

(オ) 青少年施策の樹立に向けた調査審議

青少年問題協議会の開催 (P. 42 参照)

(カ) 青少年関係団体への支援

a 青少年指導員活動への支援

- ・地域における青少年の健全育成の推進を担うことを目的として設置している青少年指導員に対し、区青少年指導員連絡協議会の活動に対する支援や、青少年指導員の資質向上のための研修会を開催するなど、青少年に望ましい育成環境づくりを推進している。

b 青少年育成連盟への支援

- ・子ども会連盟、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成されている川崎市青少年育成連盟の活動を支援している。構成団体が実施する各種行事等への協力や、ジュニアリーダー等の養成等を通じて、青少年が地域の中でさまざまな大人に見守られながら健やかに成長していけるための地域づくりを進めている。

(キ) 青少年の社会参加の促進

平成 13 年に施行した「川崎市子どもの権利に関する条例 (以下、「子どもの権利条例」という。)」では、第 15 条において子どもの参加する権利について触れ、さらに第 29 条において、子どもの参加する機会を保障することの大切さをうたっている。青少年の社会参加には、地域

団体・行政・企業等の地域活動に参加する「受動的な参加」から、次の段階であるそれらの活動にスタッフとして参加することや、さらに企画・運営に参画する「能動的な参加」までがあるが、本市で行っているものの一例としては、次のような事業がある。

a 成人の日を祝うつどい

- ・若者の意見を反映した式典となるよう成人式サポーターを公募及び青少年団体推薦により募り、サポーターが企画に参画することで式典の充実を図っている。

b 青少年フェスティバル

- ・青少年が主体的に社会参加できる場として、実行委員及び運営ボランティアを公募し、青少年の企画・運営による市内の幼児から高校生を主な対象としたイベントを開催している。

イ 検証と考察

(ア) こども文化センター

- ・現在、中学生・高校生の主な利用目的は、ホールでの卓球、バドミントン、ボール遊びや、学習室や図書室での友人との雑談、勉強、読書、ゲームなどが多いが、館長や職員とのおしゃべりを目的に来館する子もいる。一方で利用にあたって、一部、喫煙や暴言を吐く、遊具・備品を乱暴に扱うなど行動や態度に注意を要するケースも見られる。
- ・職員のスキルアップに向けた研修会は、川崎市放課後子ども総合プラン推進会議の意見や、現場のこども文化センター・わくわくプラザ職員の声を聴きながら、年間を通じて行っている。
- ・自由に来館して利用できる施設であるため、利用頻度の高い児童や、館内の利用ルールに反する行動や問題行動等のあった児童については、職員が、顔が分かる関係となる可能性が高いが、中高生の場合、単発的な利用や、事務室に顔を出さず、直接各部屋を利用する者も多い。したがって、こども文化センター職員が、自由来館者の一人ひとりの状況をすべて把握することは困難であるが、さまざまな来館者に適切に対応するためのスキルを身につけておかなければならない。

(イ) その他の青少年健全育成事業

- ・「わくわくプラザ事業」は、すべての小学生を対象としており、待機児童が生ずることがない。実際の登録者は低学年が主であるが、学校敷地内で実施していることから、校外に移動せず安全に過ごせる場所となっている。今後は、スタッフのスキルアップや、地域の人々との関わりをより深めることによって事業の充実を図ることが必要である。
- ・「こども 110 番事業」は、各小学校等の PTA の方々が主体となって地域の方々の協力を得て進めており、平成 21 年度～平成 26 年度において保護件数は 4 件であるが、犯罪の抑止効果として有効なことから、全国的に子どもが巻き込まれる犯罪が多発している中、更なる協力施設の拡充と児童への周知の徹底が必要である。
- ・スマートフォンやゲーム機等インターネットに接続できる機器を所持する子どもが増え、有害サイトへのアクセスにより犯罪やいじめに巻き込まれたり、保護者の見えないところで子どもの交友関係が広がっていたりということが生じている。子どものネット利用の危険性を認識し、家族でのルール作りが必要であることを徹底しなければならない。さらに街頭やインターネット等で危険ドラッグが手に入るような環境にあり、その使用による健康被害等が起きていることから、薬物乱用の危険性についても一層の啓発が必要である。
- ・不登校やひきこもりが長期化することで、子ども・若者が抱える問題がより複雑化・複合化し、支援が一層困難になっており、困難を抱える子ども・若者の実態を早期に把握することや、支援につながっていない子ども・若者をどのように相談・支援につなげていくかが課題

である。子ども・若者がその成長段階に応じた適切な支援を受けられるよう切れ目のない支援を行うことが必要である。

- ・子どもの権利条例前文でうたわれているとおり、子どもが自分を自分として実現し、自分らしく生きていくためには、権利保障が不可欠である。青少年が社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己を確立し成長できるよう、地域の中で社会参加できる場や機会を作り、地域全体で支援する体制を整えて、参加する権利の保障をより進めるために更なる積極的な参画を呼びかけ、青少年の社会参加は彼ら自身のものであるという意識の浸透を図ることが必要である。
- ・そのためには、青少年関係団体等の活動や地域住民相互の支え合いなど、多様な主体による取組を推進することにより、地域の互助の力を強め、地域全体で青少年を見守り、支える仕組みが求められており、その中核となる地域人材の把握と育成が必要である。

(4) 子どもの相談機関

ア 各相談機関の概要

子どもの権利条例では、第12条において、子どもはあらゆる権利侵害から逃れることができ、状況に応じて適切に相談する機会と相談にふさわしい場が確保されることとしている。

市は、その取組の一環として、権利侵害に関する相談・救済機関「人権オンブズパーソン」を設置し、市内全学校を通じて相談カードを配布するなどの広報活動のほか、学校等を訪問して制度について紹介する「人権オンブズパーソン子ども教室」の実施などにより、制度の周知と利用促進を図っている。また、対象となる子どもやその権利侵害の特性の違いに応じて、他にもさまざまな子どものための相談機関を開設しており（図表 2-20「川崎市子どもの相談機関一覧」）、子どもの権利保障を進めるとともに、その広報・周知に努めてきたところである。

【図表 2-20】川崎市子どもの相談機関一覧

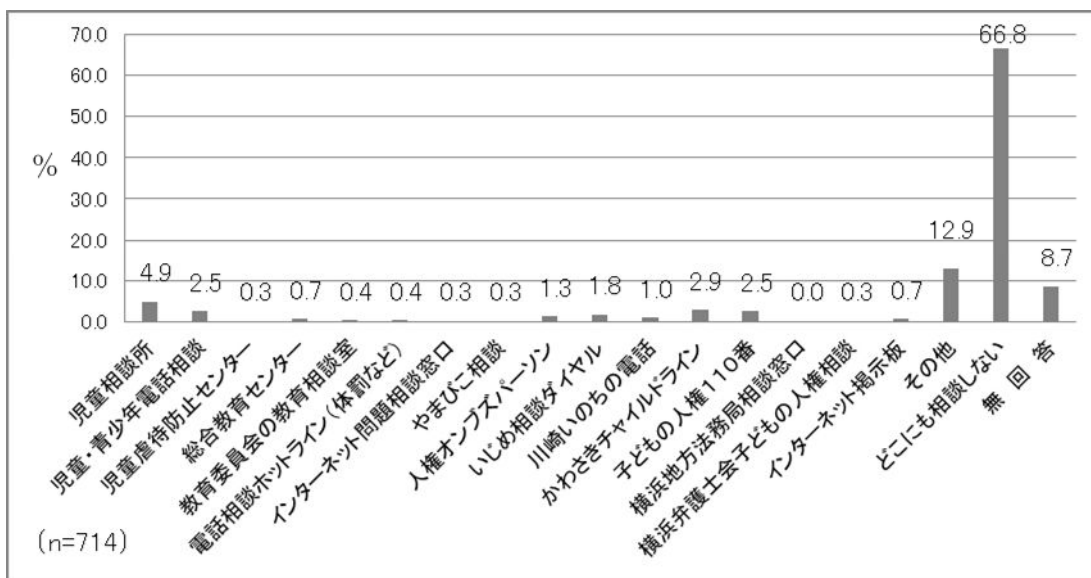
	名称	内容	相談方法	対象	相談員	年間相談件数 (平成 25 年度)	相談日時	所管等
1	総合教育センター 教育相談	学校の悩み全般について	電話相談 来所相談 訪問相談	小学校就学～高校卒業までの子どもと保護者	教育に関する知識を有する非常勤職員・臨床心理士	708 件	年末年始を除く毎日 午前 9:00～午後 6:00	川崎市教育委員会 (総合教育センター)
2	総合教育センター 特別支援教育相談	学校における学習面・行動面・対人関係面について	来所相談	特別な支援が必要な子どもとその保護者	職員 臨床心理士等	682 件	年末年始を除く平日 午前 9:00～12:00、午後 1:00～5:00	
3	インターネット問題 相談窓口	ネットいじめや携帯でのトラブルについて	電話相談 メール相談	児童生徒保護者(対象年齢は特になし)と市立学校	専門相談員	142 件	月～金 午前 9:30～午後 12:00、午後 12:45～午後 6:00、午後 6:45～午後 8:15 ※祝日・年末年始を除く	
4	24 時間 いじめ電話相談	いじめについて	電話相談	小学校就学～高校卒業までの子どもと保護者	職員	471 件	24 時間いつでも	
5	ダイヤルSOS	学校の悩み全般について	電話相談 来所相談	小学生から高校生までの方、保護者・家族	職員	438 件	月～金 午前 9:30～午後 5:00 ※祝日・年末年始を除く	川崎市教育委員会 (指導課)
6	電話相談 ホットライン	体罰や先生との関係の悩みについて	電話相談 来所相談	小学生から高校生までの方、保護者・家族	職員		月～金 午前 9:30～午後 5:00 ※祝日・年末年始を除く	
7	スクール カウンセラー	学校の悩み全般について	対面相談	市立中学校の生徒と保護者	臨床心理士等	延べ 18,667 人	週 1 回/校	川崎市教育委員会 (総合教育センター)
8	学校巡回 カウンセラー	学校の悩み全般について	対面相談	市立小学校児童と保護者・市立高校生と保護者	臨床心理士等	延べ 1,410 人	学校の要請により派遣	川崎市教育委員会 (教育改革推進担当)
9	スクール ソーシャル ワーカー	いじめ、不登校、虐待等、学校だけでは困難な事例について	対面相談	市立小・中・高校生と保護者	社会福祉士、精神保健福祉士等	98 校 395 人 延べ 1,377 回	学校の要請により派遣	川崎市教育委員会 (教育改革推進担当)
10	こども家庭センター (南部児童相談所)	18 歳未満の児童に関するさまざまな問題について	電話相談 来所相談	子ども～ おとな	児童福祉司 児童心理司等	1,518 件	月～金 午前 8:30～午後 5:00 ※祝日・年末年始を除く	川崎市(こども本部)
11	中部児童相談所					1,041 件		
12	北部児童相談所					741 件		
13	児童青少年 電話相談	概ね 24 歳までの児童・青少年の悩み事や困り事等について	電話相談	子ども～ おとな	電話相談員	201 件	月～金 午前 9:00～午後 8:00 ※祝日・年末年始を除く	川崎市(こども本部)
14	児童虐待 防止センター	子どもの虐待の通報や子育て不安に関する相談	電話相談	子ども～ おとな	電話相談員	2,582 件	24 時間いつでも	川崎市(こども本部) こども家庭課
15	思春期保健相談	思春期の身体や性についての不安や悩みについて	電話相談 来所相談	思春期の男女及びその保護者	医師・保健師 助産師	191 件	月～金 午前 8:30～午後 5:15 ※祝日・年末年始を除く	川崎市(健康福祉局 精神保健センター)
16	思春期精神保健 相談	思春期の精神保健について	電話相談 来所相談	おおむね高校生以上の方と保護者	臨床心理士 精神保健福祉士	92 件	月～金 午前 8:30～午後 5:15 ※祝日・年末年始を除く	川崎市(健康福祉局 精神保健センター)
17	人権オンブズパー ソン (子どもあんしん ダイヤル)	子どもの権利の侵害について	電話相談 フォームメール	子ども	専門調査員 (社会福祉士、精神保健福祉士等)	161 件 (新規相談受付件数)	月・水・金 午後 1:00～午後 7:00 土 午前 9:00～午後 3:00 ※祝日・年末年始を除く	川崎市(市民オンブズマン事務局)

イ 検証と考察

(ア) 子どもの困りごと、悩みごとの相談先

本市では、子どもの権利条例施行後、3年ごとに「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しているが、平成26年3月に実施した第5回調査のアンケート結果（調査対象：住民基本台帳から無作為抽出された市内に居住する満11～17歳の子ども）によると、「困ったり悩んだりしたとき、（相談機関16か所のうち）どこに相談しますか。」という設問に対しては、「児童相談所」4.9%、「かわさきチャイルドライン」2.9%、「児童・青少年電話相談」「子どもの人権110番」2.5%、「いじめ相談ダイヤル」1.8%等と続き、「どこにも相談しない」子どもは66.8%であった（図表2-21）。

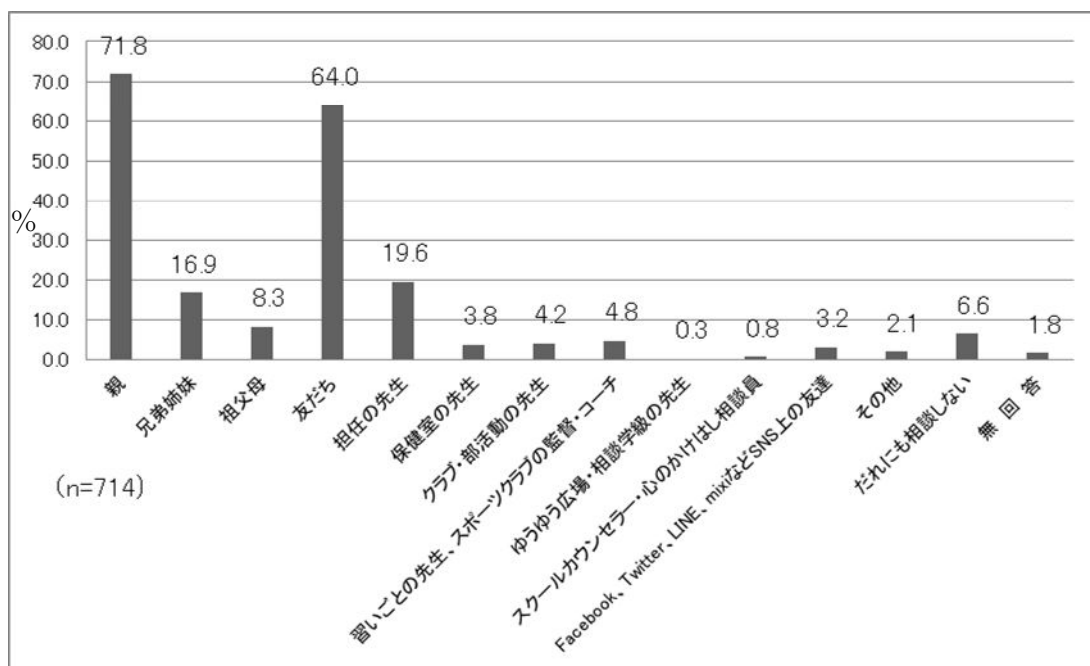
【図表2-21】困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか。（複数回答可）



また、「困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか。」という設問に対しては、「親」71.8%、「友だち」64.0%、「担任の先生」19.6%「兄弟姉妹」16.9%と続き、「誰にも相談しない」子どもは6.6%であった（図表2-22）

子どもが相談機関を利用しない理由について、同調査の自由記述やヒアリング調査では、「子どもにとって相談機関へ相談することは緊張する」、「相談していることを周囲に知られるのではないかという心配がある」、「電話で相談するよりも、身近な大人や友人に相談しやすい環境があればよい」などの意見があった。

【図表 2-22】困ったり悩んだりしたとき、だれに相談しますか。(複数回答可)



(イ) 各相談機関の状況に対する検証

本事案の発生を受けて、子どもの相談機関に対する調査を実施し、これらの機関がどのように子どもの安全・安心を守るために機能しているのかを検証した。各相談機関の概要は図表 2-18 のとおりである。

- <調査時期> 平成 27 年 3 月
- <調査対象> 市が所管する 17 の相談機関・窓口
(教育委員会事務局、こども本部、健康福祉局、市民オンブズマン事務局)
- <調査方法> 書面及び聞き取り

a 相談方法について

いずれの相談機関も、事前予約が必要な場合を除き、匿名での相談を原則としている。ただし、継続して対応を採る必要がある場合や、他機関との連携・情報共有の必要性がある場合は、相談者の了解を得て、氏名等を聞き取っている。

なお、本事案に関わると思われる相談はいずれの相談機関でも受けていなかった。

b 関係機関の連携について

相談を受けて対応が必要と認められる場合は、個別の事案に応じて他の関係機関との連携が行われている。

また、多くの相談機関が協議会や連絡会という形で、他の関係機関との連絡協議の場を有しており、関係機関同士が面識を持つことで、個別の事案における連携をしやすい側面があるが、通常その場で個別事案の検討が行われるものではない。

c 重大性、緊急性の高い相談への対応について

重大性、緊急性の高い相談があったときには、学校や福祉部門などの担当部署が事案を引き継ぎ、各部署の権限に応じて、関係部署・機関等と連携をとって対応する。

d その他

市以外の運営主体による相談機関も存在するが、川崎市の子どもの身近な相談機関の

代表的なものとして、かわさきチャイルドラインが挙げられる。NPO 法人による運営で、週1日午後4時から9時までの18歳までの子ども専用電話であり、平成25年度は1,267件の相談を受け付けている。

e 考察

対象となる子どもや権利侵害の特性に応じて多様な相談窓口が存在するが、子どもがなかなか相談機関にアクセスしないという状況を考慮すると、チャンネルは多い方がいい場合もあると考える。各相談機関では可能な範囲で広く相談を受けており、適宜、適切な相談機関を紹介するなど行っている。また、相談者の当初の主訴を聴き進めるうちに、別の課題が浮かび上がってくる場合もある。

まずはアクセスしやすい環境づくりが重要と考える。

3 子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組

子どもの安全・安心な環境づくりに向けては、前述の市関係部局による取組に加えて、行政から委嘱を受けた地域における活動主体や、地域の関係者などで構成される各種団体等により、次のような取組が行われている。また、市では、地域の安全・安心まちづくりとして、ハード面からも環境整備や設置主体への支援、子どもの安全・安心な居場所の確保等を行っているところである。

なお、各種団体における現状認識や課題意識を把握するとともに、関係団体や関係機関との連携方策等を検討するための基礎資料とすることを目的に、各区において子どもの安全・安心に関わる活動を実施している各種団体の構成員等を対象として「子どもの安全・安心な環境づくりに向けたアンケート」（以下「各種団体等アンケート」という。）調査を実施した。

- <調査時期> 平成27年4月～5月
- <調査対象> 7区の各種団体等の構成員のうち計628名
- <回答数> 497名（有効回答率79.1%）
- <調査方法> 調査票への自記式

また、アンケートに協力していただいた各種団体等とは、本報告書の間取りまとめの公表後に、アンケート結果と併せて説明を行い、意見交換等を行った。

(1) 地域における活動主体及び各種団体等との連携

ア 活動主体や各種団体等の状況

(ア) 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを任務とするとともに、児童福祉法により、子どもに関わる相談支援活動を行う児童委員を兼ねている。このため、民生委員児童委員と呼ばれ、民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱を受けた非常勤の特別職の公務員という位置づけである。ボランティアとして、地域住民の立場に立って、子育てに関すること、家族の介護に関すること、健康・医療に関することなど、生活の中での心配事の地域の身近な相談相手の役割であり、必要に応じ、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関とのパイプ役を務めている。

また、民生委員児童委員は、民生委員法第15条により守秘義務、差別の禁止が定められている。

児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員については、地域の民生委員児童委員と児童福祉関係機関との連絡調整などを行っている。また、情報提供・情報共有を行う関係機関である、区役所保健福祉センター等や児童相談所に相談するなど日頃から関係性を持ちな

がら、見守りが必要とされる情報を把握した際等は、協力して対応に努めている。

なお、本市では、就学奨励委員会等で主任児童委員や児童委員との連携を図っている学校もあるが、より一層の連携や情報提供が求められる。

(イ) 青少年指導員

本市の青少年指導員は、地域社会で青少年の健全な育成活動を積極的に推進するため町内会・自治会等地域の自治組織、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、スポーツ推進委員、民生委員児童委員など、地域の青少年指導者と連携をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として、市長及び県知事が委嘱している。

原則として65歳（再任の場合は70歳）未満の成人で、青少年に対し深い理解と愛情をもって健全な育成に努力されている方が、町内会（自治会）からの推薦により委嘱されている。（平成27年6月1日現在で514名／定数559名）

青少年指導員は、個々の活動として推薦母体である町内会・自治会等を中心に、地域の青少年の健全育成に向けた活動を行うとともに、市及び各区に協議会が組織され、関係機関・団体との連携を図りながら、青少年に望ましい地域づくりのための巡回パトロールをはじめ、文化・レクリエーション活動などを行っている。

特に巡回パトロールは、各区とも活動の中心として力を入れて取り組んでおり、地区ごとに分かれて公園やコンビニエンスストア、不審者の発生しやすい場所等を中心に21時ごろまで（一部の地区では22時まで）行っているが、ボランティア活動であることから時間的な制約があり、青少年の深夜外出にまで関わることは現実的に難しい状況がある。

(ウ) 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会

川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会は、市民と行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、市民意識の醸成を図ることを目的として、青少年健全育成関係団体をはじめ、その他関係団体、関係業界、報道機関、学校教育関係、警察・行政の6分野から図表2-23の36団体、委員49名で構成されている。

青少年に有害な酒類やたばこ等を販売しないことについても徹底を図るため、県青少年の環境に関する業界協議会をはじめ、川崎小売酒販組合、川崎たばこ商業協同組合、また、コンビニエンスストア等が加盟している日本フランチャイズチェーン協会等の関係業界の団体も構成員としているのが特徴である。

【図表 2-23】川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会の構成 ※（ ）内は委員数

1	青少年健全育成関係団体	青少年育成連盟(1) PTA 連絡協議会(1) 青少年指導員連絡協議会(1) 少年補導員連絡協議会(1) 各区地域教育会議(7)
2	その他関係団体等	全町内会連合会(1) 防犯協会連合会(1) 保護司会協議会(1) 民生委員・児童委員協議会（主任児童委員）(7) 社会を明るくする運動推進委員会(1) 川崎市商店街連合会(1) 郵便局株式会社(1) 川崎いのちの電話(1) (公財)かわさき市民活動センター(1)
3	関係業界	県青少年の環境に関係する業界協議会(1) 川崎小売酒販組合(1) 川崎たばこ商業協同組合(1) 日本フランチャイズチェーン協会(1) 日本塗料商業組合(1) 生活協同組合ユーコープ(1) 東日本電信電話株式会社(1)
4	報道機関	テレビ神奈川(1) ラジオ日本(1) 神奈川新聞社(1) かわさき市民放送(1)
5	学校教育関係	小学校長会(1) 中学校長会(1) 高等学校長会(1) 特別支援学校長会(1) 教職員組合(1)
6	警察・行政	川崎市警察部(1) 市民・こども局(2) 健康福祉局(1) 建設緑政局(1) 区役所(1) 教育委員会(1)

平成 26 年度は、年間 2 回協議会を開催し、構成団体の中から、日本フランチャイズチェーン協会と青少年指導員連絡協議会が、青少年の健全育成環境に関する取組状況等を発表し、それぞれの取組について意見交換を行った。

また、こども 110 番事業の推進に向け、各区での情報交換会の開催（各区 1 回）や、啓発用チラシの配布（新入学 1 年生～3 年生全員へ配布）、ステッカー、プレート及び手引きの交付を行うとともに、神奈川県青少年保護育成条例の遵守状況や、青少年を取り巻く地域環境を把握するため、県下一斉で行うカラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶、書店の市内の実態調査や、社会環境健全化推進街頭キャンペーンなどの啓発活動も実施している。

（エ）川崎市青少年問題協議会

川崎市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法及び川崎市青少年問題協議会条例に基づく附属機関として昭和 35 年に設置され、青少年の指導、育成等に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議や必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることを所掌事務としている。また、所掌事務に関する事項について市長及び関係行政機関に意見を述べることができる。

委員は、市議会の議員、教育委員会の委員、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者、本市職員のうちから市長が任命し、会長及び委員 35 名以内で組織する。任期は 2 年で、現在は第 28 期（平成 26 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）として、28 名の委員により、

「地域の力を『つなぐ』青少年育成活動の取組み ～地域コーディネーターを活かすこども文化センターのあり方～」について協議している。

これまで、協議会から具申された内容を具現化したものとして、「わくわくプラザ事業の実施」「こども文化センターの開館時間の延長」「青少年プランの見直し」などがある。

(オ) 川崎市・区安全・安心まちづくり推進協議会

川崎市安全・安心まちづくり推進協議会は、市民、事業者、関係団体、市、及び警察が一体となって地域の防犯体制を構築するために、平成 17 年 10 月に設立された組織であり、毎年取組の基本方針を策定し、これに基づいて各々の構成団体において防犯意識の高揚・啓発、地域自主防犯活動の推進、参加団体相互の連携強化等に取り組んでいる。

また、地域ごとに連携強化を図るため、平成 17 年度中に各区に協議会が設立されている。

(カ) 川崎市・区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）とは、社会福祉法に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成されている。

住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である。市内には、7 の区社協と 40 の地区社協があり、それぞれの地域性や住民ニーズに応じた活動を行っているが、市内に共通した課題については、市、区、地区が連携・協働して取り組んでいる。

(キ) 川崎市・区保護司会

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命とする。

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行うほか、少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整える。身分としては、保護司法及び更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の一般職国家公務員であり、任免等の所管は保護観察所が行う（本市の場合は、横浜保護観察所が所管）。法務省で定める保護区ごとに保護司会を組織して活動しており、本市の場合は各区に保護司会を組織している。

本市においては、各区・地区における「社会を明るくする運動」の中心的な役割を担うなど、地域との連携による、犯罪や非行のない地域社会づくりに向けた地域活動にも積極的に取り組んでいる。

なお、市の関わりとしては、保護司法及び更生保護事業法の規定に基づき、自治体は、地域において行われる保護司活動をはじめとする更生保護事業へ必要な協力を行うこととされている。具体的には、市保護司会協議会への更生保護事業の委託や各区保護司会の事務局業務のほか、更生保護大会、社会を明るくする運動の実施等を行っている。

(ク) 川崎市・区 PTA 協議会

PTA とは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員が協力し、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実を図るため、会員相互の学習その他必

要な活動を行う団体である。

本市ではそれぞれの市立学校にPTAがあり、各行政区に、区内小・中・特別支援学校PTA相互の連携を促進し、各校PTAの健全発展のために支援と意見集約を行うことを目的に行政区PTA協議会が組織され、高等学校については高等学校区PTA協議会が組織されている。さらに、それぞれの区PTA協議会により川崎市PTA連絡協議会が組織され、区PTA協議会の意見を集約し、各種研修会を実施するなど、よりよい教育環境をつくるために、全市的・広域的な活動を行っている。

(ケ) 行政区・中学校区地域教育会議

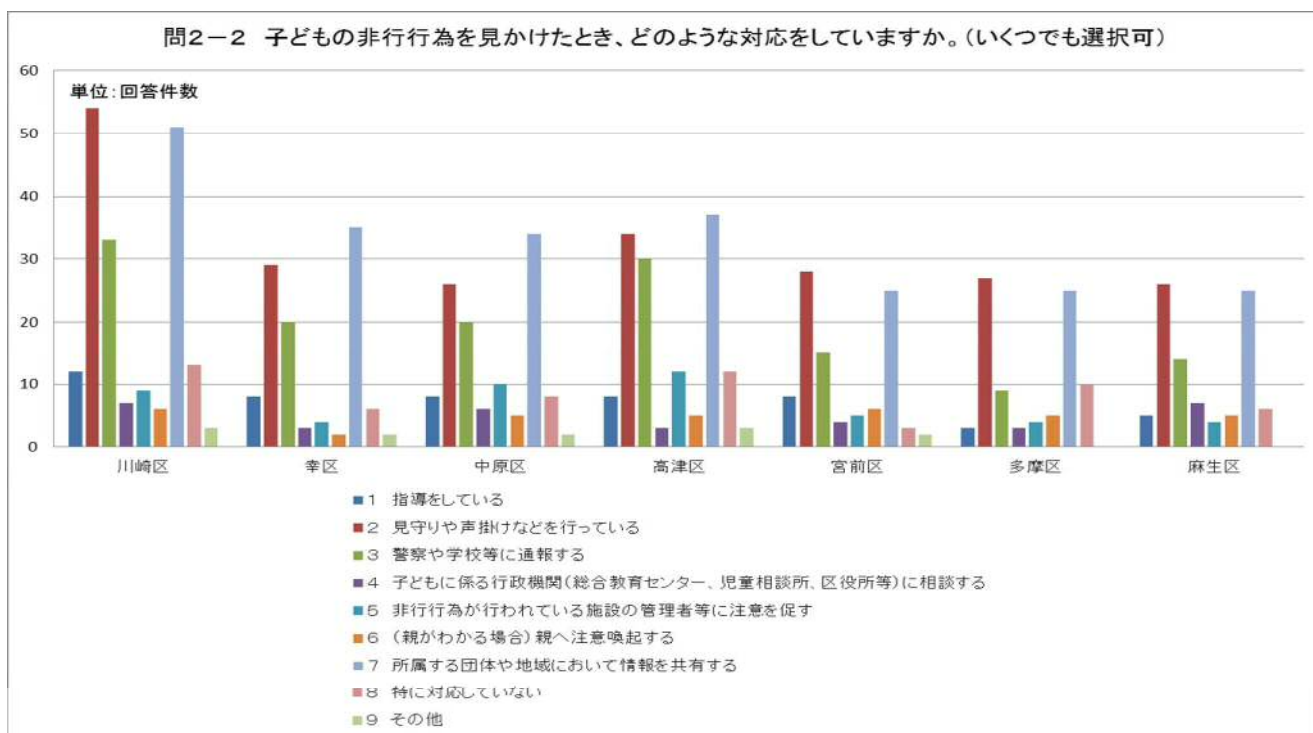
地域教育会議は、1980年代、荒れていた学校や子どもの起こした事件が市民の関心を高めていた頃、1984年から2年間にわたって全小学校を会場として開催された「川崎の教育を考える市民会議」を背景として、全国で初めて市民からのボトムアップ方式の住民自治の教育参加組織として設置された組織である。

51中学校区と7行政区にそれぞれ約40名の委員がおり、住民自らが自分たちの地域の教育を考え、教育力の向上を図る組織として、各地区で「教育を語るつどい」や「子ども会議」など、子ども支援や学校支援、生涯学習の推進、住民同士の顔の見える関係づくりなどを目指した取組を推進している。

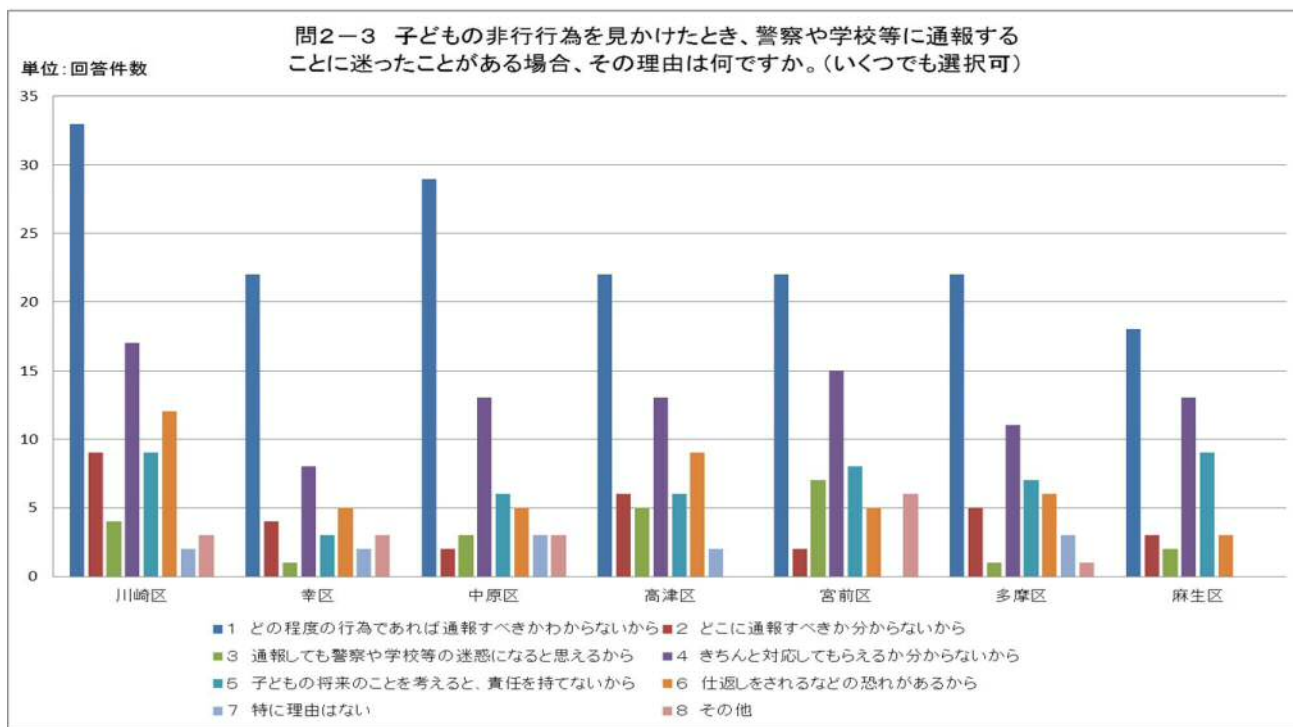
イ 検証と考察（※各種団体等アンケート結果から見えてくること）

(ア) 非行行為を見かけたときの対応等の現状

各種団体等アンケートにおいて、「子どもの非行を見かけたとき、どのような対応をしていますか。」（問2-2）という問いに対して、最も多い回答は「所属する団体や地域において情報を共有する」の232件、次いで②「見守りや声掛けなどを行っている」224件、③「警察や学校に通報する」141件であった。その中で「特に対応していない」という回答も58件であった。まずは身近なところで情報を共有して見守ろうという姿勢がうかがわれるが、何らかの理由で対応をしていない場合が9つの選択肢中5番目と、少なからぬ数値を示している。



そこで、「子どもの非行行為を見かけたとき、警察や学校等に通報することに迷ったことがある場合、その理由は何ですか。(複数回答)」(問2-3)という問いに対しては、最も多い回答は「どの程度の行為であれば通報すべきかわからないから」の168件、次いで「きちんと対応してもらえるか分からないから」が90件となっている。警察や学校等の関係機関のそれぞれの役割や実際の対応について、日常的な情報交換によって共通理解がされていれば、早い段階で適切な関係機関への連絡につながる可能性がある。そのことは、子どもの非行行為等に対する早期対応の観点から重要であると考えられる。



また、自由意見では、「不登校・深夜徘徊等への親の無関心や、共働きなどによる子どもと向き合う時間の不足」といった家庭の問題、「子どもがどの家庭にいるかわからない」「SNSの発達等により外からは子どもの様子が見えづらい」「パトロールの人員が集まらない」といった地域の課題などが現状として挙げられている。

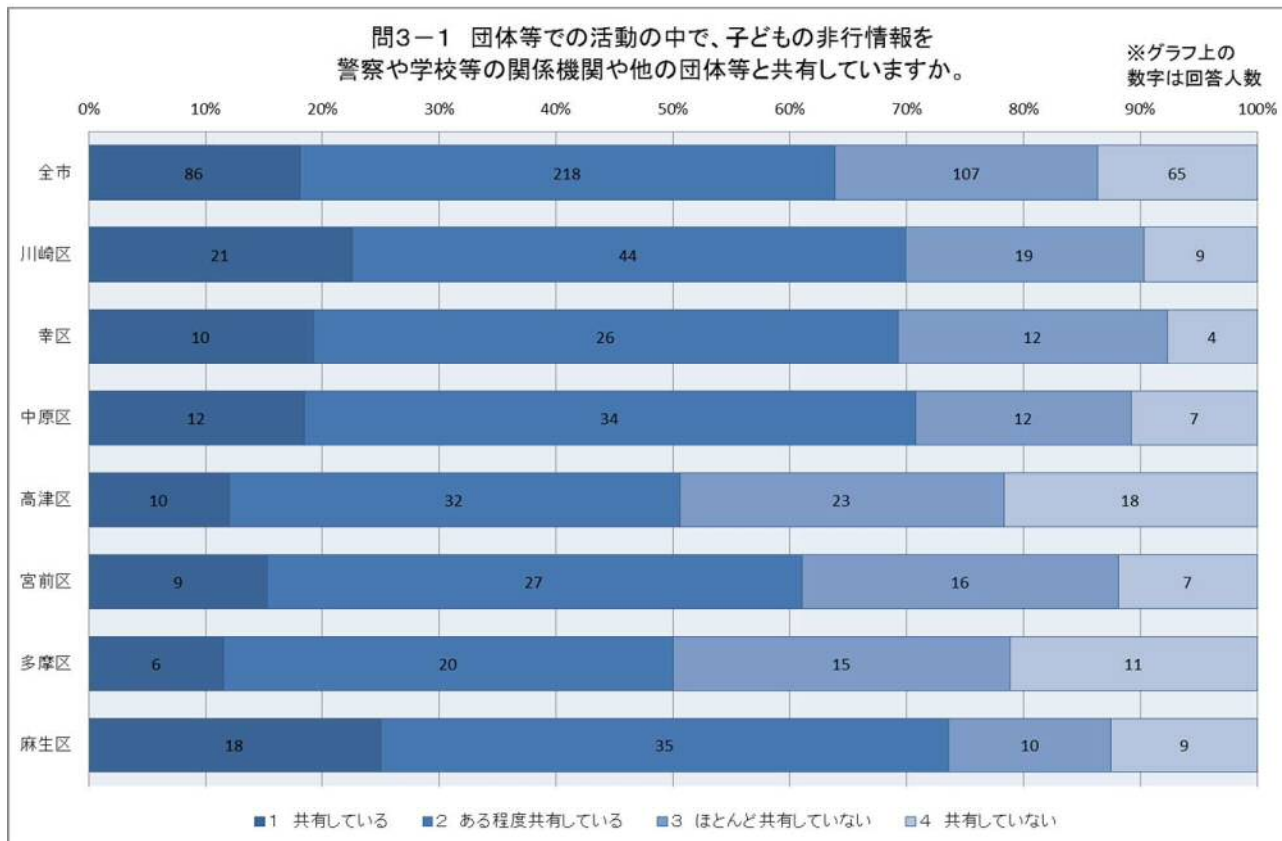
(イ) 情報の共有状況

各種団体等アンケートにおいて、「団体等の活動の中で、子どもの非行情報を警察や学校等の関係機関や他の団体等と共有していますか。」(問3-1)という問いに対して、6割以上が「共有している」「ある程度共有している」と回答している。

自由意見では「情報交換の機会を持つのですが、個人情報の保護の為か、学校からはなかなか具体的な非行の事例が出て来ません。もっと小さな事でも報告してほしい。それをパトロール等に対応、活用したい。」「必要関係機関にはすべて情報を公開すべきである。」などの、個人情報の取扱いについてのもどかしさを感じる意見が散見される。

また、「子どもの非行情報について、関係機関や他の団体等との共有の状況(どのように共有し、どう活用しているか)について。(自由記入)」(問3-3)からは、少年グループの状況、非行・不登校等の問題行動のある児童生徒、パトロール等の状況といった情報について、パトロールや登下校時の見守り等の団体の活動や、警察への相談などに活用していることがわかる。

Ⅱ-3 子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組

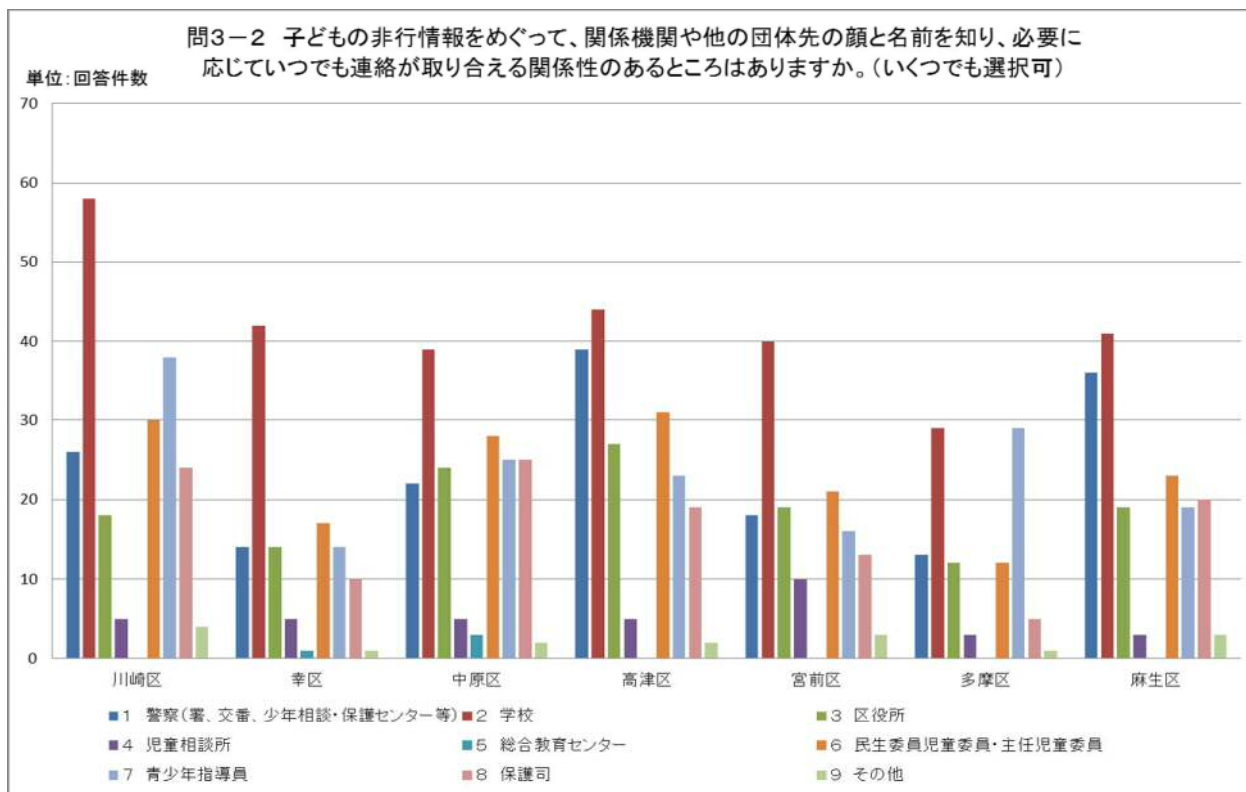


(ウ) 連携している関係先

「子どもの非行情報をめぐって、関係機関や他の団体先の顔と名前を知り、必要に応じていつでも連絡が取り合える関係先のあるところがありますか。(複数回答)」(問3-2)という問いに対して、最も多い回答は①学校が293件、次いで②警察関係168件、③青少年指導員164件、④民生委員児童委員・主任児童委員162件となっている。また、調査後に集約した意見からは、選択肢にはあげられていないがパトロールの時に子ども文化センターへも立ち寄りといった活動も見られる。

所属団体によっては挙げている関係先に差異が見られ、区安全・安心まちづくり協議会や区防犯協会では学校より警察の方が多くなる。

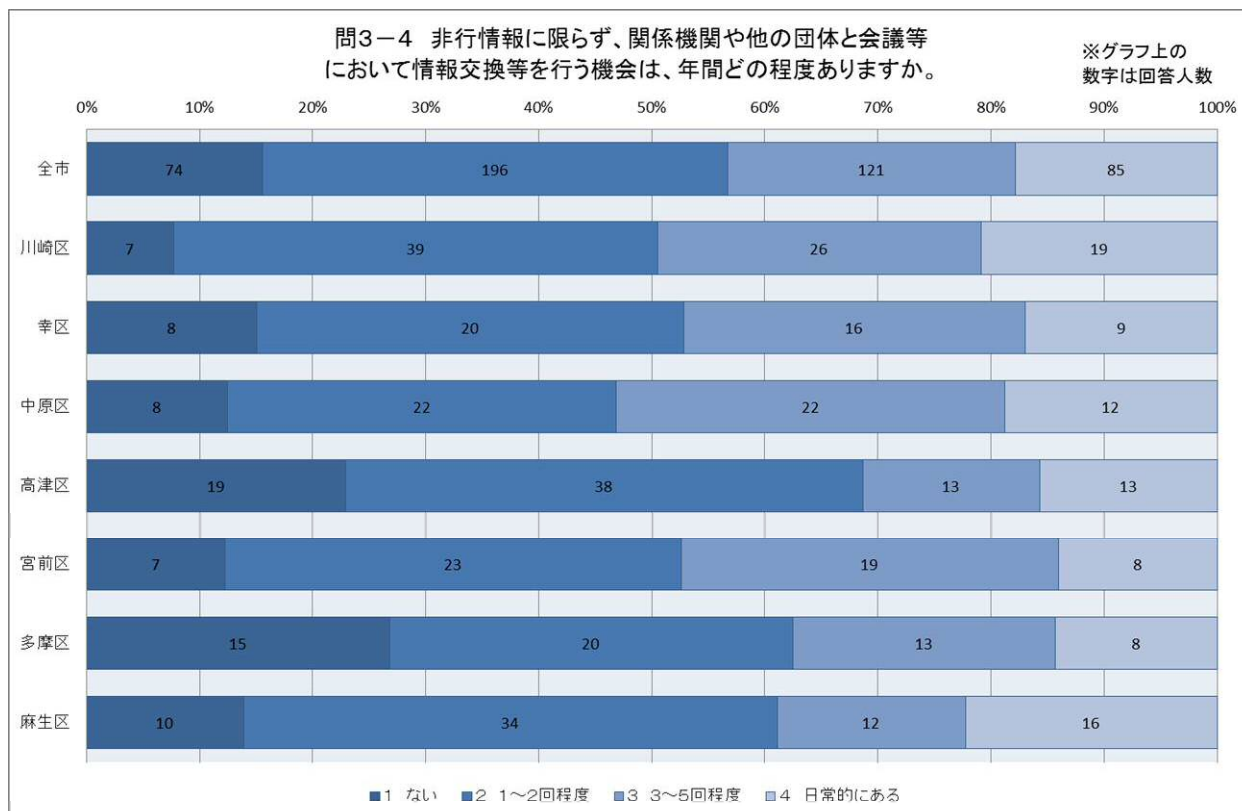
また、「非行情報」という特性上、どの団体も学校・警察との関係性を挙げる割合が大きく、区役所、児童相談所、総合教育センターといった市の機関との連携は薄い。しかし、子どもの情報の内容によっては、専門的な関係機関につなぐ方が有効な場合もあると思われ、ケースに応じた対処方法についての情報共有が必要であると思われる。



(エ) 情報共有を図れる機会

「非行情報に限らず、関係機関や他の団体と会議等において情報交換等を行う機会は、年間どの程度ありますか。」(問3-4)という問いに対し、「日常的にある」という回答は2割弱である。

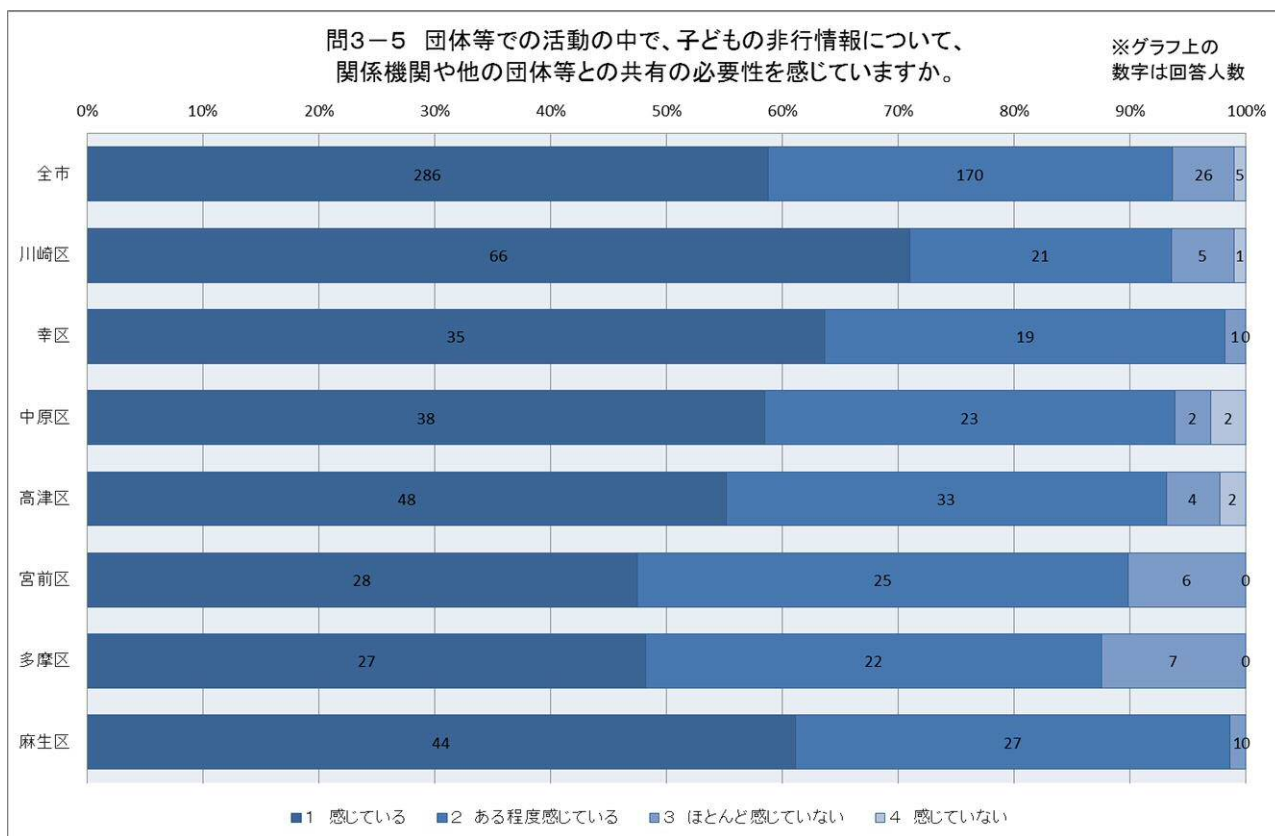
一方、「ない」「年1~2回程度」という回答は全体で6割近くに上り、情報交換の機会としては、さまざまな会議等が十分に機能していない可能性を否定できない。



(オ) 情報共有の必要性

ここまでの検証で、活動に必要な情報が共有できない状況や、非行情報についての市の相談機関との連携の薄さ、既存の会議等が情報交換の場としては十分に機能していない状況が課題として浮かび上がっている。「団体等の活動の中で、非行情報について、関係機関や他の団体等との共有の必要性を感じていますか。」(問 3-5) という問いに対しては、「感じている」「ある程度感じている」を合わせる回答が9割以上に上ることを踏まえ、今後、具体的な情報共有の充実強化策を検討する。

団体によっては活動の対象が子どもに限らない団体もあるため、子ども支援のあり方などの共通理解を深めるために、地域の大人に対する啓発活動も必要である。



(2) 地域の安全・安心まちづくり

地域で起こる犯罪を防止するためには、警察の活動とともに、市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識を持って、地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めることにより、犯罪の「機会」を減少させ、「犯罪の起きにくい地域環境づくり」を進めることが重要である。

また、防犯対策を推進していくうえでは、市民が防犯意識をもって自主的な取組を行うこと、地域において効果的に防犯活動を行うこと、地域のさまざまな活動の中に防犯の視点を組み入れ、日常的な活動を防犯活動に結び付けること、地域社会が一体となって子どもの安全を守っていくこと、地域に対して犯罪状況、地域で行われている防犯活動、防犯に係る必要な情報等を適宜提供することが必要となる。

ア 防犯灯

防犯灯については、地域における重要な防犯対策の一つとして、安全で安心なまちづくりを推

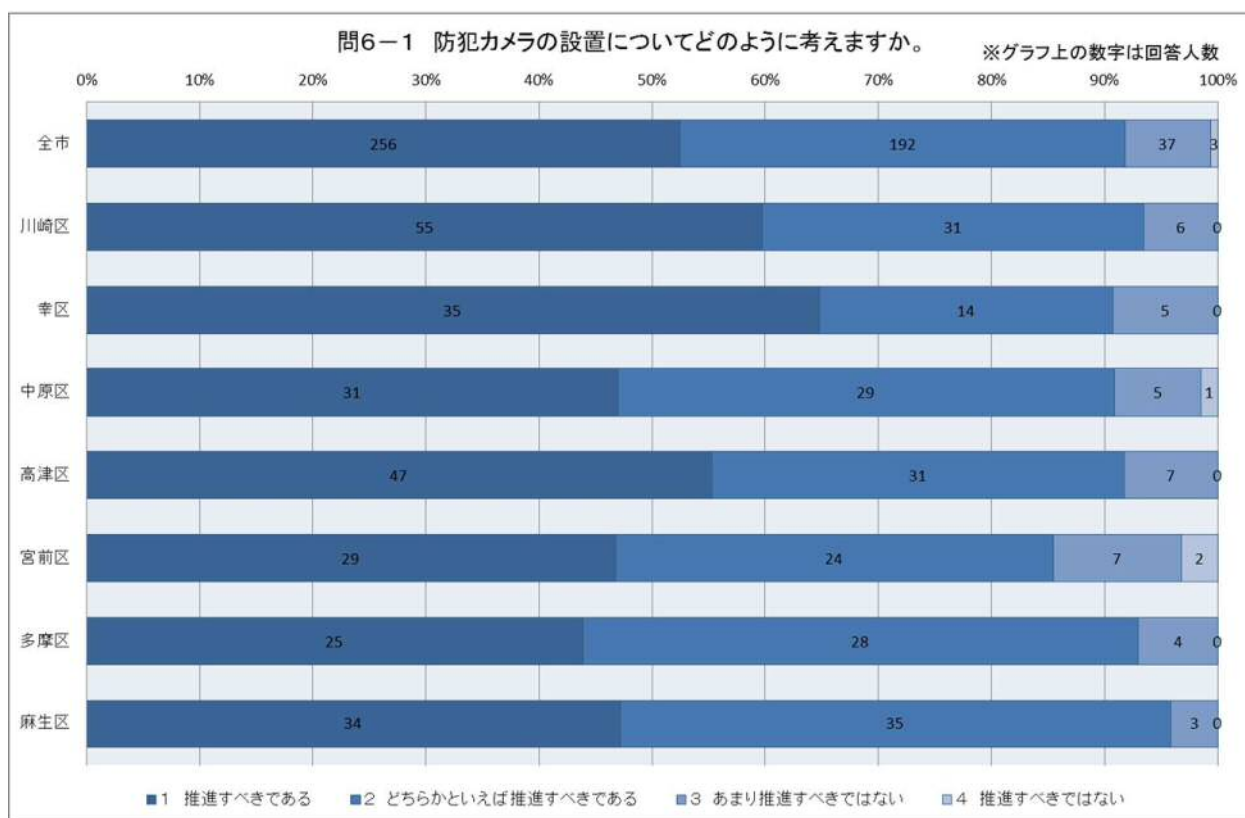
進していくうえで、地域の状況や課題を把握している町内会・自治会等が主体的に設置し、維持管理を行ってきたところである。市は、設置及び電気料・補修費補助を行い、地域の取組を支援してきた。

LED 防犯灯が一般化してきたことに伴い、省電力化による環境負荷の軽減や、メンテナンス等の負担軽減につながることから、これまで、LED 防犯灯に対する設置補助割合の拡充などを図ってきたが、平成 29 年度から「ESCO 事業方式」を採り入れ、約 77,000 灯の防犯灯の大半を一括して LED 化することとした。

ESCO 事業によって市内防犯灯の LED 化が一気に促進されるとともに、地域の要望を基に、今後は市が新規設置を行うことで、市内全域に LED 防犯灯の効果が浸透することが期待できる。

イ 防犯カメラ

防犯カメラの設置については、プライバシーへの十分な配慮が求められているところであるが、各種団体等アンケートでは、防犯カメラの設置を「推進すべき」とする回答は、もっとも多く 256 件、次に多いのは「どちらかといえば推進すべき」という回答で 192 件、両方の回答をあわせると 91.8%になる。その理由としてあげられているのは「犯罪の抑止につながる」が圧倒的に多く、「犯罪を未然に防ぐ」「問題解決に役立つ」などが比較的多い。ほかに、「地域において夜間等の見回りやパトロールができないため」など、人の力に代わるものとしてカメラの設置が有効だとする意見も目立った。「あまり推進すべきでない」は 37 件、「推進すべきでない」は 3 件で、理由としては、「カメラが設置されていない場所で犯罪が起こるようになる」「カメラに頼らない方策が大事」「監視より見守りが重要」との意見が主なものである。一方で、設置の目的や基準を明確にする必要性を訴える意見もある。



本市においては、各施設管理者が施設の管理を目的として、多くのカメラを設置するほか、平成 18 年 9 月に宮前区の梶ヶ谷トンネルで発生した殺人事件を受けて、トンネル内に合計 4 基の防

犯カメラを設置している。

また、商店街区内の防犯カメラについては、商店街の防犯対策として商店街が防犯カメラを整備する際に、設置費用に対して補助を行ってきたところである。

一方、町内会・自治会等が防犯カメラを設置する場合については、神奈川県補助メニュー（1団体1台8万円を上限として計3台まで）があるが、商店街等の繁華街での設置と比較すると、いわゆる生活道路における設置については、個人情報の特定につながりやすいことから、不安を感じる人もいるなど、より慎重な配慮が課題であると考えている。

なお、公園については、地元町内会などが防犯カメラを公園内に占用許可を受け設置している事例がある。（図表 2-24）

【図表 2-24】 防犯カメラの設置事例（占用許可）

管理者	設置箇所	設置目的
健康福祉局生活保護・自立支援室	上並木公園	地域の安全・安心を保つため
新百合山手街管理組合	万福寺さとやま公園他3公園	地域の安全・安心を保つため（区画整理事業の組合が設置）
菅町会	西菅公園	地域の安全・安心を保つため
鷺沼町会	鷺沼公園	地域の安全・安心を保つため（通学路）

（3）子どもの居場所づくり

子どもの権利条例第27条では、「子どもの居場所」を「ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所」と定義し、子どもにとって居場所が大切なものであるとしている。

各種団体等アンケートでは、「子どもが安心して集まれる地域の居場所として望まれるのは、どのような場所だと思いますか。（3つまで）」（問4-2）という問いで最も多かった回答は、①「話しを聞いてくれる大人がいる」の341件、次いで②「世代間交流ができる」216件、③「専門的な相談を受けられる」206件、④「活動できる設備がある」190件であった。

一方で、「子どもの集まる場所のうち、非行につながることなどが危惧される場所は特にどこだと思いますか。（3つまで）」（問4-1）という問いに対し、最も多かった回答は①「保護者の不在等で管理が至らない個人宅」の281件、次いで②「ゲームセンター」275件、③「公園」199件であった。このことは、家庭が適切な居場所になっていなかったり、大人の目が届きにくいところに集まりやすいという、思春期から青年期の子どもの特性ではあるのだが、居場所としては不適切な場所に集まらざるを得ない現状を意味していると考えられる。

ア こども文化センター等

こども文化センターは、自由来館施設であるが、開館時間が午後9時まで（日曜・祝日は午後6時まで）であることから、中学生以上は午後6時以降も利用することができ、中学生・高校生の居場所としての機能も有している。

一方、わくわくプラザ事業は、登録制となっているが、放課後、ランドセルを背負ったまま、学校敷地内にあるわくわくプラザ室に行き、わくわくプラザ室で過ごすほか、校庭や体育館など、日ごとに学校と相談して決められた場所においてスタッフが付き、安全に楽しく過ごすことができるよう支援している。

イ 子ども夢パーク

子ども夢パークは、「子どもの、子どもによる、子どものための施設」として、平成15年に子どもの権利条例の理念に基づき開設したもので、子どもが遊び、夢を育む場や、子どもの活動の

拠点、居場所を提供するとともに、子どもの自主的、自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの成長や子どもの地域等における活動への参加の促進を図っている。高津区下作延にあり、開館時間は午前9時から午後9時までとなっている。

「遊ぶ」⇒「考える」⇒「つくる」⇒「遊ぶ」の循環型で整備していく施設で、子どもたちが安全に使用できる基本的なものだけが整備されており、子どもたちが施設を使いながら自分たちで創っていくことができる。

自分の責任で、自由に遊び、ありのままの自分であることができる場所として、屋外には、たき火や水遊びなどができるプレーパーク（冒険遊び場）や広場、サイクリングロードなどが、屋内には照明付きの全天候広場や、バンド等の練習ができるスタジオ、交流スペースなどがあり、多くの子どもたちに利用されている。

ウ 公園等

本市の公園は、平成25年度末現在、全市に1,222か所あり、市民が利用できるさまざまな公園を整備しているが、このうち、特に学齢以上の子どもたちの安全・安心な居場所となりうる、住宅から徒歩圏に設置している街区公園等の身近な公園は、958か所となっている。

身近な公園については、各区役所道路公園センターが、周辺からの見通しに配慮した樹木の剪定や夜間の公園内照度が確保できるように公園灯周りの樹木の剪定を適切に行い、地域の目が公園に届くようにしている。管理運営協議会や公園緑地愛護会制度に基づき、市民ボランティアに日常的な公園清掃や施設の点検などに協力をいただいているところもあり、地域コミュニティーの核としても期待できる。

また、身近な公園では、地域の市民グループなどとの協働で子どもの自由な発想で遊びを創り出し、自由に遊ぶことができる冒険遊び場（プレーパーク）が実施されることもある。

エ 考察

子どもにとって家庭や学校が居心地のいい居場所たりうることはもちろん重要だが、さまざまな事情でそこが居場所となりえない場合に、それ以外に安心して過ごせる場所として、遊びの場だけでなく学習支援や食事提供など、さまざまな形で提供できるまちづくりが望まれる。

また、居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係をも指している。アンケート回答で上位にあげられた「話しをきいてくれる大人がいる」や「世代間交流ができる」などは、まさに良好に人間関係を結べる場がイメージされるものである。子どもの居場所にいる大人が子どもの居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要である。

4 警察との連携

現在、市内8地区単位で学校警察連絡協議会（以下、「学警連」という。）が構成されており、児童相談所・こども文化センター等も構成員として、学校の状況や地域の状況等について、学校と警察及び児童相談所等とで情報の共有を行っている。

学校・教育委員会と警察との連携においては、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、実効的に連携を進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」締結に向けた具体的動きを進めており、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用に努めていく。

児童相談所と警察との関係については、児童福祉法第25条に基づく警察からの「虐待」通告に伴う「児童通告書」の受理件数の増加や、平成26年度の居所不明児童調査における双方の協力体制の整備等により、各警察署との連携が進んでおり、児童通告には至らないものの「なんとなく気になる児童（世帯）」といった情報提供・情報交換をする関係も形成している。

学校・教育委員会と児童相談所、警察の3者が一体となって一層連携を深め、効果的な対応を図る必要がある。学校・教育委員会と警察、及び児童相談所と警察それぞれが連携する仕組みをもっており、これまでも子どもの安全・安心に関わる情報の共有が図られてきたが、平成27年度から、児童相談所が学警連の役員として参画する体制を整えたところである。さらに学警連の組織を有効に活用していくことが必要である。

支援を必要とする児童や家庭の相談ニーズは複雑かつ多様化しており、必要に応じて適切かつ迅速な対応を図る上では、各警察署や県警少年相談・保護センターと児童相談所・学校・区役所児童家庭課等との連携強化に向けたさらなる取組が必要と考えられる。

前述したとおり、各種団体等アンケートにおいて、「子どもの非行行為を見かけたとき、警察や学校等に通報することに迷ったことがある場合、その理由は何ですか。(複数回答)」(問2-3)という問いに対し、最も多い回答は「どの程度の行為であれば通報すべきかわからないから」の168件、次いで「きちんと対応してもらえないか分からないから」が90件となっている。警察や学校等の関係機関のそれぞれの役割や実際の対応について、日常的な情報交換によって共通理解がされていれば、早い段階で適切な関係機関への連絡につながる可能性がある。そのことは、子どもの非行行為等に対する早期対応の観点から重要であると考えられる。

5 検証と考察のまとめ

(1) 教育委員会関係

学校の取組における最大の課題は、学校がAさんの状況を十分に把握できなかったことにある。12月までは登校していたAさんが、1月以降突然続けて登校しなくなった時点で学校は危機感を高め、組織的な支援体制をとり、登校できない原因や背景を探るべく何よりも本人・保護者と直接会って話を聞き、Aさんがおかれていた心理的な状況を汲み取る働きかけを最優先に対応すべきであった。以下、検証の視点を中心に考察をまとめる。

<生徒理解>

- ・青年期の生徒の問題行動は原因も状態像も複雑化・多様化しており、その対応も多岐にわたり、困難なケースも少なくない。今回の検証においても、学校は校内での情報の共有を心がけ、仲のよい生徒や近隣校からの情報収集に努め、保護者と連携を図りながら対応していたことは確認できた。しかし、Aさんの危機的状況に関する情報が手に入らなかったということや、まさかAさんが殺人事件に巻き込まれるとは思っていなかったという背景要因があったとはいえ、Aさんの内面に寄り添い、受容的な姿勢で積極的に関わっていくことが必要だった。また、そのような働きかけを通して教職員が本心から心配しているということがAさんやAさんの保護者、また、周りの生徒たちにもっとうまく伝わっていれば、Aさんの危機的状況に関する情報は、より入りやすくなったであろうと思われる。本事案において学校及び周りの大人がAさんが危機的状況にあるという情報を手に入れることができなかったということを重く受け止め、教育委員会を含め、学校の教職員等、本市の教育に携わるすべての者が「生徒理解」という言葉の意味をもう一度見つめ直すことが求められる。
- ・「一人ひとりの内面に寄り添い、多角的、多面的に理解する。」言葉にするのは簡単であるが、この生徒理解の基本姿勢を日常的に、あらゆる生徒に対して、すべての場面で実現することは簡単なことではない。特に心身の発達・変化が大きい青年期の指導には困難を伴うケースも少なくなく、確かな生徒理解に基づいた生徒指導を実現することは、本市立中学校・高等学校の共通の課題である。

<校内体制>

- ・当該校の生徒指導体制は学年での対応を基本としながら、教職員間の情報の共有及び連携が図られていた。しかしながら、本事案においては、Aさんと直接連絡がつかない、直接会って状況を把握することができないという状態が長く続いてしまった。その背景には、校内の体制と

して、連絡・相談・情報共有は図られていたが、問題の背景の把握や指導方針・効果の共有及びそれらを振り返り、修正を図るためのサイクル等が十分に機能していなかったということが影響しているものと考えられる。

- ・問題の早期発見と適切な対応のためには、明らかな問題行動ではなくても、以前と比較して行動などに変化が見られたときに、それを予兆ととらえ、学校として対応していく体制を取っていくことが求められる。そのような予兆が見られた場合には、複数の関係教員でチームを作り、把握した事実の共有だけでなく、指導の方針や過程及び取組状況を共有するという視点で話し合い、生徒や保護者と関わりがもてる教員が役割を分担して関わり、担任だけで問題を抱えないようにすることが重要である。
- ・学校は収集し得る情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることで、変化の背景を解釈し、本人の立場になりきって共感的に理解していくことが基本となる。そのような作業から得た当該生徒像を思い描きながら、その子への関わり方や、その関わりが「本人が望んでいる支援策になっているか」を振り返ることも必要である。このような作業を、チームとして協働で行うことができるような校内体制を作っていくことが求められる。
- ・本市においては、近年、新規採用教員が増え、各学校に経験の浅い教員が増える傾向にある。経験豊かな教員がその経験を生かし、経験の浅い教員はより生徒に近い目線で内面に迫るといったお互いの相乗効果を促す意味でも、各々が課題の解決に組織的に参画しながら校内の体制づくりに取り組んでいるという自覚を促すことも重要な課題であると考えられる。

<緊急支援体制>

- ・今回、当該校は緊急支援体制をとるという判断にはいたらなかった。その要因として、Aさんの保護者との電話連絡の内容から、もうすぐ戻ってくるだろうと期待をもって考えていた心理的な側面とともに、どのような場合に緊急支援体制をとるのかといった事案の整理が十分でなかったということが影響しているものと考えられる。管理職は、生徒指導担当等とともに、日頃からどのような場合に緊急支援体制をとるのかを整理し、必要性を感じたときには躊躇なく判断が下せるように準備しておくことが求められる。また、生徒指導担当教諭や学年主任は緊急支援の必要性が生じたときに、速やかに、しかるべき体制が取れるように、管理職に判断を仰いだり、要請したりという働きかけも必要になってくる。問題が発生した際に、その解決に向けて柔軟な動きが取れるような体制をつくっておくことが大切になる。
- ・緊急支援体制をとる際には、チームを構成する教職員が持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努めるとともに、お互いの役割をある程度明確にし、各自が状況判断しながら、問題解決に向けてそれぞれが連動して取り組んでいく、いわゆる“サッカー型のチーム”として機能することが求められる。また、そのような有機的なつながりをもったチームを機能させるには、全体を俯瞰して状況を把握し、指導方針や具体的な手立ての適否を判断し、修正を図るといったマネジメント能力が求められる。管理職をはじめ、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、児童支援コーディネーター等への研修を通して、更なる資質向上を図っていく必要がある。

<関係機関との連携>

- ・都市化や少子化、情報化などが急速に進展するなかで、社会全体でさまざまな課題が生じてきており、児童生徒指導においても解決が困難な事案を一部の教職員が抱え込んでしまったり、学校だけで解決を図ろうとして停滞してしまっている事案があることを教育委員会としても重く受け止め、再発防止に努めなくてはならない。
- ・本市ではこれまで、児童生徒指導に関する学校支援を担当する部署として区・教育担当を配置していたが、Aさんの状況については学校から区・教育担当への具体的な相談がなく、把握することができなかった。そのため、SSWの活用を含めた関係機関との連携を円滑に図れるように学校へアドバイスすることができなかった。

- ・ 今後は、長期欠席傾向のある児童生徒の状況を学校と区・教育担当が共有できる仕組みを整え、教育委員会がより積極的に学校の状況を把握し、その状況に応じて実効性のある指導・助言が行えるような体制の見直しが必要である。
- ・ また、関係局区においては、情報を学校や教育委員会とどの程度、どのように共有する必要があるかの見極めを、より積極的かつ慎重に行い、また、学校においても、市役所のどの部署がどのように子どもや家庭の状況把握に関わっているのかを、管理職や生徒指導担当者等に周知徹底していくことが必要である。
- ・ さらに、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」(案)が教育委員会にて承認されたことを受け、今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的な動きを進めていく予定である。

＜地域との連携＞

- ・ 当該校の周辺地域は、近年大型集合住宅の建設が進み、新しい住民が増加し、地域での意思疎通や情報共有が図りづらくなってきているという実態が浮かび上がってきた。このような状況は、人口の増加傾向にある本市においてはどの地域でも起こりうる課題である。保護者も、親同士が知り合う機会が少なく、また、SNSの発達等もあり、子どもは一緒に遊んでいても、親はその相手の顔や名前が分からず、親同士の面識もないことが珍しくなくなってきている。こうした変化に合わせた新しい枠組みづくりが必要になってきているとも考えられる。教育委員会としても、関係局区との連携を図りながら子どもたちを守り、支える地域社会のあり方について具体的な検討を進め、学校と地域社会が一体となって開かれた学校づくりを進めるための支援を図っていく。

＜生命尊重・人権尊重教育＞

- ・ 本事案において、Aさんが危機的状況にあるという情報を学校を含め、周りの大人が手に入れることができなかったという点を重く受け止めなければならない。各学校においては、生命尊重・人権尊重教育をより一層推進していくことはもちろんだが、日頃から培う信頼関係を基礎に、自身や友人に被害のおそれがあるとき等は教職員をはじめとする身近な大人によく相談するということを繰り返し指導していくことが必要である。また、この取組を保護者、地域と連携を図り、工夫して進めていくことが求められる。

(2) 市関係部局

市関係部局におけるさまざまな事業や取組等について、子どもの安心・安全の視点で何ができたのか、また何を強化すべきかという観点から、検証及び考察を行った結果は次のとおりである。

＜保健・福祉領域＞

- ・ 本市では、子どもに関する相談の窓口を区役所の児童家庭課や支所の児童家庭係に「一元化」している。これにより、母子健康手帳交付や乳幼児健診等の保健の窓口と、保育所入所や児童扶養手当等の申請受付窓口が、多職種連携による要保護・要支援家庭への支援の担当と同じ課に所属していることから、情報の共有や困難事例の発見にスピード感を持って対応するなどが可能となっている。
- ・ 保健領域では、子どもや子どものいる家庭に対して、乳幼児健診や育児相談・健康教育等、健康という切り口から、所管する地域のすべての子育て家庭を対象とした支援を行っている。その特性を活かし、家庭訪問等により生活場面へ入り込み個別ニーズに沿った支援ができる強みがある。
- ・ 母子健康手帳交付や妊婦・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等により妊娠期から乳幼児期にわたってすべての子育て家庭との接点をもっている強みを生かし、より早期に支援の必要な家庭の把握と支援が行えるよう、母子保健情報の一元管理のための情報管理システムの導入

が必要となっている。

- ・区役所支所での保健や福祉の申請受理業務においては、家庭内の生活の問題や育児の心配等を把握する大きな契機であることから、専門職だけでなく窓口業務を行うすべての職員がアンテナを高くし、一人ひとりのニーズに寄り添う意識が必要であり、そのことにより、支援の必要な家庭を把握し、タイミングを逃すことなく、専門職や他部署にきちんとつなぐ役割を担うことができる。
- ・保健・福祉領域におけるさまざまな業務の中で、支援の必要な家庭を早期に把握し個別に継続した支援を実施しながら、適時適切に児童相談所等による必要な専門相談支援につなげるためには、相談のあるなしに関わらず、家庭の状況から子どもの育ちや生活における困難さに気づき、親へのアプローチや適切な機関につなげるなどの支援の方法について、組織としてのスキルの蓄積が必要である。
- ・子どもとその家庭に対して実効的な支援を行うためには、区役所児童家庭課や学校、こども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）、児童相談所等の連携が不可欠である。これらの機関が参加し、地域において顔の見える関係を構築したうえで相互の情報共有に努め、ケース支援を行うことを推進していくためには、要対協の仕組みを活用するとともに、その機能の充実強化を図ることが必要である。
- ・健診は健やかな成長を確認しあう場、疾病・異常の早期発見の場として、すべての家庭を対象としており、未受診者への受診勧奨ができることから、勧奨をきっかけとして、母子の状況を把握することができたとも考えられる。そのことから改めて家庭訪問や、保育所に入所後の状況確認をする等の対応の重要性を確認した。

＜児童相談所＞

- ・児童相談所は、児童相談所運営指針に基づいて、子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な調査・判定を行うこと、調査・判定に基づいて必要な指導を行うこと、子どもの一時保護を行うこと、そして、市町村相互間の連絡調整・情報の提供、職員の研修その他必要な援助を行うこととされている。
- ・そこで、区役所児童家庭課は、専門的な知識及び技術を必要とするものについては児童相談所の技術的援助及び助言を求め、一方、児童相談所は、ケース受理後も引き続き区役所等が実施している保健サービスや一般の子育てサービス等が必要である場合などに情報の共有・連携を図り、協働した支援の充実に努めていくことが重要である。
- ・また、学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係においては、日頃から学校との連携を密にし、相談・通告が早期に図られるよう体制を整えておくとともに、連携に際しては、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、学校それぞれの役割分担を明確にすることが必要である。
- ・児童虐待や非行事例など児童相談所の持つ専門機能を最大限活用し、支援を必要とされる児童とその家庭に対して、早期にかつ適切な支援が実施できるよう、関係機関に対する丁寧な説明と顔の見える関係の構築に向けて具体的な対応が求められる。
- ・非行事例については、各警察署や県警少年相談・保護センター等との連携による対応を進めるとともに、必要に応じて少年法に規定される施設・機関の利用を想定した取組が求められる。

＜青少年健全育成事業＞

- ・こども文化センターについて、不登校等に関する学校や関係機関等からの情報提供をもとに、職員間で情報を共有することにより、対象者が来館した場合に、適切な対応につなげていくためには、日常から関係者間における連携と意思疎通を図ることが非常に重要であるが、一方で職員が、館内でのルール違反の行為等に対して厳しく注意をしたり、学校に連絡したりすることによって、居場所としての魅力を感じなくなり、来館しなくなってしまうこともあるので、慎重な対応が必要である。

- ・子ども・若者が抱える問題がより複雑化・複合化し、支援が一層困難になっており、困難を抱える子ども・若者の実態を早期に把握することや、支援につながっていない子ども・若者をどのように相談・支援につなげていくかが課題であり、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うことが必要である。

<子どもの相談機関>

- ・子どもの相談機関については、子ども及びその権利侵害の特性の違いに応じて数多くの窓口が設置されているが、各種団体等アンケートでは「各関係機関が実施する子どもに係る被害防止対策や電話相談等の窓口の周知等については、十分であると感じていますか」（問5-2）に対し、「感じていない」「ほとんど感じていない」という回答が半数以上を占め、十分に活用されていない実態がある。
- ・一方、「困ったり悩んだりしたとき、どこに相談しますか」（第5回子どもの権利に関する実態・意識調査より）という問いに6割以上の子どもが「どこにも相談しない」と答えている。
- ・これらのことから、子どもに対しては、相談内容の秘密は守られることを伝えたり、夜間に受け付ける窓口の増設やメール・SNS等での受付等、アクセスしやすい相談体制を整えたりすることが必要である。さらに、子どもの困っている状況をすくい取る網（ネット）を少しでも広げるためには、子どもの周囲にいる大人に対しても相談窓口の効果的な周知や利用勧奨を進めることが、非常に重要だと考えられる。

（3）子どもの安全・安心な環境づくりに関する取組

<地域における活動主体及び各種団体等との連携>

- ・支援が必要な子どもや親を地域が発見し、孤立させないためには、個人や個々の機関だけで対応するには限界があり、少しでも多くの眼差しが子どもや親に向けられることが必要である。
- ・また、各種団体等の関係者と、学校・警察以外の「区役所」「児童相談所」「総合教育センター」といった市の機関との連携が薄いことや、既存の会議等は開催頻度が少ないなど、情報交換の場としては十分に機能していないことが課題として浮かび上がっている。
- ・既存の情報共有の場が効果的なものとなるように、それぞれの具体的な活動内容の他、問題解決に向けた手法を一般化した内容など、気軽に意見を言い合える懇談の場となるような工夫をする必要があると考える。

<地域の安全・安心まちづくり>

- ・防犯灯については、地域における重要な防犯対策の一つとして、安全で安心なまちづくりを推進していくうえで、より効果的かつ効率的な整備に取り組んでいく必要がある。
- ・防犯カメラについては、安全・安心まちづくりの推進に当たり、犯罪の抑止や犯人の逮捕に役立つという点で効果が認められている一方で、プライバシーへの十分な配慮が求められているところである。

<子どもの居場所づくり>

- ・子どもにとって、安心して過ごせる場所をさまざまな形で提供できるまちづくりが望まれる。
- ・居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係をも指している。子どもの居場所にいる大人が子どもの居場所について正しく理解し、子どもと向き合える意識を高めることが必要である。

（4）警察との連携

- ・「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」締結に向けた具体的動きを進め、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用に努めていく。
- ・各警察署や県警少年相談・保護センターと児童相談所・学校・区役所児童家庭課等との連携強化に向けたさらなる取組が必要である。

- ・適切な通報につなげるために、さまざまな機会を捉えて各種団体等の構成員等に周知を図っていく。

(5) 総括

子どもの安全・安心に関わる本市の施策や事業は、学校教育・社会教育、保健・福祉、地域安全推進（防犯）、青少年健全育成、子どもの権利保障等、各分野において非常に多岐にわたっており、子どもやその家庭と直接的に接する区役所及び学校をはじめ、各業務所管局や教育委員会事務局など、所管部署も異なっている（図 2-25 参照）。

子どもの権利条例では、子どもはその置かれた状況に応じ、必要な支援を受けることができるとしており、子ども又はその家族の国籍、性別、出身、財産、障害などによって子どもが不利益を受けないように保障されなければならないが、多様化・複雑化する子どもの家庭状況に対して、各分野がそれぞれ個別に機能しても自ずと限界がある。

問題を抱えていても、子ども自身が声を上げることは容易ではないため、子どもに接する機会がある職員は一人ひとりがそのことを十分に認識して意識を高め、行動や様子の変化等から SOS を受信する感度を上げるよう努めなければならない。

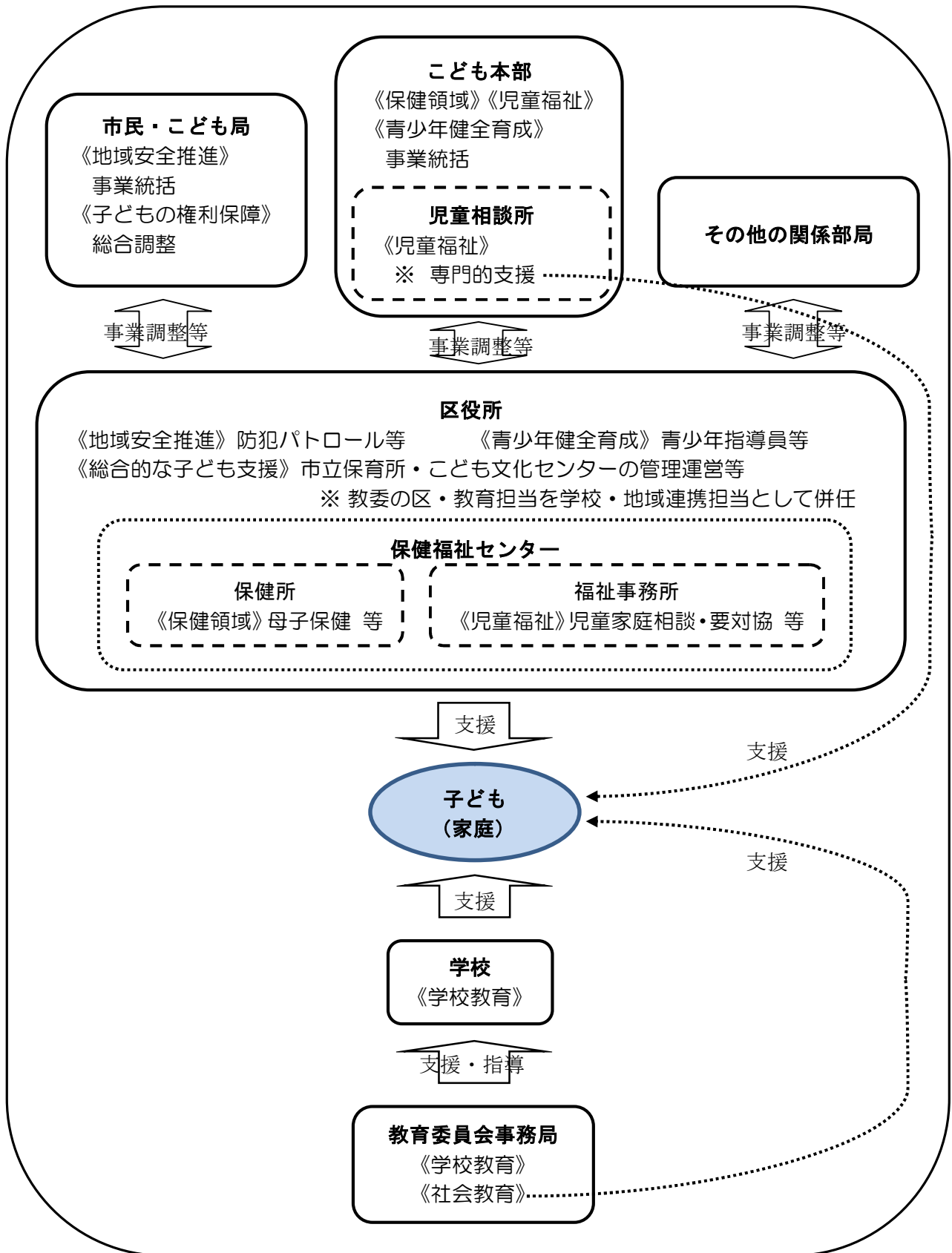
さらに、各関係機関等でキャッチした子どもやその家庭に関する SOS が微弱であったとしても、情報を重ね合わせることで、危機的な状況を正確に捉えられる可能性があり、連携をより一層強化することが急務である。

各種団体等アンケートの自由意見において「個々の組織を総合化して、広く大きな組織と活動力を強める必要がある」「教育行政と市長部局及び各区役所の相互関係性を密にする事が必要」といった意見があるが、今回の事案では、少なくとも A さんが危機的な状況に陥っていく過程で、関係部署が一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図れなかったことは、真摯に反省するところである。

また、未然防止の観点から、被害者のみならず加害者も出さないために、子どもに問題行動があったとしても排除することなく、地域での見守りの中で子ども一人ひとりが尊重され自分らしく生きていくことができる、子どもにやさしいまちづくりを、地域とともに推進していく必要がある。特に、先にも述べたようなさまざまな状況に置かれている子どもや家庭に対する支援を厚くし、子どもが安心して過ごせる居場所をさまざまな形で提供できるまちづくりを進めていくことが非常に重要である。

今後、各々の専門性等から各部署において取組を推進しつつ連携を強化することが必要であるが、全市でより効果的な施策・事業を展開するために、部局横断的な取組を推進しなければならない。

【図表 2-25】子どもの安全・安心に関わる本市の主な部局等の相関図



Ⅲ 再発防止策に関して

Ⅱ章の「検証と考察のまとめ」において総括したとおり、子どもの安全・安心に関わる本市の施策や事業は、多岐にわたっており、所管部署も異なっている。

子どもの権利条例では、子どもに関する施策の推進において市が配慮すべき事項として、子どもの最善の利益を確保し、教育・福祉・保健等との連携・調整を図り、市民や子どもに関わる施設関係者等との連携をとおして一人ひとりの子どもを支援することを挙げている。

今後、これまでの各々の取組に対する検証結果を十分に踏まえ、このような事件が繰り返されることのないよう、それぞれの部署の職員一人ひとりが次代を担う子どもの安全・安心を守るという意識を高め、子どもにとって何が最善なのかを念頭において、これまで以上の連携を図りながら、市を挙げた総合的な取組を行っていくこととする。

このたび取りまとめた方向性を基本として、さらなる実効性のある取組とするために、今後も引き続き検討を行い、取組の強化を進めていく。

1 緊急対策として実施したもの

(1) 相談対応の充実

- ・「ダイヤルSOS」開設

子どものSOSを受け止めるための窓口を充実させるために、教育委員会事務局にダイヤルSOSを開設した。

- ・相談先の周知と利用推奨

教育委員会事務局での「ダイヤルSOS」開設に伴い、全市立学校の児童生徒にリーフレットを配布するとともに、主に大人に向けて別途作成した相談機関の利用勧奨チラシ2,000枚を、3月中に学校以外の市内公共機関などへ配架し、市ホームページの「かわさきしこどもページ」へ掲載した。

(2) 市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策

- ・各学校の児童生徒の欠席状況と不登校児童生徒の個々の状況について、校務支援システムを活用して簡易に調査・集計できるようにし、その結果を区・教育担当と共有することにより、学校の実態に応じた支援を実施できるようにした。
- ・教育委員会（区・教育担当）が、各学校の長期欠席傾向にある児童生徒の状況を把握し、実情に合わせて的確に支援するために連絡票の活用を開始した。

(3) 各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実

- ・今回の事案の当該校においては、十分な体制が取られていた部分とともに、今後改善が必要な部分も見られた。全市的な中学校の生徒指導体制の見直しとともに、市内すべての学校の体制強化を図るために、校内体制について各学校が点検を行った。今後、各学校の点検結果を踏まえ、教育委員会がその実態に応じた指導・助言を行っていく中で、全市的な指導体制の強化を図っていく。

(4) 市・区の公用車（青色回転灯装備車など）による地域パトロールの強化

- ・容疑者逮捕までの間、平日は毎日、事件現場や隣接する公園周辺及び管内の小中学校の下校時の防犯パトロールを実施した。
- ・その後も、現場周辺を中心とするパトロールを実施した。

Ⅲ-1 緊急対策として実施したもの

(5) 川崎市安全・安心まちづくり協議会幹事会の臨時開催

- ・3月24日に臨時幹事会を開催し、関係団体への本市の取組状況を情報提供し、情報の共有化を図るとともに、団体間の連携について協力依頼を行った。

(6) こども文化センター等における対応状況の把握と注意喚起

- ・中高生の利用における対応状況等の把握を行い、その対応にあたっては職員間での情報共有を徹底し、適切な見守りと学校等関係機関と連絡を密にするよう施設管理者に指示した。

(7) 再発防止に向けた教育委員会事務局組織体制の強化

- ・再発防止策を各学校に周知し、区の実態に応じた児童生徒の安全・安心な環境づくりを進めるために、以下のような体制の強化を図った。
 - ・学校支援総合調整担当理事の配置（4月1日）
 - ・指導課組織体制の強化（4月1日）
 - ・区の実態に応じた支援体制の強化
（川崎市・教育担当指導主事（4月1日）及びSSW（4月15日）の各1名増員）

2 今後、取組の強化を進めるもの

(1) 教育委員会の取組

ア 長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒への対応を含めた包括的な不登校対策

- ・本市の不登校対策は、これまで、不登校児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの状況に応じた「社会的自立へ向けた支援」及び「登校できない期間が長期に及ぶことを未然に防ぐ取組」を進めてきた。今後は、いわゆる“不登校”とされる児童生徒だけでなく、長期欠席の可能性のあるすべての児童生徒を支援の対象とし、児童生徒が学校に来ない（来られない）ということ自体が児童生徒自身あるいは家庭や学校に何らかの課題があるというシグナルであると受け止めることとする。長期欠席となる可能性のある児童生徒を早期に認知し、早期からの支援につなげていくために、各学校と連携を図りながら、一人ひとりの児童生徒の学習状況や家庭での状況、欠席日数だけでなく遅刻・早退の日数や別室登校の状況等を的確に把握し、登校支援を要する児童生徒に対して組織的に対応していく体制を構築していく。また、長期間欠席することが子どもの将来に大きく影響してしまうことと考え、教育委員会 区・教育担当は各学校の登校支援を要する児童生徒の欠席や別室登校の状況についての的確に情報を把握し、必要な対処が適切に行われているかを確認し、児童生徒の学ぶ機会が保障できるような取組を推進していく。教育委員会 区・教育担当は必要に応じてSSWと連携を図り、学校だけが問題を抱え込んでしまわないように、児童相談所や区役所の福祉部門等の関係機関・部署と学校をつなぐ機能をこれまで以上に充実させていく。
- ・教育委員会は、各学校にこの取組を周知するとともに、教職員に長期欠席の可能性のある児童生徒への適切な対応を促すための研修用資料を作成し、その活用を通して長期欠席の可能性のある児童生徒への対応を含めた包括的な不登校児童生徒対策に取り組む。

イ 情報モラル教育

インターネットに係わるトラブルを未然に防いだり、トラブルに適切に対処したりするためには、情報モラルについての意識とリテラシーの向上が急務であり、次のような取組を行う。

＜児童生徒の実態に応じ、判断力の育成に視点をあてた情報モラル教育の実施＞

- ・情報モラルにおける判断力は、「道徳などで扱う日常生活におけるモラル（＝日常モラル）」と、「インターネットの特性（仕組み）」の理解を通して育む。「インターネットの特性（仕組み）」として、公開性、記録性、流出性、非対面性を指導する。また、SNSの特性として閉鎖性も指

導に加える。

- ・情報モラル教育年間指導内容一覧（平成26年度情報モラル教育研究会議作成）等を活用して、朝の会や帰りの会等の機会を通じた日常的な情報モラル教育により、判断力を育む。
- ・SNS等の利用における課題や適切な利用方法・トラブル回避等について、児童生徒自らが、自分たちの問題としてとらえ、自ら考えながら意識を高めていくことにつながるような、児童生徒会活動への働きかけを検討する。

＜職員研修の充実＞

- ・現状では、多くの学校が情報モラル教育職員研修を実施している。今後は、その実施内容を報告してもらうとともに、研修内容の分析を行い、より本市に適した研修内容を検討していく。また、川崎市PTA連絡協議会とも連携を密にし、児童生徒の実態や保護者のニーズなども情報共有しながら、保護者向けの研修を充実させていく。なお5月に、総合教育センター以外にも職員研修に対応できる機関の一覧を全市立学校に紹介した。今後はこれらの機関も活用してもらいながら、各学校の実態に合った職員研修が行えるように支援していく。
- ・5月に実施した各学校の児童生徒指導体制の点検と報告では、「SNSなどインターネットやスマートフォンの適切な使用に対して」の項目を課題として捉えている学校が小学校・中学校ともに最も多かったという結果が得られている。教育委員会としても、このような実情を受け止め、各学校が家庭との連携を強めながら、その実態に応じた実効的な指導・啓発が進められるような支援体制を整えていく。

ウ 生命尊重・人権尊重教育の充実

- ・子どもの権利条例においても掲げられている“命が守られ尊重されること”、“あらゆる権利の侵害から逃れられること”、“状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること”など、本当に困っているときに相談することができ、そして守ってもらえることは誰もがもっている権利であることを、学習を通してしっかりと伝えていく。権利学習資料を継続して学校に提供していくとともに、自ら危険を知り、自分を守るための具体的なプログラム等を学校に紹介していく。そのためには、子どもたちが接する身近な大人、そして、すべての大人が信頼される社会を築き上げていくことを目指す必要がある。
- ・かわさき共生＊共育プログラムの活用に伴い参加体験型の学習は進んできている。一方、参加体験型の擬似体験や間接体験のような学習では得られない個別的な人権課題に関する内容や、生命の尊重に関する内容については、さらに学習方法を検討していく。市内には、いじめ被害者のご遺族を招いてお話を聞く取組、学校が区役所と連携を図り、生徒が100組前後の赤ちゃん、お母さんとふれあう体験活動、市動物愛護センター職員の講演を聞き、動物たちのために自分たちができることを話し合う取組などを継続して行っている学校がある。教育委員会としても、このような当事者等の講話を聞き、生きるものの意味や命の尊さを実感できる学習の取組が、各学校で着実に推進されるよう、今後、学習方法の改善を図り、教職員の一層の意識啓発を図っていく。さらに、各学校においてより体系的に生命尊重・人権尊重教育が実施されることを目指し、各教科等の学習において生命尊重・人権尊重教育のねらいとの関連を図り、学校の教育活動全体を通して意図的・計画的に生命尊重・人権尊重教育に取り組めるよう、教育課程に効果的に位置付けるための支援を行っていく。

エ 関係局区との連携推進

- ・今回の事案を受けて、緊急に実施した本市独自の調査「川崎市 児童生徒の長期欠席者の状況把握について」（平成26年4月1日から平成27年2月28日までの間に、30日以上欠席している者、30日を下回っていても1月以降に連続して7日以上欠席している者、断続14日以上欠席している者の状況についての調査）において、長期欠席者総数2,251名（小学校665名、中

Ⅲ-2 今後、取組の強化を進めるもの

学校 1,119 名、高等学校 129 名、特別支援学校 30 名)のうち、指導・支援が必要とされる状況の児童生徒は 193 名であった。

- ・その中で、特に緊急を要すると考えられる「所在が確認できない」「家にいない」という児童生徒 2 名については、DV 避難であること、また高校生 2 名についてもその後所在・安全が確認できたが、子どもたちの状況を確実に把握するためには、学校の取組だけでは限界がある。
- ・また、文部科学省の緊急調査では、本市の児童生徒の中で「生命又は身体に被害が生じると見込まれるもの」2 名と、「学校外の集団の中で生命又は身体に被害が生じると見込まれるもの」9 名の存在が明らかになった。(その後、それぞれの所在と安全は確認済み)
- ・そのような子どもたちを取り巻く現実の中で、家庭や子どもたちに関するさまざまな情報や、地域での子どもたちの実態に関する情報など、庁内に存する各種情報を共有し、横断的に連絡調整を進めながら改善を図るような子どもの安全・安心に関わる庁内ネットワークを構築していく。

オ 家庭・地域の教育力を高めるための取組

- ・本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織として「地域教育会議」が、各中学校区と行政区にあり、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などが開催され、教育について保護者・住民が学校と共に考え合う活動が行われている。
- ・平成 26 年度から地域全体で子どもの育ちを支える環境を醸成するとともに、多世代で学び合う生涯学習の拠点づくりを進めることなどを目的に、事業を開始した「地域の寺子屋」は、保護者や地域の関心やニーズが高く、市内のより多くの地域に広がっていくよう取組を推進している。
- ・家庭教育はすべての教育の出発点であり、これまでも家庭教育を支援する事業を実施してきたが、特に、仕事で忙しい家庭や、孤立しがちな家庭など支援が届きにくい家庭への支援の充実を図ることが求められている。
- ・今後、より一層の地域教育会議の活性化や地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図る仕組みづくりを進めていくとともに、子どもを育むための大事な柱である家庭教育支援事業の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていく。

(2) 学校に求める取組

ア 子どもの相談窓口の周知・啓発

- ・子どもの相談機関を一覧にまとめ、毎年、市立学校の児童生徒に配布している相談カード「ひとりで悩まないで」の認知度及び活用度の実態調査アンケートを実施した。このアンケート結果の分析を踏まえ、より実効性のある取組となるよう児童生徒への啓発を推進する。

イ 児童生徒指導体制の見直し

- ・生徒や保護者の抱える課題の原因や背景を把握するよう努め、さらに保護者との相談と連携を深めながら、いじめや不登校等の未然防止をはじめ、生徒の抱える課題の早期解消に向けた適切な対応の充実を図るために、従来型の生徒指導体制を見直し、個へのより柔軟な対応を図るための体制づくりに取り組んでいく。
- ・教職員が、今の中学生を巡るさまざまな状況を十分に理解し、個々の生徒の特性や状況を把握するにはどのような生徒理解が必要であるのかをしっかりと認識したうえで、生徒や保護者・家庭との信頼関係づくりを心がける必要がある。学校全体で生徒指導に対する考え方を見直しながら、緊急支援チーム等の編成など状況に応じて柔軟で組織的な対応が可能になるような指導

体制を再構築していく。

- ・生徒指導担当教諭の校内におけるコーディネート機能をより高め、それぞれの教員の対応が生徒理解に基づいて個々の生徒の特性に応じた支援・指導につながるよう、特別支援教育コーディネーターとの連携を深めたり、スクールカウンセラーやSSW等関係機関とより積極的に連携を図ることが可能となるように、研修や協議会のもち方を工夫していく。また、今まで以上に、学校間や関係機関・関係施設との連携を強化し、地域での生徒たちの状況把握に努めることが求められることから、児童生徒指導連絡協議会等の充実を図る。
- ・小学校においては、児童支援コーディネーターを中心とした学校体制の充実を図りつつ、低学年における病気を理由とした長期欠席傾向にある児童の実態に目を向け、適切な児童理解に基づいた支援のあり方を追求していく。
- ・学校で得られる情報や保護者を通じての情報だけでなく、区役所の福祉部門との適切な連携を通して必要な情報も得られるよう、管理職だけでなく、児童支援コーディネーターも区・教育担当との関係を深め、区役所機能への理解を深める中での児童支援活動を推進していく。
- ・児童支援や家庭支援の状況を情報として適切に積み上げ、校内で確実に共有していくことと、その情報を確実に中学校に伝えていく小中連携活動を土台として、小学校・中学校それぞれにおいて、児童生徒指導体制を見直し、充実を図っていく。

ウ 保護者・地域との連携推進

- ・今回の事案を受けて、各区地域教育会議では、地域として何ができるのかを話し合い、情報交換を行うなど積極的な動きが見られ、その動きは各中学校区地域教育会議にも波及しつつある。
- ・今後、今まで以上に学校と地域との連携を推進しながら再発防止を図っていくために、学校と地域教育会議との関係をより積極的に深めていきつつ、課題解決に向けての取組を検討していく。
- ・また、各学校のPTA、区・市PTA協議会や、町内会・子ども会等の関係団体との連携のなかでも、児童生徒の安全・安心な体制づくりについて、今まで以上に取組を推進していく。

(3) 保健・福祉領域の取組

ア 保健・福祉と各機関の連携強化

- ・本市では、「児童家庭相談援助指針」(平成22年3月31日雇児発0331第6号)に基づき、地域の身近な相談場所として各区役所・支所において児童家庭相談を実施し、その中で、要支援・要保護児童・特定妊婦の発見や支援に努め、要対協の仕組みを活用し、情報の共有による支援の充実を図っていく。
- ・母子保健領域では、母子健康手帳交付時面接の充実や地域の産科婦人科との連携強化を図り、妊娠期からのリスクを抱えた妊婦の発見と、早期からの支援への取組の充実を図る。
- ・出産後には乳児家庭全戸訪問事業を活用し、産後の不安定な気持ちを抱えた産婦を発見し産後ケア事業等につなげることで、産後早期からの支援の充実を図る。
- ・区の要対協組織と母子健康手帳の交付・乳幼児健診等母子保健の窓口や、保育所入所相談・ひとり親家庭の相談等、福祉の窓口が同じ部署内に置かれていることから、その特性を活用し、支援が必要な世帯を早期に発見し、支援につなげるシステムの再確認を行う。
- ・区役所では、母子健康手帳交付、妊婦・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等により、妊娠期から乳幼児期にわたって、すべての子育て家庭との接点をもっており、母子保健情報を一元管理し、より早期に支援の必要な家庭の把握と支援が行えるよう、平成28年度から情報管理システムを導入する。
- ・発見した要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対しては、速やかに児童家庭担当職員が支援を開始する。そのうえで、要対協の枠組みを活用したネットワークを構築し、学校や保育園等、

Ⅲ-2 今後、取組の強化を進めるもの

子どもを取りまく関係機関と守秘義務をかけた情報交換や役割分担による横断的な支援を行う。さらに児童相談所への通知等を含め、必要な支援や措置につなげていく体制の強化を行う。

- ・特に、児童や生徒の抱える問題については、こども支援室学校・地域連携担当（区・教育担当）に多くの情報が寄せられることから、福祉と教育の連携会議を実施するなど、担当者間での情報の共有による連携の強化に努め、要対協実務者会議の充実を図り、さらに個別支援会議を活用して、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を推進し、子どもを守る組織体制の強化に努める。

イ 要対協の役割・機能の充実・強化

さまざまな理由により児童福祉法に規定する支援を要する児童や保護を必要とする児童等に対しては、早期発見に努めるとともに適切な相談支援や保護等を行うことが必要である。

特に、身近な行政機関である各区役所等をはじめ、地域で子どもに関わる相談や支援に携わる活動に取り組んでいる関係機関が連携し、実効的な相談・支援を行い、再発防止に向けた取組を進めていくために、要対協の仕組みを活用するとともに、その役割と機能の充実・強化を図っていく。

(ア) 被害・加害を発生させないための取組

何らかの理由により、保護者の正当な監督に服しない性癖がある児童や家庭に寄りつかない児童など、ぐ犯傾向に陥った児童や罪を犯した児童に対しては、児童福祉法や少年法等に基づく支援や保護を必要とする児童として、適切な対応を図ることが必要である。

こうした要保護児童、要支援児童を対象に、守秘義務が課された中で関係機関の職員が参加し、必要な個別支援のための会議を行うためには、要対協を活用することが最も有効な手段と思われる。そこで、新たに対象とする児童の年齢や児童の状況等を明確にするとともに、中心となる関係機関の専門性が有機的に発揮できるよう、研修や個別支援会議等を計画的に実施しながら、支援による効果が引き出せるよう取り組んでいく。

非行に関する相談においては、地域での支援の可否について判断したうえで、専門的な対応が必要であれば迅速に児童相談所や警察と連携しながら進める。

(イ) 要対協の周知・参加意識の推進

学校や地域の関係機関に対し、要対協の役割と連携の実践例等を示し、理解の促進とネットワーク意識の醸成を図ることが重要である。幼保小連携会議などのさまざまな場面をとおして、こども本部児童家庭支援・虐待対策室を中心にハンドブックを活用するなどして、丁寧な働きかけを行っていく。

また、保育所・幼稚園、学校、民生委員児童委員・主任児童委員、地域療育センター、医療機関、警察などの各関係機関は、それぞれの持つ強みを活かして機関としての役割を果たせるよう支援の内容や方法等を明確にするとともに、それらを共有しながら、要支援・要保護児童とその家庭への支援の充実に努める。

(ウ) 保健分野と福祉分野における連携の充実

保育所入所相談やひとり親家庭の相談については、生活や健康の課題を背景にもつ、支援が必要な世帯を発見する重要な機会となりうることから、これらの場面を有効に活用し、母子保健分野と福祉分野が連携を強化することにより、必要なニーズを早期に発見し適切な支援につなげる。

また、生活保護を受けている家庭や、障害を持つ保護者の家庭、障害児を養育している家庭等の中にも、生活や健康上の課題を背景に持ち、養育上支援を要する家庭が存在する。生活保護担当や障害者支援担当と児童家庭担当が連携し、これらの児童や保護者に関わる中で

得られた情報を共有し、適切な支援を行う。

(エ) 教育部門との連携の充実

児童・生徒の抱える課題については、区役所こども支援室に多くの情報が寄せられることから、こども支援室との連携強化を図り、要対協実務者会議の充実や個別支援会議を活用し、具体的な相談・指導における役割分担の明確化と協働を図っていく。

また、子どもの非行に関する問題においては、背景に虐待や家庭・家族との人間関係、家庭の経済的な問題等を有する事例が多い。非行の実態とそれぞれのケースの生育歴や養育環境等の状況等について適切なアセスメントに努め、要対協のネットワークを活用した支援が適切と思われる場合には、福祉部署と教育部署が情報を共有して、更なる連携強化を図る。

さらに実務的な連携が図れるよう、構成メンバーや協議内容の工夫等、連携調整部会の運営についても見直していく。

(オ) 支援に関する一定の判断をする際のスーパーバイザーの活用検討

各区役所児童家庭課には社会福祉職や心理職等の専門職を配置しているが、児童虐待や非行事案等の困難な事例に経験の少ない職員も配置されている実態を踏まえ、児童相談所職員の関与を拡大するための方策や児童相談所OB職員の活用、外部からスーパーバイザーを活用するなどして、リスク判断や情報の分析等による強化を図り、支援に関する一定の適切な判断を行うための対応策について検討していく。

(4) 児童相談所の取組

ア 児童相談所による専門的な支援の充実

(ア) 児童相談所が情報を得る仕組みの充実

子どもたちの健全な発育・発達を保障する取組の中では、①相談ニーズを持つ子ども本人が気軽に相談できる人・場所を確保することと、②子どもに関わる多様な人・機関が子どもたちのSOSに早期に気づき、早期に必要な対応を講じる体制を構築することを市全体で推進しているところである。

そこで、この①②ともその相談内容や緊急性等に基づいて、専門的な対応が求められる場合には、迅速に児童相談所が関与することが必要であり、児童相談所がその相談ニーズや情報を適切に把握できるよう、より一層の機関連携等の充実が求められる。

今般、日常の生活や日々の業務の中で「何か気になる」「どうしたんだろう?」「もしかして…」などと感じること(＝虐待の気づき)があった際に活用できる「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を作成したところである。この冊子を活用し、全市を挙げて、小・中学校長会や幼稚園長会・保育園長会やこども文化センター館長会議等、子どもを取りまく各関係機関に、子どもを守るための連携についての啓発を行い、虐待のみならず子どもたちのSOSへの気づきについてのノウハウの習得、子どもの異変に気付いたときの通告の仕方等を確認し、子どもを守るための連携のあり方を共有していく。

また、本年7月1日から、児童相談所全国共通ダイヤルが、これまで10桁(0570-064-000)であったものが、新たに3桁化(189=いち・はや・く)されたところである。これは、子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチすることを目的としたものであり、広く市民に周知を図り、必要な時に児童相談所が適切に相談に応じられるよう取組を進めていく。

(イ) 非行相談等の充実

被害児童・加害児童を発生させないという視点が重要であり、社会的な問題となっている

Ⅲ-2 今後、取組の強化を進めるもの

ぐ犯・触法行為を含む非行の相談・通告等については、子ども、保護者等に相談を受ける動機付けが十分でないものもあるため、高度のソーシャルワーク技術が求められる。

学校等所属集団からの相談や通告については、児童福祉の観点から必要な調査を十分に行うとともに、所属集団との連携が不可欠であり、事前の綿密な打合せを行い、相互の役割分担を明確にしながら、子どもの最善の利益の確保並びに子どもの意向、保護者等の意思に十分配慮した支援を行う。また、個々の子どもや家庭にのみ焦点を当てるのではなく、各機関との情報交換を密にし、その子どもを含む集団全体を対象とした相談援助を充実させていく。

特に、各警察署や県警少年相談・保護センター、その他の関係機関との連携強化に努め、各関係機関との情報共有と役割分担を明確にして、それぞれの機関の持つ強みを活かしながら適切な支援を実施するよう必要な調整を行っていく。

イ 法務少年支援センターと連携した支援策の強化

本年6月、新たに少年鑑別所法が施行され、その主要な機能の一つとして、法務少年支援センターによる専門的知識・技術を活用した地域援助機能が新設された。この機能は、青少年本人やその保護者、一般の方からの非行・問題行動等に関する相談、心理検査の実施依頼等に応じるほか、地方自治体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、NPO法人等の民間団体、司法・更生保護官署等との連携を強化しながら、少年鑑別所の専門的知識・技術を活用して、地域社会における犯罪・非行防止に関する援助を行うというものである。（法務省HPから）

今後、法務少年支援センターの機能を活用し、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法や非行等についての研修会を実施したり、学校や児童相談所が主催する指導検討会やケース会議等に出席を依頼し助言を求めるなど、具体的な連携方策について協議を行い、専門的な支援の充実につなげていく。

(5) 青少年健全育成事業における取組

ア (仮称)川崎市子ども・若者プラン

ひきこもり、ニート、不登校、発達障害、生活保護世帯の増加など、子ども・若者に関わる新たな課題が発生している中、総合的に子ども・若者施策を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨に基づき、(仮称)川崎市子ども・若者プランを平成27年度内に策定する。川崎市子ども・子育て支援事業計画やかわさき教育プラン等の関連する行政計画との整合を図りながら、主に、当計画では学齢期以降の青少年の施策推進に向けた、学校教育、精神保健、就労支援等の施策との整合や連携のあり方について、位置づけを明確にする。

イ こども110番事業の推進

こども110番事業は、各小学校等のPTAが実施主体となって、町内会、商店会、青少年関係団体・機関等と連携を取りながら「地域の子どもは地域で守っていく」という地域全体の理解と協力により、もしもの時の緊急避難先（協力施設）を「こども110番」として進めている。

「こども110番」のステッカーが貼ってある既存の協力施設は、現在、市内で約10,000か所あるが、さらなる推進を図るため、地域の実施主体との連携により、協力施設の継続と新規協力施設の拡充に取り組む。また、これまで小学校1年生に配布しているリーフレットによる広報を3年生まで対象を拡大するとともに、実施主体ごとの「こども110番マップ」の作成や、まち歩きでの子どもたちによる協力施設の確認など、地域で顔の分かる関係づくりを奨励し、子どもたちへのより一層の周知徹底を図っていく。

(6) 子どもの相談機関における取組

ア 相談窓口の効果的な周知と機能の強化

子どもの相談機関については、子ども及びその権利侵害の特性の違いに応じて数多くの窓口が設置されている一方で、十分に活用されていない実態もある。市民に身近な区役所における子どもに関する相談窓口は児童家庭課に一元化されているが、広く認知されているとは言えず、市民向けの広報について、内容や手法等を工夫する。

相談窓口の周知については、子どもに対しては、相談内容の秘密は守られることや、共に解決方法を考えていくことを伝えて、安心感を与えるようなものにする。また、夜間に受け付ける窓口の増設や、メール・SNS等での受付等、アクセスしやすい相談体制の強化を図る。

イ 相談機関の連携の強化

各相談機関においては、相談の段階で対応が必要と認められる場合は、個別の事案に応じて他の関係機関と連携して対応しているが、対応が必要か否かや、重大性・緊急性についての判断は現場に任されているのが実状である。実務的な研修などで相談員のスキルアップを図るとともに、的確な判断をするための基準等の策定について検討する。

また、対応を必要とせず相談のみで終わる場合などは、重大事案への端緒となる情報が含まれていたとしても、相談内容についての関係機関との情報共有は進んでいない。既に庁内会議として設置されている「子どもの権利に関する庁内ネットワーク会議」の一部会として「相談ネットワーク」を立ち上げたところであり、相談機関同士の相互理解を進め、より効果的な連携と情報共有のあり方について協議する。

(7) 地域の安全・安心まちづくり

各種団体等へのアンケートを受けて集約した意見からは、団体と行政の連携の薄さや、行政から団体へのより多くの支援の必要性などについて指摘されている。また、コミュニティの人間関係が希薄になり、地域の活性化が望まれる中、地域でお互いを見知った関係を深めるために、より小さい単位での地域活動が重要であるという意見も出ている。

安全・安心なまちづくりには、多くの市民が地域に関わり、地域社会全体で子どもの安全を守っていくという視点を持って地域活動を支援し、広報の工夫により多くの市民に活動の意義を認識してもらう取組も必要である。

ア 地域における各種団体等との連携強化、情報共有の仕組みの検討

より実効性のある連携を深め、現在ある情報共有の場が効果的なものとなるように、それぞれの具体的な活動や問題解決に向けた手法を一般化した内容で話し合え、気軽に意見を言い合えるような、懇談の場となるように会議内容を工夫する。具体的には、次のようなものがある。

- ・ 区のこども総合支援ネットワーク会議の運営を工夫し、情報共有の場として十分に機能するようにする。
- ・ 川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会の構成団体においては、未成年の飲酒、喫煙等の防止や神奈川県青少年保護育成条例に基づく深夜外出の制限を徹底するために、酒類やたばこの販売時の年齢確認のため、身分証の提示等を求めたり、深夜にたむろして飲酒・喫煙等を発見した場合には注意喚起をしたりすることを、組織的に対応している。しかしながら、構成団体に加盟していない店舗等については、年齢確認が不十分で未成年に提供されているケースもあるので、今後は併せてこれらに対し、徹底を図っていく対策を検討する。
- ・ 市及び区の安全・安心まちづくり推進協議会は、多様な主体で構成されていることから、協議会等を通じて情報共有や連携の強化に努めていく。

Ⅲ-2 今後、取組の強化を進めるもの

- ・ 民児協常任理事会等の場において、市の検討状況や取組内容を情報提供していく。また、就学奨励委員会や情報交換会の開催等、学校等との連携の強化や情報交換の充実を図る。
- ・ 市社会福祉協議会へ市の検討状況や取組内容を情報提供し、地域子育て推進事業、総合相談、専門相談（弁護士、医師、学識経験者による相談）、各区社協で行われている子育て支援事業の推進、強化、周知を依頼する。
- ・ 市保護司会協議会等の場において、市の検討状況や取組内容を情報提供していく。

各行政機関が所有する個人情報には内容が多岐にわたり、取扱いに慎重を期するものではあるが、適正な情報管理により一定の条件を整備することで情報共有できるようにする。例えば、既に個別の情報共有が可能な要対協等の既存の枠組みの活用や、守秘義務が課されている役職のみで構成する新たな仕組みの創設などである。

イ 効果的な防犯灯設置の推進

地域における防犯対策として、各種団体による定期的な防犯パトロールや啓発活動とともに、町内会・自治会等では防犯灯の設置、維持管理を行っているところである。市は、平成 29 年度から「ESCO 事業方式」の導入により、市内全域の防犯灯を LED 化し防犯効果を高めるとともに、市が設置主体となることで、地域の要望を基に、より効果的な配置を進めていく。同時に、町内会・自治会等の負担軽減を実現することにより、地域の諸活動の活性化に貢献していく。

ウ 防犯カメラ等の設置推進の検討

各種団体等アンケートの結果、防犯カメラを設置した方がよいと考える人は 9 割を超えており、また、場所については、通学路や子どもたちが集まりやすいところといった意見のほかに、地域においてパトロールしている方が薦める場所、通報などが多く対応に困っている場所などといった意見がある。

防犯カメラについては、商店街における設置補助について継続して推進していくとともに、さらなる安全・安心なまちづくりの推進に向け、地域の意見を聞きながら、市として、町内会・自治会等が設置する防犯カメラについての支援のあり方等を検討していく。

また、公園等については、一部の公園について、今年度中に設置基準を策定し、施設管理用のカメラとしての設置を検討する。

なお、設置にあたっては、プライバシーへの配慮や、現地の利用状況を踏まえ効率的な設置個所を精査する。

(8) 子どもの居場所のあり方の検討

子どもにとって居場所とは単に空間的な場所を指すだけでなく、場において安心して結べる人間関係をも指している。すなわち、子どもの居場所は子どもが利用しやすい施設かというハード面だけではなく、そこにいる大人が子どもの居場所について正しく理解し、子どもと正面から向き合って話しを聞いてくれるかというソフト面での充実が重要である。

各種団体等アンケートで自由意見として挙げられている対策も参考にしながら、どのような子どもも居場所を見つけられるように、今後さまざまな居場所の充実を検討していく。

ア こども文化センター等

こども文化センターにおいては、今後は、社会状況の変化に伴って、子ども・若者が抱える課題に対応できる施設として更なる機能強化を検討するとともに、まずは、できる限り職員が子どもと顔の見える関係を築き、子どもと接する中で、次の段階として、子どもと地域の大人の交流や中高生が活躍できる場を設定するなど、地域における主体的な活動の拠点となるよう施設のあり方の再構築を推進していく。その際、問題傾向のある子どもにとっても、そうでな

い子どもにとっても居場所として居心地の良さを感じられるような配慮と工夫が必要となる。

わくわくプラザにおいては、引き続き、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供するとともに、今後はより一層、発達・成長段階に応じた主体的な遊びや異年齢の子ども同士の交流、多様な体験プログラムを通じた学びなど、内容の充実に努め、総合的な放課後対策を推進し、わくわくプラザ事業の質の維持・向上に取り組む。

こども文化センターやわくわくプラザ職員を対象として「管理能力」「地域とのマネジメント能力」「危機管理対応能力」「子どもたちの心の理解」など、職員の意見を取り入れながら年間を通じて日々の業務に活かせる研修を引き続き実施し、更なるスキルアップを図る。

イ その他

各種団体等へのアンケートを受けて集約した意見では、中高生と大人など多様な世代が交流できる場も求められている。また、加害者を出さないという視点での啓発が不足しているという意見もある。

世代間交流の促進やさまざまな居場所の提供、子ども理解のための啓発への以下のような取組を進める。

- ・多目的に利用できるオープンスペースの確保、地域の公園で取り組まれているプレーパーク事業への支援、夜間の見回りによる子どもの居場所の状況把握
- ・あいさつ運動のような日常的な声掛けによる地域の大人と子どもとの顔の見える関係づくり
- ・平成 26 年度に事業を開始した「地域の寺子屋」をはじめ、地域教育会議による「子ども会議」や、子ども会等の青少年育成団体のほか、PTA・町内会等の地域団体など、子どもたちのニーズに応じたさまざまな活動の場も異年齢の子どもや多世代の大人との交流を図ることができる子どもの居場所と捉え、積極的に啓発活動を推進する。
- ・地域教育会議の「教育を語るつどい」やPTAの家庭教育学級など、広く市民及び子どもに関わる関係機関の大人が居場所への正しい理解をもって子どもに向き合えるような啓発活動の推進

(9) 警察との連携の推進

- ・教育委員会（4月28日開催）において、今後、児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、学校・教育委員会と警察との連携を実効的に進めていくことを目指し、「川崎市教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定書」（案）が承認された。
- ・今後、川崎市情報公開運営審議会への諮問を経て、協定締結に向けた具体的動きを進めており、効果的で実効性のある情報連携が可能になるような運用に努めていく。
- ・各支援の場面の中で、子どもの姿が確認できないケースの場合、福祉や教育の各部署は児童相談所と連携して調査や訪問を実施していく。その結果、さらに子どもの安全が確認できない場合には、状況に応じて児童相談所から警察へ同行訪問を依頼するなどの連携を図り、子どもの安全確認等を進めていく。
- ・学警連については、学校・教育委員会と児童相談所、警察の3者が一体となって一層連携を深め、効果的な対応を図る必要があるため、平成27年度から市学警連におけるこども本部及び児童相談所の役割を高めるべく役員に加えるなどの見直しを行ったところである。今後、学警連の組織を有効に活用して児童生徒が地域で安心・安全に生活できるよう取組を進めていく。
- ・児童相談所は、各警察署や県警少年相談・保護センターとの連携強化に努め、さまざまなニーズや課題を有する児童生徒及びその保護者等に対し、役割分担を明確にしながらかそれぞれの機関の持つ強みを実効的に活用できるよう連携の充実に努める。
- ・相談ニーズが複雑化・多様化してきており、学校に相談すべきか、警察に通報すべきかを迷うような事案があると思われる。そのような、各機関に情報が上がらず、問題が悪化してしま

う事態を避けるため、いわゆるグレーゾーンの事案を吸い上げるために、各種相談機関の窓口を広く周知させ、気軽に相談できる体制を整えることとする。また、受理した相談については、重大事案に発展する前に解決できるよう、市と各警察署や県警少年相談・保護センターとの連携を強化していく。

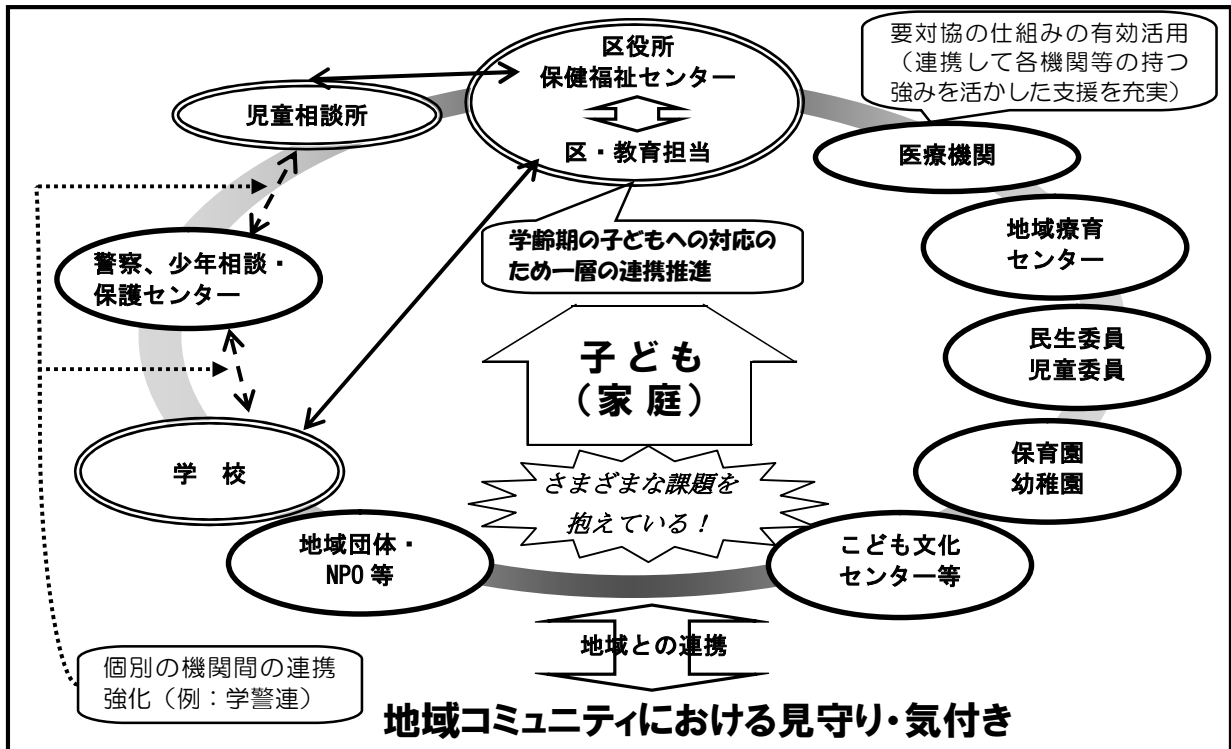
(10) 子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化

前述してきたとおり、子どもが抱える課題が多様化・複雑化している中、次代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も出さないために、家庭・学校・行政・地域等、子どもに関わるすべての大人たちが、さまざまな生きづらさを抱える子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾け、これまでよりそれぞれが一步でも踏み込んだ支援を行うなど、子どもにやさしいまちづくりを推進していく必要がある。

そのためには、地域の活動主体・活動団体等をはじめとした地域コミュニティや関係機関等の協力も得ながら、子どもやその家庭からのSOSをしっかりと受け止められるよう努めるとともに、これまで以上に情報を共有し、相互に連携した取組を強化することが求められている。今後、地域の活動団体等との一層の連携や、学警連等の個別の機関間等の連携強化を推進し、日常的な「地域での顔の見える関係」を築きつつ、支援が必要な個別ケースについては、守秘義務をかけた中で個人情報共有できる要対協の仕組みを有効に活用するなど、各機関等の持つ強みを活かした支援を充実させ、現場レベルでの連携強化を図っていく（図表3-1参照）。

特に、学齢期の子どもへの対応については、地域（家庭）や学校と福祉部門の連携推進が不可欠であることから、その核となる区役所保健福祉センターについては、コーディネート機能を拡充させるなど、より一層の機能強化を図ることが必要である。教育委員会 区・教育担当（こども支援室学校・地域連携担当）が把握した学校の情報を的確に共有し、児童相談所等の専門支援機関との密接な連携を図りながら、適切な相談・支援を推進していくため、区役所の組織整備に向けても検討・調整を行う。

【図表 3-1】子どもの安全・安心に関わる現場レベルでの関係機関等の連携強化イメージ



3 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置

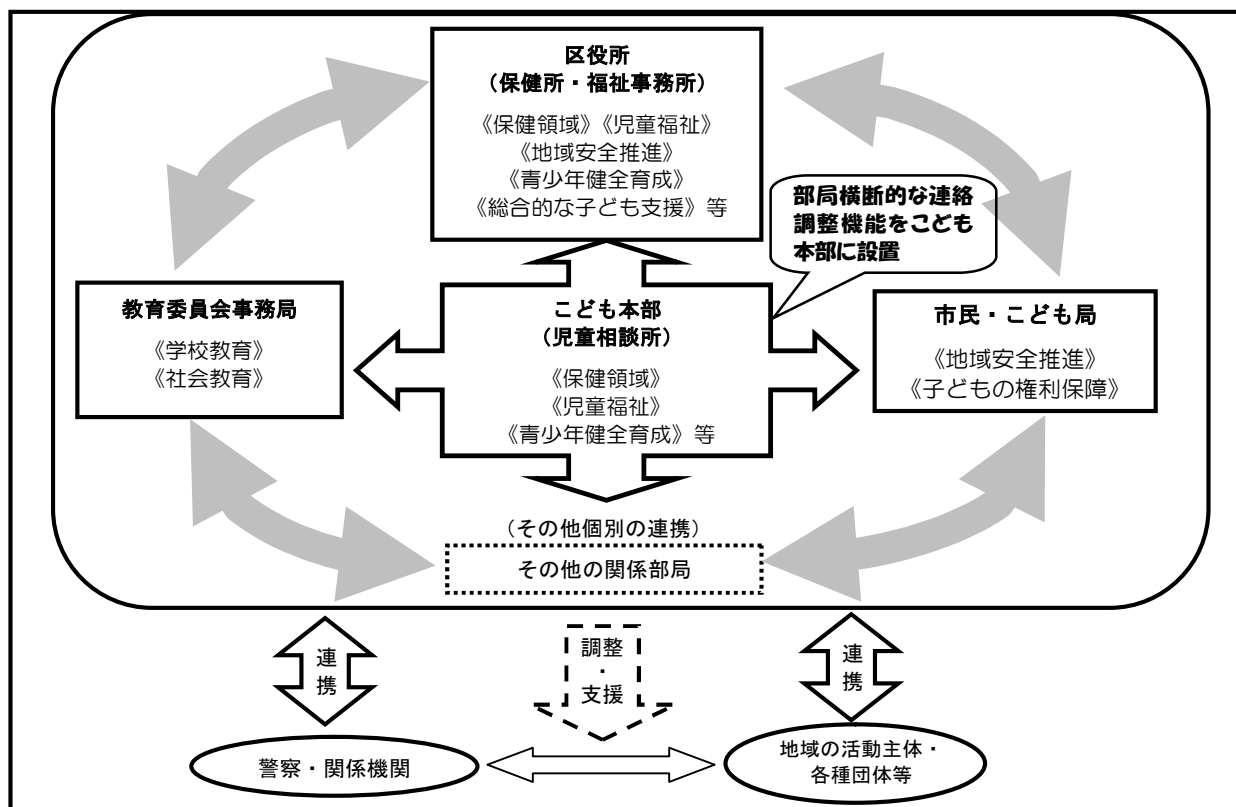
子どもが抱える課題が多様化・複雑化し、さまざまな施策・事業が各部局にわたっている状況の中、子どもの安全・安心に関わる本市の各部署の連携をより一層推進するため、前述の現場レベルでの連携強化を図っていくだけでなく、各業務所管局等が担う施策レベルでも部局横断的に一元的な連携を図り、施策・事業を効果的に推進するための連絡調整機能を設置（強化）する（図表 3-2 参照）。

具体的な方向性としては、市長事務部局と教育委員会事務局の各部署とのコーディネートをはじめとして、主に学齢期の子どもを対象に、未然防止も含めた子どもの安全・安心に関わる各施策や事業に横串を刺し、理念的ではなく実効的かつ総合的な連絡調整機能を果たす必要がある。そのため、庁内での位置付けを明確化したうえで、さまざまな課題を情報共有し、有効な対策を協議する庁内ネットワークの中心となり、個別の実行計画（アクションプラン）を策定するなどして、継続的に各施策・事業の進捗管理等を行うとともに、各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を企画調整するなど、個別具体的に有機的な連携を働きかける機能が求められる。

また、課題を抱えている子どもは、家庭に課題がある事例も多いことから、直接的に子どもの安全・安心に関わる部署のみならず、市民と直接接する保健・福祉関係の部署を中心に、個々の家庭状況等を踏まえて、微弱なSOSであってもキャッチできるよう、職員一人ひとりが次代を担う子どもの安全・安心を守るという意識を幅広く醸成する役割も担うものとする。

なお、本機能は、子ども・子育て施策を総合的に推進することも本部に設置することとし、まずは、本年4月に設置した「川崎市こども施策庁内推進本部会議」に「(仮称)こども安全推進部会」を新設するなどして、対応を図ることとする。また、その機能を十分に発揮できるよう、実効性のある推進体制を確保するために、既存の機能等の再編・整理を行ったうえで、今後の組織整備に向けて検討・調整を行う。

【図表 3-2】子どもの安全・安心に関わる施策レベルでの庁内ネットワーク等のイメージ



資料編

1 主な経過

【3月3日（火）】

- ・第1回庁内対策会議、第1回教育委員会事務局検証委員会の合同会議開催
 - （1）事件の概要
 - （2）教育委員会事務局検証委員会及び庁内対策会議の当面の取組

【3月6日（金）】

- ・文部科学副大臣と市長、教育長、市民・こども局長の面談
文部科学省からの依頼事項
 - （1）正確な事実関係を把握すること。
 - （2）外部有識者を交えるなどして充分検証すること。
 - （3）再発防止策の検討に当たり、警察や児童相談所等の関係機関とも十分連携を図ること。
- ・第2回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）情報共有
 - （2）今後の進め方

【3月9日（月）】

- ・ダイヤルSOS開設
- ・文部科学省へ「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」を回答
<調査内容>
 - （1）2月27日時点で、学校において7日間（授業日）以上連続して連絡が取れず、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの
 - （2）（1）に該当するもののほか、学校外の集団との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの

【3月10日（火）】

- ・教育委員への経過報告

【3月11日（水）】

- ・本市の「児童生徒の長期欠席者の状況把握」の調査の締切日
<調査対象>
平成26年4月1日から平成27年2月28日までの間で、30日以上欠席している文部科学省の調査でいう長期欠席の児童生徒はもとより、30日を下回っていても、1月以降連続して7日以上欠席している児童生徒、1月以降断続14日以上欠席している児童生徒について
<調査内容>
 - ①調査対象の児童生徒の状況をどのように把握しているか
 - ②調査対象の児童生徒に学校はどのように対応しているか
 - ③調査対象の児童生徒の友人関係をどのように把握しているか（他校を含めた）

【3月12日（木）】

- ・市議会総務委員会において経過報告
- ・第3回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）聴き取り調査の状況等
 - （2）今後のスケジュール
 - （3）最終報告・中間報告のイメージ
- ・第1回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）今後のスケジュール等について
 - （3）緊急対策について

【3月13日（金）】

- ・文部科学省の「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」結果公表に伴う、本市の調査結果の内訳を公表
- ・教育委員会臨時会において経過報告

【3月17日（火）】

- ・第2回庁内対策会議開催
 - （1）緊急対策について
 - （2）検討体制の拡充について
 - （3）外部有識者の参画について

【3月18日（水）】

- ・第4回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）聴き取り調査の状況等
 - （2）第2回庁内対策会議について
 - （3）その他

【3月19日（木）】

- ・第2回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）緊急対策について
 - （2）再発防止策等について
 - （3）今後の議論の進め方について

【3月24日（火）】

- ・第5回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）中間取りまとめについて
 - （2）その他
- ・教育委員会定例会議開催
 - （1）中間取りまとめの進捗状況の報告と協議

【3月25日（水）】

- ・特定非営利活動法人シンクキッズ等からの「子どもを守るための情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書」受理
- ・市長事務部局における再発防止に向けた内部調査の取りまとめ
子どもに係る各種相談機関の状況調査結果（別紙参照）他

【3月26日（木）】

- ・第3回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）緊急対策について
 - （2）検証委員会中間取りまとめについて
 - （3）検証・検討結果の取りまとめイメージについて

【3月27日（金）】

- ・教育委員会臨時会議開催
 - （1）中間取りまとめの進捗状況の報告と協議

【3月30日（月）】

- ・第6回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）中間取りまとめ（案）について
 - （2）その他

【3月31日（火）】

- ・教育委員会臨時会議開催
 - （1）中間取りまとめ（案）について

【3月31日（火）】

- ・第3回庁内対策会議・第7回検証委員会合同会議開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）緊急対策について
 - （3）外部有識者の構成について
 - （4）検証委員会中間取りまとめについて
- ・検証委員会中間取りまとめの公表

【4月1日（水）】

- ・専門委員の職設置

【4月2日（木）】

- ・第4回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）外部有識者会議について
 - （3）検証作業について

【4月9日（木）】

- ・第5回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）中間とりまとめについて

【4月15日（水）】

- ・川崎区のスクールソーシャルワーカーの1名増員

【4月16日（木）】

- ・第6回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）第1回外部有識者会議について

【4月17日（金）】

- ・第8回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）検証状況について

【4月20日（月）】

- ・教育委員会臨時会議開催
 - （1）検証状況について

【4月21日（火）】

- ・第4回庁内対策会議開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）第1回外部有識者会議について

【4月23日（木）】

- ・第7回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）第1回外部有識者会議について
 - （2）地域関係機関の連携について
 - （3）検証作業について

【4月30日（木）】

- ・第1回外部有識者会議開催

【5月1日（木）】

- ・第8回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）第1回外部有識者会議報告
 - （2）今後の作業等について

【5月11日（月）】

- ・第9回教育委員会事務局検証委員会開催
 - （1）検証委員会報告書（案）について

【5月12日（火）】

- ・教育委員会臨時会議開催
 - （1）検証委員会報告書（案）について

【5月18日（月）】

- ・教育委員会臨時会議開催
 - （1）検証委員会報告書（案）について
- ・検証委員会報告書の公表

【5月19日（火）】

- ・第5回庁内対策会議開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）検証委員会報告書について

【5月25日（月）】

- ・第2回外部有識者会議

【5月29日（金）】

- ・第9回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）今後のスケジュールについて
 - （2）中間取りまとめ（案）について

【6月3日（水）】

- ・第10回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）中間とりまとめ（案）について

【6月9日（火）】

- ・第6回庁内対策会議開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）中間取りまとめ（素案）について
- ・第11回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）今後の作業について

【6月11日（木）】

- ・第3回外部有識者会議

【6月12日（金）】

- ・第12回庁内対策会議作業部会開催
 - （1）中間とりまとめ（案）について

【6月16日（火）】

- ・第7回庁内対策会議開催
 - （1）これまでの経過等について
 - （2）中間取りまとめ（案）について
- ・庁内対策会議報告書中間取りまとめの公表

【6月26日（金）】

- ・市議会市民委員会において中間取りまとめ報告

【7月9日（木）】

- ・第13回庁内対策会議作業部会開催
（1）報告書（案）について

【7月15日（水）】

- ・第14回庁内対策会議作業部会開催
（1）報告書（案）について

【7月21日（火）】

- ・第8回庁内対策会議開催
（1）これまでの経過等について
（2）報告書（案）について

【7月22日（水）】

- ・第4回外部有識者会議

【7月31日（金）】

- ・第15回庁内対策会議作業部会開催
（1）報告書（案）について

【8月12日（水）】

- ・第16回庁内対策会議作業部会開催
（1）報告書（案）について

【8月25日（火）】

- ・第9回庁内対策会議開催
（1）これまでの経過等について
（2）報告書（案）について

2 関係要綱等

中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
26 川教指第 2820 号

(設置)

第 1 条 川崎区内で発生した中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証を行い、市内の全ての市立学校の教育活動に活かされる仕組みをつくとともに、関係局等と連携を図りながら再発防止に努めることを目的として、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。
(1) 中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証に関すること。
(2) 市立学校における事件の再発防止策に関すること。
(3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる職員をもって組織する。
2 委員長は、教育長をもって充てる。
3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

(委員会等)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
2 委員長は、委員会を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する。

別表 1

1	委員長	教育長
2	副委員長	総務部長
3	委員	総務部担当部長(教育改革推進担当)
4	委員	職員部長
5	委員	学校教育部長
6	委員	生涯学習部長
7	委員	総合教育センター所長
8	委員	庶務課長
9	委員	企画課長
10	委員	学事課長
11	委員	総務部担当課長(人権・共生教育担当)
12	委員	総務部担当課長(区教育・調整担当)
13	委員	教職員課長
14	委員	指導課長
15	委員	指導課担当課長(指導・調整)
16	委員	学校教育部担当課長(川崎区・教育担当)
17	委員	生涯学習部生涯学習推進課長
18	委員	総合教育センター教育相談センター室長
19	委員	総合教育センター特別支援教育センター室長

中学生死亡事件に係る市内対策会議設置要綱

平成 27 年 3 月 3 日
26 川市庶第 1440 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、川崎区内で発生した中学 1 年生死亡事件に係る再発防止等を図ることを目的として、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会（平成 27 年 3 月 3 日付け 26 川教庶第 2820 号）の検討を踏まえつつ、子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を、関係部局が連携し効果的に推進するため、中学生死亡事件に係る市内対策会議（以下「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策に関すること。
- (2) 安全・安心な環境づくりを推進するための緊急的な取組に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 議長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、副市長をもって充てる。
- 5 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 委員は、別表に掲げる職員のほか議長が指名する者をもって構成する。

(部会の設置等)

第 4 条 議長は、第 2 条各号に掲げる事項について、調査検討を円滑に進めるために、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会については、議長が部会長を指名し、部会長が指名する職員を部会の委員として組織する。
- 3 部会の運営等については、その都度定める。

(会議)

第 5 条 会議は、議長が召集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 会議は、調査検討事項について必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、市民・こども局市民生活部庶務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議において必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。

別 表

教育長
総務局長
市民・こども局長
こども本部長
健康福祉局長
川崎区長

※3月31日開催の第3回会議から、第3条第6号の規定により、建設緑政局長、幸区長、中原区長、高津区長、宮前区長、多摩区長、麻生区長を追加した。

外部有識者（専門委員）名簿

（五十音順、敬称略）

	氏 名	役職名等
1	影山 秀人	弁護士（横浜弁護士会所属）
2	後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授（刑事法）
3	小林 正幸	東京学芸大学教育実践研究支援センター教授 （教育臨床心理学）
4	新倉 アキ子	帝京大学客員准教授（対人コミュニケーション）
5	西野 博之	特定非営利活動法人 フリースペースたまりば理事長 川崎市子ども夢パーク所長
6	松原 康雄	明治学院大学教授・副学長（児童福祉論）
7	宮田 美恵子	特定非営利活動法人 日本こどもの安全教育 総合研究所理事長

